

4 写真の省略

工事写真は次の場合は省略できるものとする。

- (1) 品質管理写真については、公的機関で実施された品質証明書を整備できる場合。
- (2) 出来形管理写真については、完成後明視でき容易に測定可能な箇所。

5 写真の編集等

写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。ただし、「デジタル工事写真の小黑板情報電子化について」（平成 29 年 3 月 31 日付け、28 高技管第 329 号）に基づく小黑板情報の電子的記入は、これに当たらない。

6 色彩、寸法及び形式

(1) 色彩

工事写真は、デジタル写真管理情報基準によるが、電子納品対象工事でない場合については、カラーフィルムのカラープリントまたは、デジタルカメラの場合は、カラープリンター300bpi 以上とする。

(2) 寸法

デジタル写真管理情報基準によるが、電子納品対象工事でない場合については、サービス版サイズ程度とし、監督職員が必要に応じ指示する場合は、請負者はこれに従うとともに、工事写真等を、A 4 版の大きさの工事写真帳に整理するものとする。

(3) 形式

デジタル写真管理情報基準によるが、電子納品対象工事でない場合については、工事写真の撮影機の形式は、ネガフィルムを使用するスチールカメラまたは、デジタルカメラとする。

7 施工状況写真

工種毎に主要な施工中の状況等を工事施工段階の記録として撮影しなければならない。

また、工事着手前、工事途中、完成の写真が相互に関連するように、工事箇所の全体的な状況写真を撮影し、工事工程が段階的に概況把握できるよう写真管理を行わなければならない。

なお、施工状況写真については、ビデオ等の活用ができるものとする。

8 出来形管理写真

外面から明視できない部分の出来形寸法等は、記録として撮影しなければならない。また、監督職員が段階確認した場合の写真撮影は、監督職員の指示によるものとし、出来形管理写真として整理する。

ただし、監督職員がやむを得ず立ち会うことのできない場合は、適宜な方法の指示を受け、出来形寸法や作業状況等が確認できる写真撮影を行い、その結果の確認を受けなければならない。

9 品質管理写真

品質管理における試験、検査及び測定時には監督職員が立会、確認し写真撮影することを原則とする。

ただし、監督職員がやむを得ず立ち会うことのできない場合は、請負者は監督職員がその都度指示する適宜の方法に従い、その結果の確認を得なければならない。

10 災害写真

工事中における災害については、請負者は災害以前の管理資料と災害後の管理資料の比較を、次の事項を考慮して撮影しておかなくてはならない。

- (1) 被災状況を確認できるように、洪水、漏水、決壊、崩壊等の状況及び臨機の措置の施工等を撮影すること。
- (2) 撮影は、工事箇所付近の災害状況、被災箇所全域状況等、また、被災箇所の寸法等が判別出来るよう撮影をすること。

11 事故写真

事故箇所の発生前、発生直後、発生後の事故状況が分かる写真及び、安全対策実施状況等を撮影する。

12 その他（公害、環境、工事損害影響管理写真）

請負者は、工事により第三者の物件等に損害の影響が考えられる場合は、事前、施工中、事後の工事影響のわかる調査写真を撮影し、監督職員に提出しなければならない。

環境対策として、イメージアップ等の各施設設置状況等を撮影する。

（品質証明）

第10条 請負者は、設計図書で品質証明の対象工事と明示された場合には、品質証明に従事する者が事前に品質確認を行い、検査時にその結果を所定の様式により提出しなければならない。

（検査）

第11条 請負者は、工事検査に際しこの要綱に定める管理資料等を監督職員に提出しなければならない。また、電子納品については「電子納品運用に関するガイドライン 工事編」による。

（その他）

第12条 この要綱によりがたいものは、監督職員と協議のうえ別途定めることができる。また、この要綱に定めるほか必要と認める管理方法等について適宜追加することができる。

なお、施工中で管理が必要となったものは、協議の上実施できるものとする。

附則

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行し、同日以降契約する工事から適用する。
- 2 この要綱は、平成20年5月1日から施行し、同日以降契約する工事から適用する。
- 3 この要綱は、平成21年4月1日から施行し、同日以降契約する工事から適用する。
- 4 この要綱は、平成29年10月1日から施行し、同日以降契約する工事から適用する。
- 5 この要綱は、平成30年10月1日から施行し、同日以降契約する工事から適用する。

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第3節 共通の工種	3-2-3-29	3	側溝工	暗渠工		I-18
	3-2-3-30		集水樹工			I-19
	3-2-3-31		現場塗装工			I-19
	3-2-3-32		かごマット工			I-20
	3-2-3-34		ポット苗植栽工			I-21
第4節 基礎工	3-2-4-1		一般事項	切込砂利		I-22
				砕石基礎工		I-22
				割ぐり石基礎工		I-22
				均しコンクリート		I-22
	3-2-4-3	1	基礎工（護岸）	現場打		I-22
				プレキャスト		I-22
				吊込基礎ブロック		I-23
	3-2-4-4	1	既製杭工	既製コンクリート杭		I-24
				鋼管杭		I-24
				H鋼杭		I-24
		2	既製杭工	鋼管ソイルメント杭		I-24
	3-2-4-5		場所打杭工			I-24
	3-2-4-6		深礎工			I-25
3-2-4-7		オープンケーソン基礎工			I-25	
3-2-4-8		ニューマチックケーソン基礎工			I-25	
3-2-4-9		鋼管矢板基礎工			I-26	
第5節 石・ブロック積（張）工	3-2-5-3	1	コンクリートブロック工	コンクリートブロック積		I-26
				コンクリートブロック張り		I-26
				連節ブロック張り		I-26
		2	コンクリートブロック工	天端保護ブロック		I-27
	3-2-5-4		緑化ブロック工			I-27
	3-2-5-5	1	石積（張）工			I-27
2				石積工 石張工		I-28
第6節 一般舗装工	3-2-6-7	1	アスファルト舗装工	下層路盤工		I-29
		2	アスファルト舗装工	下層路盤工（面管理の場合）		I-30
		3	アスファルト舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）		I-31
		4	アスファルト舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）（面管理の場合）		I-32
		5	アスファルト舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		I-33
		6	アスファルト舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）（面管理の場合）		I-34

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第6節 一般舗装工	3-2-6-7	7	アスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工		I-35
		8	アスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工（面管理の場合）		I-36
		9	アスファルト舗装工	基層工		I-37
		10	アスファルト舗装工	基層工（面管理の場合）		I-38
		11	アスファルト舗装工	表層工		I-39
		12	アスファルト舗装工	表層工（面管理の場合）		I-40
	3-2-6-8	1	半たわみ性舗装工	下層路盤工		I-40
		2	半たわみ性舗装工	下層路盤工（面管理の場合）		I-41
		3	半たわみ性舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）		I-41
		4	半たわみ性舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）（面管理の場合）		I-42
		5	半たわみ性舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		I-42
		6	半たわみ性舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）（面管理の場合）		I-43
		7	半たわみ性舗装工	加熱アスファルト安定処理工		I-43
		8	半たわみ性舗装工	加熱アスファルト安定処理工（面管理の場合）		I-44
		9	半たわみ性舗装工	基層工		I-44
		10	半たわみ性舗装工	基層工（面管理の場合）		I-45
		11	半たわみ性舗装工	表層工		I-45
		12	半たわみ性舗装工	表層工（面管理の場合）		I-46
	3-2-6-9	1	排水性舗装工	下層路盤工		I-46
		2	排水性舗装工	下層路盤工（面管理の場合）		I-47
		3	排水性舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）		I-47
		4	排水性舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）（面管理の場合）		I-48
		5	排水性舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		I-48
		6	排水性舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）（面管理の場合）		I-49
		7	排水性舗装工	加熱アスファルト安定処理工		I-49
		8	排水性舗装工	加熱アスファルト安定処理工（面管理の場合）		I-50

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第6節 一般舗装工	3-2-6-9	9	排水性舗装工	基層工		I-50
		10	排水性舗装工	基層工（面管理の場合）		I-51
		11	排水性舗装工	表層工		I-51
		12	排水性舗装工	表層工（面管理の場合）		I-52
	3-2-6-10	1	透水性舗装工	路盤工		I-53
		2	透水性舗装工	路盤工（面管理の場合）		I-53
		3	透水性舗装工	表層工		I-54
		4	透水性舗装工	表層工（面管理の場合）		I-54
	3-2-6-11	1	グースアスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工		I-55
		2	グースアスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工（面管理の場合）		I-55
		3	グースアスファルト舗装工	基層工		I-56
		4	グースアスファルト舗装工	基層工（面管理の場合）		I-56
		5	グースアスファルト舗装工	表層工		I-57
		6	グースアスファルト舗装工	表層工（面管理の場合）		I-57
	3-2-6-12	1	コンクリート舗装工	下層路盤工		I-58
		2	コンクリート舗装工	下層路盤工（面管理の場合）		I-58
		3	コンクリート舗装工	粒度調整路盤工		I-58-1
		4	コンクリート舗装工	粒度調整路盤工（面管理の場合）		I-58-1
		5	コンクリート舗装工	セメント（石灰・瀝青）安定処理工		I-59
		6	コンクリート舗装工	セメント（石灰・瀝青）安定処理工（面管理の場合）		I-59
		7	コンクリート舗装工	アスファルト中間層		I-59-1
		8	コンクリート舗装工	アスファルト中間層（面管理の場合）		I-59-1
		9	コンクリート舗装工	コンクリート舗装版工		I-60
		10	コンクリート舗装工	コンクリート舗装版工（面管理の場合）		I-60
		11	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（下層路盤工）		I-60-1
		12	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（下層路盤工）（面管理の場合）		I-60-1
		13	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（粒度調整路盤工）		I-60-2

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第6節 一般舗装工	3-2-6-12	14	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（粒度調整路盤工）（面管理の場合）		I-60-2	
		15	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（セメント（石灰・瀝青）安定処理工）		I-61	
		16	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（セメント（石灰・瀝青）安定処理工）（面管理の場合）		I-61	
		17	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（アスファルト中間層）		I-61-1	
		18	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（アスファルト中間層）（面管理の場合）		I-61-1	
		19	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工		I-61-2	
		20	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（面管理の場合）		I-61-3	
		3-2-6-13	1	薄層カラー舗装工	下層路盤工		I-62
			2	薄層カラー舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）		I-62
			3	薄層カラー舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		I-63

【第3編 土木工事共通編】

出来形管理基準及び規格値 索引

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第6節 一般舗装工	3-2-6-13	4	薄層カラー舗装工	加熱アスファルト安定処理工		I-63
		5	薄層カラー舗装工	基層工		I-63
	3-2-6-14	1	ブロック舗装工	下層路盤工		I-64
		2	ブロック舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）		I-64
		3	ブロック舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		I-65
		4	ブロック舗装工	加熱アスファルト安定処理工		I-65
		5	ブロック舗装工	基層工		I-65
	3-2-6-15		路面切削工			I-66
	3-2-6-16		舗装打換え工			I-66
	3-2-6-17		オーバーレイ工			I-66
第7節 地盤改良工	3-2-7-2		路床安定処理工			I-67
	3-2-7-3		置換工			I-67
	3-2-7-4		表層安定処理工	サンドマット海上		I-68
	3-2-7-5		パイルネット工			I-68
	3-2-7-6		サンドマット工			I-68
	3-2-7-7		バーチカルドレーン工	サンドドレーン工		I-69
				ペーパードレーン工		I-69
				袋詰式サンドドレーン工		I-69
	3-2-7-8		締固め改良工	サンドコンパクションパイル工		I-69
	3-2-7-9		固結工	粉末噴射攪拌工		I-69
高圧噴射攪拌工					I-69	
スラリー攪拌工					I-69	
生石灰パイル工					I-69	
第10節 仮設工	3-2-10-5	1	土留・仮締切工	H鋼杭		I-70
				鋼矢板		I-70
		2	土留・仮締切工	アンカー工		I-70
		3	土留・仮締切工	連節ブロック張り工		I-70
		4	土留・仮締切工	締切盛土		I-70
	5	土留・仮締切工	中詰盛土		I-71	
	3-2-10-9		地中連続壁工（壁式）			I-71
	3-2-10-10		地中連続壁工（柱列式）			I-71
3-2-10-22		法面吹付工		3-2-14-3 吹付工	I-85	
第11節 軽量盛土工	3-2-11-2		軽量盛土工		1-2-4-3 路体盛土工	I-6
第12節 工場製作工（共通）	3-2-12-1	1	一般事項	鋳造費（金属支承工）		I-72
		2	一般事項	鋳造費（大型ゴム支承工）		I-73
		3	一般事項	仮設材製作工		I-74
		4	一般事項	刃口金物製作工		I-74

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第12節 工場製作工（共通）	3-2-12-3	1	桁製作工	仮組検査を実施する場合		I-75
				シミュレーション仮組検査を実施する場合		I-75
		2	桁製作工	仮組検査を実施しない場合		I-77
		3	桁製作工	鋼製えん堤製作工（仮組立時）		I-78
	3-2-12-4		検査路製作工			I-79
	3-2-12-5		鋼製伸縮継手製作工			I-79
	3-2-12-6		落橋防止装置製作工			I-80
	3-2-12-7		橋梁用防護柵製作工			I-80
	3-2-12-8		アンカーフレーム製作工			I-80
	3-2-12-9		プレビーム用桁製作工			I-81
	3-2-12-10		鋼製排水管製作工			I-81
	3-2-12-11		工場塗装工			I-82
第13節 橋梁架設工	3-2-13		架設工（鋼橋）	クレーン架設		I-83
				ケーブルクレーン架設		I-83
				ケーブルエレクション架設		I-83
				架設桁架設		I-83
				送出し架設		I-83
				トラバラークレーン架設		I-83
	3-2-13		架設工（コンクリート橋）	クレーン架設		I-84
				架設桁架設		I-84
			架設工支保工	固定		I-84
				移動		I-84
			架設桁架設	片持架設		I-84
				押出し架設		I-84
第14節 法面工（共通）	3-2-14-2	1	植生工	種子散布工		I-84
				張芝工		I-84
				筋芝工		I-84
				市松芝工		I-84
				植生シート工		I-84
				植生マット工		I-84
				植生筋工		I-84
				人工張芝工		I-84
				植生穴工		I-84
	3-2-14-3	2	植生工	植生基材吹付工		I-84
				客土吹付工		I-84
			吹付工（仮設を含む）	コンクリート		I-85
			モルタル		I-85	

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第 14 法面工 (共通)	3-2-14-4	1	法枠工	現場打法枠工		I-86
				現場吹付法枠工		I-86
	3-2-14-6	2	法枠工	プレキャスト法枠工		I-86
				アンカー工		I-86
第 15 擁壁工 (共通)	3-2-15-1		一般事項	場所打擁壁工		I-87
	3-2-15-2		プレキャスト擁壁工			I-87
	3-2-15-3		補強土壁工	補強土 (テールアルメ) 壁工法		I-88
				多数アンカー式補強土工法		I-88
				ジオテキスタイルを用いた補強土工法		I-88
3-2-15-4		井桁ブロック工			I-88	
第 16 浚渫工 (共通)	3-2-16-3	1	浚渫船運転工	ポンプ浚渫船		I-89
		2	浚渫船運転工	グラブ船、バックホウ浚渫船		I-89
		3	浚渫船運転工	グラブ船、バックホウ浚渫船 (面管理の場合)		I-89
第 18 床版工	3-2-18-2		床版工			I-90

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第1章 道路改良						
第3節 工場製作工	10-1-3-2		遮音壁支柱製作工	遮音壁支柱製作工		I-115
				工場塗装工	3-2-12-11 工場塗装工	I-82
第4節 地盤改良工	10-1-4-2		路床安定処理工		3-2-7-2 路床安定処理工	I-67
	10-1-4-3		置換工		3-2-7-3 置換工	I-47
	10-1-4-4		サンドマット工		3-2-7-6 サンドマット工	I-67
	10-1-4-5		バーチカルドレーン工		3-2-7-7 バーチカルドレーン工	I-69
	10-1-4-6		締固め改良工		3-2-7-8 締固め改良工	I-69
	10-1-4-7		固結工		3-2-7-9 固結工	I-69
第5節 法面工	10-1-5-2		植生工		3-2-14-2 植生工	I-84
	10-1-5-3		法面吹付工		3-2-14-3 吹付工	I-85
	10-1-5-4		法枠工		3-2-14-4 法枠工	I-86
	10-1-5-6		アンカー工		3-2-14-6 アンカー工	I-86
	10-1-5-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27 羽口工	I-17
				ふとんかご	3-2-3-27 羽口工	I-17
10-1-5-8		ポット苗植栽工		3-2-3-34 ポット苗植栽工	I-21	
第6節 軽量盛土工	10-1-6-2		軽量盛土工		1-2-4-3 路体盛土工	I-6
第7節 擁壁工	10-1-7-3		既製杭工		3-2-4-4 既製杭工	I-24
	10-1-7-4		場所打杭工		3-2-4-5 場所打杭工	I-24
	10-1-7-5		場所打擁壁工		3-2-15-1 場所打擁壁工	I-87
	10-1-7-6		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2 プレキャスト擁壁工	I-87
	10-1-7-7		補強土壁工	補強土（テールアルメ）壁工法	3-2-15-3 補強土壁工	I-88
				多数アンカー式補強土工法	3-2-15-3 補強土壁工	I-88
ジオテキスタイルを用いた補強土工法				3-2-15-3 補強土壁工	I-88	
10-1-7-8		井桁ブロック工		3-2-15-4 井桁ブロック工	I-88	
第8節 石・ブロック積（張）工	10-1-8-3		コンクリートブロック工		3-2-5-3 コンクリートブロック工	I-26
	10-1-8-4		石積（張）工		3-2-5-5 石積（張）工	I-27
第9節 カルバート工	10-1-9-4		既製杭工		3-2-4-4 既製杭工	I-24
	10-1-9-5		場所打杭工		3-2-4-5 場所打杭工	I-24
	10-1-9-6		場所打函渠工			I-115
	10-1-9-7		プレキャストカルバート工		3-2-3-28 プレキャストカルバート工	I-17
第10節 排水構造物工（小型水路工）	10-1-10-3		側溝工		3-2-3-29 側溝工	I-18
	10-1-10-4		管渠工		3-2-3-29 側溝工	I-18
	10-1-10-5		集水樹・マンホール工		3-2-3-30 集水樹工	I-19
	10-1-10-6		地下排水工		3-2-3-29 暗渠工	I-18
	10-1-10-7		場所打水路工		3-2-3-29 場所打水路工	I-18
	10-1-10-8		排水工（小段排水・縦排水）		3-2-3-29 側溝工	I-18
第11節 落石雪害防止工	10-1-11-4		落石防止網工			I-115
	10-1-11-5		落石防護柵工			I-115

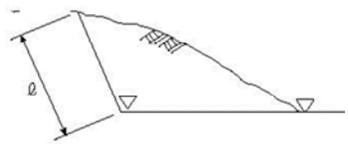
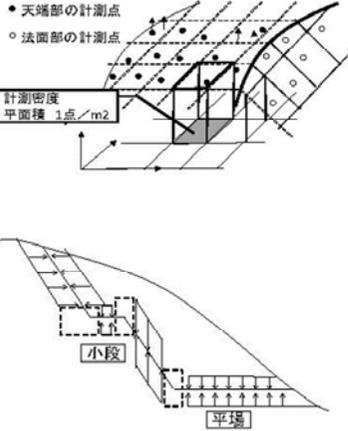
章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第 11 落石雪害防止工	10-1-11-6		防雪柵工			I-116	
	10-1-11-7		雪崩予防柵工			I-116	
第 12 遮音壁工	10-1-12-4		遮音壁基礎工			I-116	
	10-1-12-5		遮音壁本体工			I-116	
第 2 章 舗装							
第 3 節 地盤改良工	10-2-3-2		路床安定処理工		3-2-7-2 路床安定処理工	I-67	
	10-2-3-3		置換工		3-2-7-3 置換工	I-47	
第 4 節 舗装工	10-2-4-5		アスファルト舗装工		3-2-6-7 アスファルト舗装工	I-29	
	10-2-4-6		半たわみ性舗装工		3-2-6-8 半たわみ性舗装工	I-40	
	10-2-4-7		排水性舗装工		3-2-6-9 排水性舗装工	I-46	
	10-2-4-8		透水性舗装工		3-2-6-10 透水性舗装工	I-53	
	10-2-4-9		グースアスファルト舗装工		3-2-6-11 グースアスファルト舗装工	I-55	
	10-2-4-10		コンクリート舗装工		3-2-6-12 コンクリート舗装工	I-58	
	10-2-4-11		薄層カラー舗装工		3-2-6-13 薄層カラー舗装工	I-62	
	10-2-4-12		ブロック舗装工		3-2-6-14 ブロック舗装工	I-64	
	10-2-4		歩道路盤工			I-117	
	10-2-4		取合舗装路盤工			I-117	
	10-2-4		路肩舗装路盤工			I-117	
	10-2-4		歩道舗装工			I-117	
	10-2-4		取合舗装工			I-117	
	10-2-4		路肩舗装工			I-117	
	10-2-4		表層工			I-117	
	第 5 節 排水構造物工（路面排水工）	10-2-5-3		側溝工		3-2-3-29 側溝工	I-18
		10-2-5-4		管渠工		3-2-3-29 側溝工	I-18
10-2-5-5			集水柵（街渠柵）・マンホール工		3-2-3-30 集水柵工	I-19	
10-2-5-6			地下排水工		3-2-3-29 暗渠工	I-18	
10-2-5-7			場所打水路工		3-2-3-29 場所打水路工	I-18	
10-2-5-8			排水工（小段排水・縦排水）		3-2-3-29 側溝工	I-18	
10-2-5-9			排水性舗装用路肩排水工			I-118	
第 6 節 縁石工	10-2-6-3		縁石工		3-2-3-5 縁石工	I-8	
第 7 節 踏掛版工	10-2-7-4		踏掛版工	コンクリート工		I-118	
				ラバーシュー		I-118	
				アンカーボルト		I-118	
第 8 節 防護柵工	10-2-8-3		路側防護柵工		3-2-3-8 路側防護柵工	I-9	
	10-2-8-4		防止柵工		3-2-3-7 防止柵工	I-9	
	10-2-8-5		ボックスビーム工		3-2-3-8 路側防護柵工	I-9	
	10-2-8-6		車止めポスト工		3-2-3-7 防止柵工	I-9	
第 9 節 標識工	10-2-9-3		小型標識工		3-2-3-6 小型標識工	I-8	
	10-2-9-4	1	大型標識工	標識基礎工		I-118	
		2	大型標識工	標識柱工		I-118	

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第7節 縁石工	10-16-7-3		縁石工		3-2-3-5 縁石工	I-8
第8節 防護柵工	10-16-8-3		路側防護柵工		3-2-3-8 路側防護柵工	I-9
	10-16-8-4		防止柵工		3-2-3-7 防止柵工	I-9
	10-16-8-5		ボックスビーム工		3-2-3-8 路側防護柵工	I-9
	10-16-8-6		車止めポスト工		3-2-3-7 防止柵工	I-9
第9節 標識工	10-16-9-3		小型標識工		3-2-3-6 小型標識工	I-8
	10-16-9-4		大型標識工		10-2-9-4 大型標識工	I-118
第10節 区画線工	10-16-10-2		区画線工		3-2-3-9 区画線工	I-10
第12節 道路付属施設工	10-16-12-4		道路付属物工		3-2-3-10 道路付属物工	I-10
	10-16-12-5		ケーブル配管工		10-2-12-5 ケーブル配管工	I-119
	10-16-12-6		照明工		10-2-12-6 照明工	I-119
第13節 軽量盛土工	10-16-13-2		軽量盛土工		1-2-4-3 路体盛土工	I-6
第14節 擁壁工	10-16-14-3		場所打擁壁工		3-2-15-1 場所打擁壁工	I-87
	10-16-14-4		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2 プレキャスト擁壁工	I-87
第15節 石・ブロック積(張)工	10-16-15-3		コンクリートブロック工		3-2-5-3 コンクリートブロック工	I-26
	10-16-15-4		石積(張)工		3-2-5-5 石積(張)工	I-27
第16節 カルバート工	10-16-16-4		場所打函渠工		10-1-9-6 場所打函渠工	I-115
	10-16-16-5		プレキャストカルバート工		3-2-3-28 プレキャストカルバート工	I-17
第17節 法面工	10-16-17-2		植生工		3-2-14-2 植生工	I-84
	10-16-17-3		法面吹付工		3-2-14-3 吹付工	I-85
	10-16-17-4		法枠工		3-2-14-4 法枠工	I-86
	10-16-17-6		アンカー工		3-2-14-6 アンカー工	I-86
	10-16-17-7		かご工	じゃかご ふとんかご	3-2-3-27 羽口工 3-2-3-27 羽口工	I-17 I-17
第18節 落石雪害防止工	10-16-18-4		落石防止網工		10-1-11-4 落石防止網工	I-115
	10-16-18-5		落石防護柵工		10-1-11-5 落石防護柵工	I-115
	10-16-18-6		防雪柵工		10-1-11-6 防雪柵工	I-116
	10-16-18-7		雪崩予防柵工		10-1-11-7 雪崩予防柵工	I-116
第20節 鋼桁工	10-16-20-3		鋼桁補強工		10-16-3-4 桁補強材製作工	I-139
第21節 橋梁支承工	10-16-21-3		鋼橋支承工		10-4-5-10 支承工	I-126
	10-16-21-4		PC橋支承工		10-4-5-10 支承工	I-126
第22節 橋梁付属物工	10-16-22-3		伸縮継手工(ゴムジョイント)			I-140
	10-16-22-4		落橋防止装置工		10-4-8-3 落橋防止装置工	I-127
	10-16-22-6		地覆工		10-4-8-5 地覆工	I-127
	10-16-22-7		橋梁用防護柵工		10-4-8-6 橋梁用防護柵工	I-127
	10-16-22-8		橋梁用高欄工		10-4-8-7 橋梁用高欄工	I-127
	10-16-22-9		検査路工		10-4-8-8 検査路工	I-127
第25節 現場塗装工	10-16-25-3		橋梁塗装工		3-2-3-31 現場塗装工	I-19
	10-16-25-6		コンクリート面塗装工		3-2-3-11 コンクリート面塗装工	I-10

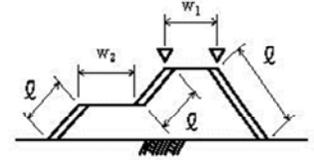
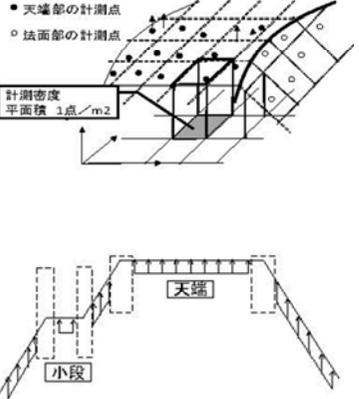
表-1 出来形管理基準及び規格値

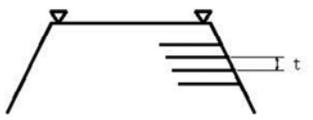
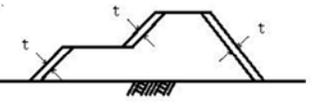
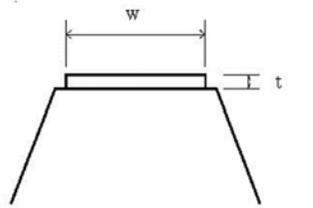
第1 一般土木工事の部

単位：mm

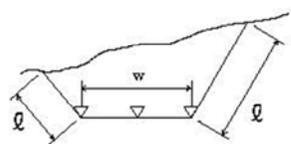
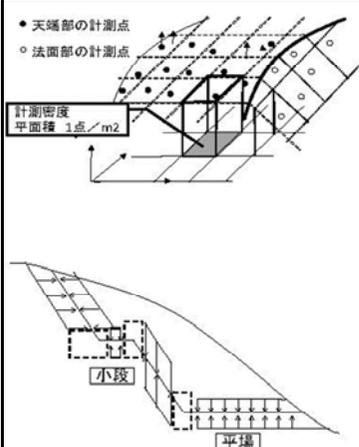
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	2	1	掘削工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は掘削部の両端で測定。		1-2-3-2
				法長φ		φ<5m	-200			
				2	掘削工 (面管理の場合)		平均値 個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「無人航空機搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、または「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		
平場	標高較差	±50	±150	法面 (小段含む)		水平または標高較差	±70			±160

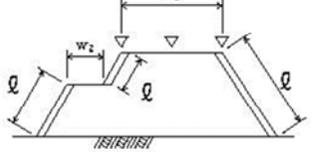
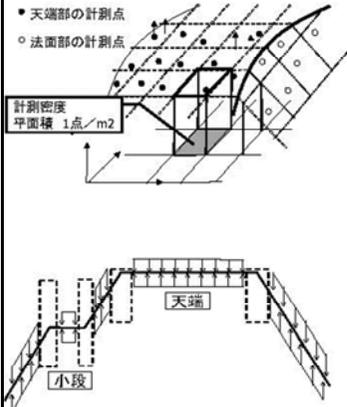
出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要			
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	3	1	盛土工	基準高▽	-50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 基準高は各法肩で測定。 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書に測点毎。基準高は各法肩で測定。		1-2-3-3			
						法長 l	$l < 5m$				-100		
							$l \geq 5m$				法長-2%		
						幅 w_1, w_2					-100		
				勾配	$S < 1割$	±0.5分							
					$S \geq 1割$	±1.0分							
				2	盛土工 (面管理の場合)			平均値	個々の計測値			1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は天端面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	
						天端	標高較差	-50	-150				
						法面 4割<勾配	標高較差	-50	-170				
						法面 4割≥勾配 (小段含む)	標高較差	-60	-170				
※ただし、ここでの勾配は、鉛直方向の長さ1に対する、水平方向の長さXをX割と表したものの													

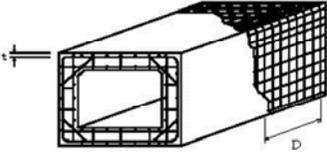
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	4		盛土補強工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基準高▽	-50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		1-2-3-4	
						厚 さ t	-50				
						控 え 長 さ	設計値以上				
						勾 配	±0.5分				
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	5		法面整形工 (盛土部)	厚 さ t	※-30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。		1-2-3-5	
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	6		堤防天端工	厚さ t	t < 15cm	-25	幅は、施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 厚さは、施工延長200mにつき1ヶ所、200m以下は2ヶ所、中央で測定。		1-2-3-6
							t ≥ 15cm	-50			
						幅 w	-100				

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要				
1 共通編	2 土工	4 道路土工	1		道路一般 (IP)	延長	L < 30m	±10	1 施工箇所につき 1 ヶ所。	IP 点間距離の計算値と測定値との差を求める。IP 点間距離が直接測定出来ない場合は、IP を含めた 4 級基準点測量により求めた IP の座標値との差を求める。	1-2-4-1			
							L ≥ 30m	±L/3,000						
					道路一般 (中心線)	延長	偏 心		±10	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。	隣接する中心点等の点間距離の計算値と測定値との差を求める。			
							L < 20m	±10						
					道路一般 (路面)	砂利	基準高▽	±50	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。	基準高は、路面両端部で測定。	測定項目欄の砂利とは、舗装計画のない路面をいい、舗装とは、舗装計画のある路面をいう。			
							全 幅	±50						
						舗装	基準高▽	±30		基準高は、道路中心線及び端部で測定。				
							幅 員	±25		中心線から左右路面端部を管理。				

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
1 共通編	2 土工	4 道路土工	2	1	掘削工	基準高▽	±50	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎、基準高は、道路中心線及び端部で測定。		1-2-4-2		
						法長ℓ	ℓ<5m				-200	
							ℓ≥5m				法長-4%	
						幅	w				-100	
						勾配	S<1割				±0.5分	
				S≥1割	±1.0分							
				2	掘削工 (面管理の場合)	平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平表面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。				
						平場	標高較差				±50	±150
						法面 (小段含む)	水平または 標高較差				±70	±160

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
1 共通編	2 土工	4 道路土工	3 4	1	路体盛土工 路床盛土工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は、道路中心線及び端部で測定。		1-2-4-3 1-2-4-4	
						法長ℓ	ℓ<5m				-100
							ℓ≥5m				法長-2%
						幅	w ₁ , w ₂				-100
						勾配	S<1割				±0.5分
			S≥1割	±1.0分							
			2	路体盛土工 路床盛土工 (面管理の場合)	天端	標高較差	±50	±150	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は天端面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		
					法面 (小段含む)	標高較差	±80	±190			
					平均値						
					個々の計測値						

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通編	2 土工	4 道路土工	5		法面整形工 (盛土部)	厚 さ t	※-30	施工延長 40mにつき 1ヶ所、延長 40m 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。		1-2-4-5
1 共通編	3 無筋、鉄筋コンクリート	7 鉄筋工	4		組立て	平均間隔 d	± φ	$d = \frac{D}{n - 1}$ D : n 本間の延長 n : 10 本程度とする φ : 鉄筋径		1-3-7-4
						かぶり t	± φ かつ 最小かぶり 以上			
								工事の規模に応じて、1 リフト、1 ロット当たりに対して各面で一箇所以上測定する。最小かぶりは、コンクリート標準示方書（設計編：標準 7 編 2 章 2.1）参照。ただし、道路橋示方書の適用を受ける橋については、道路橋示方書（Ⅲコンクリート橋編 6.6）による。 注 1) 重要構造物 かつ主鉄筋について適用する。 注 2) 橋梁コンクリート床版桁（PC 橋含む）の鉄筋については、第 3 編 3-2-18-2 床版工を適用する。 注 3) 新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積 25 m ² 以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外））の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	5 石・ ブ ロ ッ ク 積 (張) 工	5	2	石積工 石張工	基準高 ▽		施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の 2ヶ所を測定。		3-2-5-5	
						①石天端制約なし	+短径の 1/3 以内 -0				
						②石天端揃え	+100 -50				
						③石天端舗装 (舗装面と接する 部分)	±30				
						法長 ℓ	ℓ < 3 m				-50
							ℓ ≥ 3 m				-100
						厚さ (石積・張) t ₁					-50
						厚さ (裏込) t ₂					-50
						勾 配					±0.5 分
						延 長 L					-0.5% ただし 最大-200 最小-50

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	7	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし(最少2ヶ所)、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定(最少3ヶ所)。幅は、延長40m毎に1ヶ所の割に測定(最少2ヶ所)。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-7
						厚 さ	-45	-45	-15	-15			
						幅	-50	-50	—	—			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	7	2	アスファルト舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±40	±50	—	—	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（案）」または「TS（ノンプリズム方式）」を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。	3-2-6-7
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	7	3	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長 40m 毎に 1ヶ所の割とし (最少 2ヶ所)、厚さは各車線 200m 毎に 1ヶ所を掘り起こして測定 (最少 3ヶ所)。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 40m 以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が 2,000m ² 以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-7
						幅	-50	-50	—	—			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	7	4	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-64	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編(案))」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編(案))」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。	3-2-6-7

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	7	5	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし(最少2ヶ所)、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定(最少3ヶ所)。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアの採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れがある場合は、他の方法によることができる。	3-2-6-7
						幅	-50	-50	—	—			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	7	6	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-64	-8	-10	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領 (案)」または「TS (ノンプリズム方式)」を用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m² (平面投影面積当たり) 以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m²以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。</p>	3-2-6-7

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	7	7	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし(最少2ヶ所)、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取して測定(最少3個)。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアの採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れがある場合は、他の方法によることができる。	3-2-6-7
						幅	-50	-50	—	—			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	7	8	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-37	-46	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編(案))」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(案)」または「TS(ノンプリズム方式)」を用いた出来形管理要領(舗装工事編(案))に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。	3-2-6-7

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	7	9	アスファルト舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし(最少2ヶ所)、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取して測定(最少3個)。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	<p>工事規模の考え方</p> <p>中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。</p> <p>小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。</p> <p>厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>コア採取について</p> <p>橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	3-2-6-7
						幅	-25	-25	-	-			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	7	10	アスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-26	-3	-4	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（案）」または「TS（ノンプリズム方式）」を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²（平面投影面積当たり）以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m²以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。</p>	3-2-6-7

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	11	アスファルト舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3	幅と横断勾配は、延長40m毎に1ヶ所の割とし(最少2ヶ所)、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取して測定(最少3個)。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-7
						幅	-25	-25	-	-			
						横断勾配	±1.0%						
						平 坦 性	-		3mプロフィールメータ(σ)2.4mm以下直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	7	12	アスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-17	-20	-2	-3	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（案）」または「TS（ノンプリズム方式）」を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²（平面投影面積当たり）以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m²以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	3-2-6-7
						横断勾配	±1.0%						
						平坦性	—		3mプロフィールメータ(σ)2.4mm以下直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	8	1	半たわみ性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	<p>基準高、幅は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 (最少2ヶ所) 厚さは各車線200m毎に1ヶ所(最少3ヶ所)を掘り起こして測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m²以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。</p>	3-2-6-8
						厚 さ	-45	-45	-15	-15			
						幅	-50	-50	—	—			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	2	半たわみ性舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±40	±50	—	—	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(案)」または「TS(ノンプリズム方式)」を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。	3-2-6-8
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15			
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	3	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長40m毎に1ヶ所道路中心線・端部で測定。(最少2ヶ所) 厚さは、各車線200m毎に1ヶ所(最少3ヶ所)を掘り起こして測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。	3-2-6-8
						幅	-50	-50	—	—			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	4	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは は標高較差	-55	-64	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(案)」または「TS(ノンプリズム方式)」を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。	3-2-6-8
					厚 さ	-25	-30	-8	-10				
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	5	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	幅	-50	-50	—	—	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし(最少2ヶ所)、厚さは、1000mmに1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。ただし最少3個ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。	3-2-6-8
					厚 さ	-25	-30	-8	-10				

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	8	6	半たわみ性舗装工 (上層路盤工)	厚さあるいは 標高較差	-55	-64	-8	-10	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（案）」または「TS（ノンプリズム方式）」を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²（平面投影面積当たり）以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m²以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	3-2-6-8
					セメント（石灰）安定処理工 (面管理の場合)								
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	8	7	半たわみ性舗装工	厚 さ	-15	-20	-5	-7	<p>幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし（最少2ヶ所）、厚さは、1000㎡に1個の割でコアを採取して測定。ただし最少3個 ただし、幅は設計図書の見測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m²以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。</p> <p>コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	3-2-6-8
					(加熱アスファルト安定処理工)	幅	-50	-50	—	—			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	8	8	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-37	-46	-5	-7	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(案)」または「TS(ノンプリズム方式)」を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m²以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	3-2-6-8
						厚 さ	-9	-12	-3	-4			
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	8	9	半たわみ性舗装工 (基層工)	幅	-25	-25	-	-	<p>幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし(最少2ヶ所)、厚さは、1000m²に1個の割でコアを採取して測定。ただし最少3個 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。</p> <p>コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m²以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。</p>	3-2-6-8
						厚 さ	-9	-12	-3	-4			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	8	10	半たわみ性舗装工 (基層工)	厚さあるいは 標高較差	-20	-26	-3	-4	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（案）」または「TS（ノンプリズム方式）」を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²（平面投影面積当たり）以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m²以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	3-2-6-8
					(面管理の場合)								
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	8	11	半たわみ性舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3	<p>幅と横断勾配は、延長40m毎に1ヶ所の割とし（最少2ヶ所）、厚さは、1000㎡毎に1個の割でコアーを採取して測定。ただし最少3個 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m²以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。</p> <p>コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	3-2-6-8
					幅	-25	-25	—	—				
					平 坦 性	—		3mプロフィールメーター (σ)2.4mm以下直読式(足付き) (σ)1.75mm以下					
					横断勾配	±1.0%							

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	8	12	半たわみ性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは は標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(案)」または「TS(ノンプリズム方式)」を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-8
						平 坦 性	—		3mプロフィールメーター(σ)2.4mm以下直読式(足付き)(σ)1.75mm以下				
						横断勾配	±1.0%						
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	9	1	排水性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。(最少2ヶ所) 厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。(最少3ヶ所) 幅は、延長40m毎に1ヶ所の割に測定。(最少2ヶ所) ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-9
						厚 さ	-45	-45	-15	-15			
						幅	-50	-50	—	—			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	9	2	排水性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(案)」または「TS(ノンプリズム方式)」を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-9
					(面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15			
3	2	6	9	3	排水性舗装工 (上層路盤工)	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線・端部で測定。(最少2ヶ所) 厚さは、各車線200m毎に1ヶ所(最少3ヶ所)を掘り起こして測定。 ただし、幅は設計図書の見取点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-9
					粒度調整路盤工	幅	-50	-50	—	—			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	9	4	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは は標高較差	-55	-64	-8	-10	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（案）」または「TS（ノンプリズム方式）」を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²（平面投影面積当たり）以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m²以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	3-2-6-9
					厚 さ	-25	-30	-8	-10	<p>幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし（最少2ヶ所）、厚さは、1000㎡に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。ただし最少3個 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。</p> <p>コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>			
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	9	5	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント（石灰）安定処理工	幅	-50	-50	—		—	<p>幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし（最少2ヶ所）、厚さは、1000㎡に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。ただし最少3個 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。</p> <p>コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m²以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。</p> <p>コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>
					厚 さ	-25	-30	-8	-10				

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	9	6	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-55	-64	-8	-10	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(案)」または「TS(ノンプリズム方式)」を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m²以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	3-2-6-9
						厚 さ	-15	-20	-5	-7			
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	9	7	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	幅	-50	-50	—	—	<p>幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし(最少2ヶ所)、厚さは、1000m²に1個の割でコアを採取して測定。 ただし最少3個 ただし、幅は設計図書の見取図によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。</p> <p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m²以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。</p> <p>コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	3-2-6-9	
						厚 さ	-15	-20	-5	-7			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	9	8	排水性舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-37	-46	-5	-7	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(案)」または「TS(ノンプリズム方式)」を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m²以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	3-2-6-9
						厚 さ	-9	-12	-3	-4			
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	9	9	排水性舗装工 (基層工)	幅	-25	-25	—	—	<p>幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし(最少2ヶ所)、厚さは、1000m²に1個の割でコアを採取して測定。ただし最少3個 ただし、幅は設計図書の見測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。</p> <p>コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m²以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。</p>	3-2-6-9
						厚 さ							
						幅							

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	9	10	排水性舗装工 (基層工)	厚さあるいは 標高較差	-20	-26	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(案)」または「TS(ノンプリズム方式)」を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-9
					(面管理の場合)								
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	9	11	排水性舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3	幅と横断勾配は、延長40m毎に1ヶ所の割とし(最少2ヶ所)、厚さは、1000㎡毎に1個の割でコアーを採取して測定。ただし最少3個 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-9
					幅	-25	-25	—	—				
					平 坦 性	—	3mプロフィールメーター (σ)2.4mm以下直読式(足付き) (σ)1.75mm以下						
					横断勾配	±1.0%							

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	9	12	排水性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（案）」または「TS（ノンプリズム方式）」を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²（平面投影面積当たり）以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m²以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	3-2-6-9
						平坦性	—		3mプロフィールメーター(σ)2.4mm以下直読式(足付き)(σ)1.75mm以下				
						横断勾配	±1.0%						

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		測定値の平均			
							中規模以上	小規模以下				
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	10	1	透水性舗装工 (路盤工)	基準高▽	±50		—	基準高、幅は片側延長 40m 毎に 1ヶ所の割で測定。(最少 2ヶ所) 厚さは、片側延長 200m 毎に 1ヶ所(最少 3ヶ所)を掘り起こして測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 40m 以下の間隔で測定することができる。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が 2,000m ² 以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-10
						厚 さ	t < 15cm	-30	-10			
							t ≥ 15cm	-45	-15			
幅	-100		—									
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	10	2	透水性舗装工 (路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±50		—	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(案)」または「TS(ノンプリズム方式)」を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が 2,000m ² 以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-10
						厚さあるいは標高較差	t < 15cm	-64	-10			
							t ≥ 15cm	-91	-15			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)				
							中規模以上	小規模以下			
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	10	3	透水性舗装工 (表層工)	厚さ	-9	-3	幅は、片側延長 40m 毎に 1ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長 200m 毎に 1ヶ所コアーを採取して測定。 ただし、幅は設計図書の見取図によらず延長 40m 以下の間隔で測定することができる。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が 2,000m ² 以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-10
						幅	-25	—			
						横断勾配	±1.0%				
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	10	4	透水性舗装工 (表層工)	厚さあるいは標高較差	-20	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(案)」または「TS(ノンプリズム方式)」を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が 2,000m ² 以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-10
					(面管理の場合)	横断勾配	±1.0%				

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	11	1	グースアスファルト舗装工	厚 さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし(最少2ヶ所)、厚さは、1000㎡に1個の割でコアを採取して測定。ただし最少3個 ただし、幅は設計図書の見取図によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	3-2-6-11
					(加熱アスファルト安定処理工)	幅	-50	-50	-	-			
3	2	6	11	2	グースアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(案)」または「TS(ノンプリズム方式)」を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	3-2-6-11

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	11	3	グーアスファルト舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし(最少2ヶ所)、厚さは、1000㎡に1個の割でコアを採取して測定。ただし最少3個 ただし、幅は設計図書の見点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	3-2-6-11
						幅	-25	-25	-	-			
3	2	6	11	4	グーアスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(案)」または「TS(ノンプリズム方式)」を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	3-2-6-11

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	11	5	グースアスファルト 舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3	幅と横断勾配は、延長40m毎に1ヶ所の割とし(最少2ヶ所)、厚さは、1000㎡毎に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、最少3個ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-11
						幅	-25	-25	—	—			
						平 坦 性	—		3mプロファイルメーター(σ)2.4mm以下直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				
						横断勾配	±1.0%						
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	11	6	グースアスファルト 舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(案)」または「TS(ノンプリズム方式)」を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-11
						平 坦 性	—		3mプロファイルメーター(σ)2.4mm以下直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				
						横断勾配	±1.0%						

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	12	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—		基準高は延長 40m毎に 1ヶ所の割とし (最少 2ヶ所)、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線 200m毎に 1ヶ所を掘り起こして測定 (最少 3ヶ所)。幅は、延長 40m毎に 1ヶ所の割に測定 (最少 2ヶ所)。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 40m 以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が 2,000m ² 以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-12
						厚 さ	-45		-15				
						幅	-50		—				
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	12	2	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領 (案)」または「TS (ノンプリズム方式)」を用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1点/m ² (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が 2,000m ² 以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。	3-2-6-12
					コンクリート舗装工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	3	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工)	厚 さ	-25	-30	-8		幅は、延長 40m 毎に 1ヶ所の割とし (最少 2ヶ所)、厚さは、各車線 200m 毎に 1ヶ所を掘り起こして測定 (最少 3か所)。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 40m 以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が 2,000m ² 以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-12
						幅	-50		—				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	4	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工)	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8		1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領 (案)」または「TS (ノンプリズム方式)」を用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mm が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1 点/m ² (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が 2,000m ² 以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。	3-2-6-12
					コンクリート舗装工 (面管理の場合)								

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	5	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・ 瀝青)安定処理工)	厚 さ	-25	-30	-8		幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし(最少2ヶ所)、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定(最少3ヶ所)。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12
						幅	-50		—				
土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	6	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・ 瀝青)安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-55	-66	-8		1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(案)」または「TS(ノンプリズム方式)」を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。	3-2-6-12

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般施舗装工	12	7	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	厚さ	-9	-12	-3		幅は、延長 40m毎に1ヶ所の割とし(最少2ヶ所)、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定(最少3個)。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12
						幅	-25		—				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	8	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-27	-3		1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。	3-2-6-12

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	9	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	厚 さ	-10	-3.5	厚さは各車線を中心付近で型枠据付後各車線 200m 毎 (200m 以下は 3ヶ所) に水系又はレベルにより 1 測線当たり横断方向に 3ヶ所以上測定、幅と横断勾配は、延長 40m 毎に 1ヶ所の割合で測定 (最少 2ヶ所)。 平坦性は各車線毎に版縁から 1m の線上、全延長とする。なお、スリップフォーム工法の場合は、厚さ管理に関し、打設前に各車線を中心付近で各車線 200m 毎に水系又はレベルにより 1 測線当たり横断方向に 3ヶ所以上路盤の基準高を測定し、測定打設後に各車線 200m 毎に両側の版端を測定する。 ただし、幅は設計図書の見点によらず延長 40m 以下の間隔で測定することができる。		工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が 2,000m ² 以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-12	
						幅	-25	—					
						横断勾配	±1.0%						
						平坦性	—	コンクリートの硬化後 3m プロファイルメーターにより機械舗設の場合 (σ) 2.4mm 以下 人力舗設の場合 (σ) 3mm 以下					
					目地段差	±2		隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。					
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	10	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-22	-3.5	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領 (案)」または「TS (ノンプリズム方式) を用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として ±10mm が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1点/m ² (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。		工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が 2,000m ² 以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-12	
						平坦性	—	3m プロファイルメーター (σ) 2.4mm 以下直読式 (足付き) (σ) 1.75mm 以下					

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	11	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工	基準高▽	±40	±50	—		基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし(最少2ヶ所)、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定(最少3ヶ所)。幅は、延長40m毎に1ヶ所の割に測定(最少2ヶ所)。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	3-2-6-12
						厚 さ	-45		-15				
						幅	-50		—				
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	12	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工 (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編(案))」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編(案))」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。	3-2-6-12
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	13	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8		幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし(最少2ヶ所)、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定(最少3ヶ所)。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	3-2-6-12
						幅	-50		-				
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	14	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8		1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。	3-2-6-12

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	12	15	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント (石灰・瀝青) 安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8		幅は、延長 40m 毎に 1ヶ所の割とし (最少 2ヶ所)、厚さは、1,000 m ² に 1 個の割でコアを採取もしくは、掘り起こして測定 (最少 3ヶ所)。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 40m 以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が 2,000m ² 以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-12
						幅	-50		—				
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	12	16	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント (石灰・瀝青) 安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8		1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領 (案)」または「TS (ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1 点/m ² (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が 2,000m ² 以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。	3-2-6-12

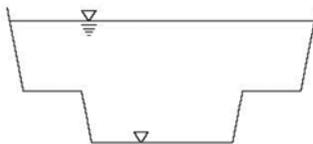
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	12	17	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層	厚 さ	-9	-12	-3		幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし(最少2ヶ所)、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取して測定(最少3個)。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-12
						幅	-25		—				
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	12	18	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-27	-3		1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(案)」または「TS(ノンプリズム方式)」を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。	3-2-6-12

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	19	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	厚 さ	-15		-4.5		<p>厚さは、各車線の中心付近で型枠据付後各車線 200m 毎 (200m 以下は 3ヶ所) に水糸又はレベルにより 1 測線当たり横断方向に 3ヶ所以上測定、幅と横断勾配は、延長 40m 毎に 1ヶ所の割で測定 (最少 2ヶ所)。</p> <p>平坦性は各車線毎に版縁から 1m の線上、全延長とする。</p> <p>ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 40m 以下の間隔で測定することができる。</p>	<p>工事規模の考え方</p> <p>中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が 2,000m² 以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。</p> <p>小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。</p> <p>厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。コア採取について</p> <p>橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	3-2-6-12
						幅	-35		—				
						横断勾配	±1.0%		—				
						平 坦 性	—		転圧コンクリートの硬化後、3m プロフィルメータにより (σ) 2.4mm 以下。				
					目地段差			±2		隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	20	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-32		-4.5		1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(案)」または「TS(ノンプリズム方式)」を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。	3-2-6-12
						平坦性	—		3mプロファイルメートル(σ)2.4mm以下直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				
						目地段差	±2		隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。				

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	13	1	薄層カラー舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—		基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし(最少2ヶ所)、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定(最少3ヶ所)。 幅は、延長40m毎に1ヶ所の割に測定(最少2ヶ所)。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-13
						厚 さ	-45		-15				
						幅	-50		—				
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	13	2	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8		幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし(最少2ヶ所)、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定(最少3ヶ所)。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。		3-2-6-13
						幅	-50		—				

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	13	3	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8		幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし(最少2ヶ所)、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定(最少3ヶ所)。 工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-13	
						幅	-50		-				
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	13	4	薄層カラー舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5		幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし(最少2ヶ所)、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定(最少3ヶ所)。	3-2-6-13	
						幅	-50		-				
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	13	5	薄層カラー舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3		幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし(最少2ヶ所)、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定(最少3ヶ所)。	3-2-6-13	
						幅	-25		-				

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	16 浚 渫 工 共 通	3	1	浚渫船運転工 (ポンプ浚渫船)	基準高▽	電気船	200ps	-800～+200	延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、5m毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。		3-2-16-3
								500ps	-1000～+200			
								1000ps	-1200～+200			
							ダイゼル船	250ps	-800～+200			
								420ps 600ps	-1000～+200			
								1350ps	-1200～+200			
							幅		-200			
							延長		-200			
						3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	16 浚 渫 工 共 通	3	2		
幅		-200										
延長		-200										
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	16 浚 渫 工 共 通	3	3	浚渫船運転工 (グラブ船) (バックホウ浚渫船) (面管理の場合)	平均値		個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「音響測深機器を用いた出来形管理要領(河川浚渫)(案)」、「施工履歴データを用いた出来形管理要領(河川浚渫)(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。 3. 計測は平表面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。	3-2-16-3		
						標高較差		±0以下			+400以下	

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	18 床版 工	2		床版工	基 準 高 ▽	±20	基準高は、1 径間当たり 2ヶ所（支点付近）で、1ヶ所当たり両端と中央部の 3 点、幅は 1 径間当たり 3ヶ所、厚さは型枠設置時におおむね 10 mに 1ヶ所測定。 （床版の厚さは、型枠検査をもって代える。）		3-2-18-2
						幅 w	0～+30			
						厚 さ t	-10～+20			
						鉄筋のかぶり	設計値以上	1 径間当たり 3 断面（両端及び中央）測定。1 断面の測定箇所は断面変化毎 1ヶ所とする。		
						鉄筋の有効高さ	±10			
						鉄 筋 間 隔	±20	1 径間当たり 3ヶ所（両端及び中央）測定。 1ヶ所の測定は、橋軸方向の鉄筋は全数、橋軸直角方向の鉄筋は加工形状毎に 2 mの範囲を測定。		
						上記、鉄筋の有効高さがマイナスの場合	±10			
						延 長 L L < 20m L ≥ 20m	±20 ±30			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準			摘要
								方法	密度	単位	
11 (11 1)	4 一般施工	18 消波工	3 消波ブロック工		消波ブロック製作	型枠形状寸法 (異形ブロック)		観察	型枠搬入後適宜		観察結果を報告
						ブロック外観 (異形ブロック)		観察	全数		
						天端高	特)による	レベル、水糸張、スチールテープ等により測定	据付後2箇所以上(最上段)	10mm	外観的な空白が無く、配置及び組み合わせが適切で孤立したものが無いよう、所定の個数をもって消波目的を果たすよう据付ける。管理表を作成し提出
						天端幅		スチールテープ等により測定	据付完了後、法線上(最上段のみ)	10mm	
						天端延長		レベル、レッドにより測定	測線及び測点間隔は10m以下	陸上 10mm 水中 100mm	出来形図を作成し提出
						天端面	±200	レベル、レッドにより測定	測点は3点以上	100mm	マット等を使用する場合を含む出来形図を作成し提出
						法面	±200 (法面に直角)	スチールテープ、間縄等により測定	測線間隔は10m以下	100mm	出来形図を作成し提出
						天端幅	±規定しない -100	スチールテープ、間縄等により測定	天端中心上又は監督職員の指示による	100mm	
						延長	±規定しない -100	レベル、レッドにより測定	測線及び測点間隔は10m以下	陸上 10mm 水中 100mm	出来形図を作成し提出
						天端高	特)による	レベル、レッドにより測定	測点は3点以上	100mm	
						法面	特)による	スチールテープ、間縄等により測定	天端中心上又は監督職員の指示による	100mm	
編	19 裏込・裏理工	2 裏込工	裏込均し		裏込材 (均しを行わない面)	特)による	スチールテープ、間縄等により測定	天端中心上又は監督職員の指示による	100mm		
					天端幅	特)による	レベル、レッドにより測定	測線間隔は10m以下	100mm		
					延長	特)による	スチールテープ、間縄等により測定	天端中心上又は監督職員の指示による	100mm		

※特)：図面及び特記仕様書

工種の掲載順序は高知県建設工事共通仕様書の第11編港湾・漁港・海岸編第11-1編共通編の記載順とする。

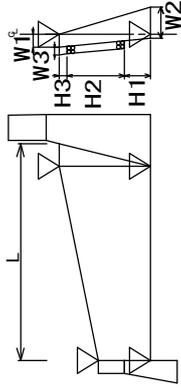
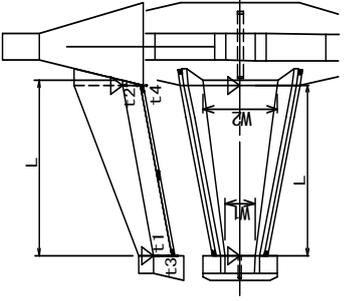
上記以外の工種については、他の類似工種を参照のうえ、実施するものとする。

なお、類似工種の無い工種及び”出来形管理図・打込記録等の様式”については、「港湾工事共通仕様書」(国土交通省港湾局編集)の”港湾工事出来形管理基準”を参照のこと。

第3 森林土木工事の部

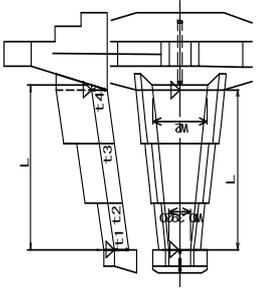
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
12 治山林道編	1 溪間工	3 コンクリートダム工			コンクリートダム工 コンクリート副ダム工 垂直壁工			第8編 1-8-4 コンクリート堰堤本体工に準ずる。		
						基準高 ∇	± 30	1. 図面の寸法表示箇所を測定。		
						幅 W1, W2	-30	2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。		
長さ L	-50									
裏込厚さ W3	-50									
高さ H1, H2, H3 勾配	-50 ± 0.5 分									
12 治山林道編	1 溪間工	3 コンクリートダム工			水叩工	基準高 ∇	± 30	図面の表示箇所で測定する。		
						幅 W1, W2	-50			
						厚さ t1, t2	-30			
延長 L	-50									
基礎礫厚さ t3, t4	-50									

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

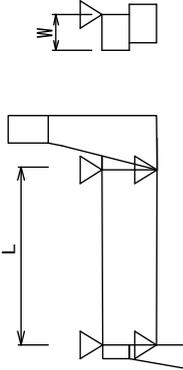
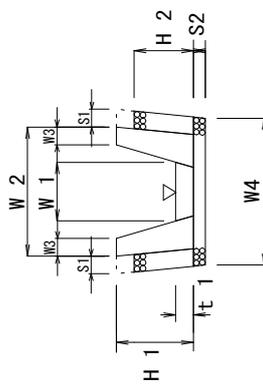
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
12	1	4			鋼製ダム工 (鋼製枠)			第8編 1—9—5 鋼製堰堤本体工に準ずる。		
12	1	4			鋼製枠側壁工 (鋼製枠)			第8編 1—9—6 鋼製側壁工に準ずる。		
12	1	4			水叩工 (鋼製枠)	幅 厚さ 長さ	±100 ±50 -100	図面に表示してある箇所で測定。		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

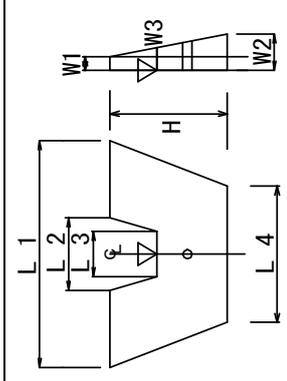
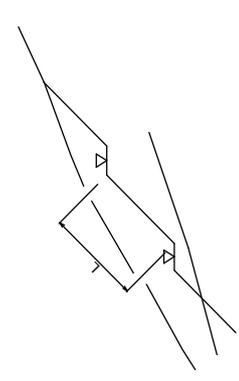
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要		
12 治山林道編	1 溪間工	6 木製ダム			木製ダム	高さ ▽	±100	図面に表示してある箇所測定。				
						天端部 W1, W2	-50					
						堤幅 W3	-50					
						水通しの幅 L2, L3	-100					
						堤長 L1, L4	±0.5分					
12 治山林道編	1 溪間工	7 護岸工			護岸工 (コンクリート)	勾配	±0.5分	第3編 2—15—1 場所打擁壁工に準ずる。				
						12 治山林道編	1 溪間工	7 護岸工	護岸工 (鋼製枠)	第8編 1—9—6 鋼製側壁工に準ずる。		
						12 治山林道編	1 溪間工	7 護岸工		護岸工 (空・練石積)	第3編 2—5—5 石積工・石張工に準ずる。	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
12 治山林道編	1 溪間工	7 護岸工			護岸工 (木製)	高さ ▽	±100	施工延長 40mにつき 1 箇所、延長 40m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。		
						幅 W	-50			
						勾配	±0.5分			
						延長 L	-100			
12 治山林道編	1 溪間工	9 流路工			流路工 (コンクリート)	基準高 ▽	±50	施工延長 40mにつき 1 箇所、延長 40m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。		
						幅 W1, W2, W4	-50			
						高さ H1, H2	-50			
						厚さ t1, W3	-30			
延長 L	-0.5%ただし 最大-200 最小-50									
12 治山林道編	1 溪間工	9 流路工			流路工 (鋼製枠)	裏込・基礎礫厚さ s1, s2	-50	第 12 編 1—4 鋼製枠側壁工・水叩工に準ずる。		
						勾配	±0.5分			
12 治山林道編	1 溪間工	9 流路工			流路工 (空・練石積)			第 3 編 2—5—5 石積(張)工に準ずる。		

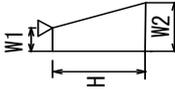
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
12	治山林道編	1	溪間工	9	流路工	基準高 ▽	±50	図面に表示してある箇所での測定。		
						天端部 W1, W3	-50			
						堤幅 W2	±50			
						水通しの幅 L2, L3	±50			
堤長 L1, L4	-0.5%ただし 最大-100 最小-50									
						高さ H	-50			
12	治山林道編	2	山腹工	3	法切工	基準高 ▽	+100 -200	施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。		土質判定線を記入する。
						法長 L	-200			
							法長-4%			
						勾配	±0.5分			
						高さ H	±1.0分			
12	治山林道編	2	山腹工	4	土留工 (コンクリート)					第3編2-15-1場所打擁壁工に準ずる。

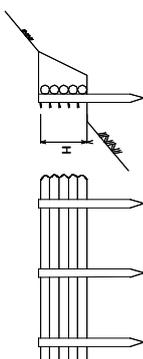
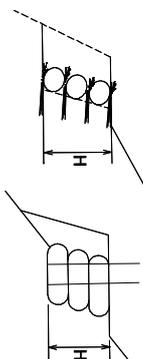
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
12 治山林道編	2 山腹工	4 土留工			土留工 (鋼製枠)			第8編 1—9—6 鋼製側壁工に準ずる。		
									第3編 2—3—27 羽口工に準ずる。	
12 治山林道編	2 山腹工	4 土留工			土留工 (木製)	基準高 ∇	±100	施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下 のものは1施工箇所につき2箇所。		
						幅 W1, W2	-50			
						高さ H	-100			
						延長 L	-0.5%ただし 最大-200 最小-50			
12 治山林道編	2 山腹工	5 埋設工			埋設工			第12編 2—4 土留工に準ずる。		
12 治山林道編	2 山腹工	6 暗渠工			暗渠工			第6編 3—5—6 函渠工に準ずる。		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
12	2	7			水路工 (コンクリート)			第12編1-9 水路工(コンクリート)に準ずる。		
12	2	7			水路工 (鋼製・二次製品)			第3編2-3-29 側溝工に準ずる。		
12	2	7			水路工 (石張)			第12編1-9 水路工(コンクリート)に準ずる。		
12	2	8			柵工 (編柵) 丸太柵工 (木柵工)	高 さ H	+100 -50	施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
						延 長 L	-0.5%ただし 最大-200 最小 -50			
12	2	10			筋工(丸太) 筋工(石筋) 筋工(萱) 植生土のう筋工	高 さ H	-50	施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
						延 長 L	-0.5%ただし 最大-200 最小 -50			
						筋工(萱)については、延長のみ				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
12	2	11			伏工 (繊維ネット工)			第3編2-14-2植生工に準ずる。		
12	2	13			種子吹付工			第3編2-14-2植生工に準ずる。		
12	2	13			植生基材吹付工 (客土・厚層基材) 特殊吹付工			第3編2-14-2植生工に準ずる。		
12	2	14			プレキャスト法砕工			第3編2-14-4法砕工に準ずる。		
12	2	14			現場打法砕工 現場吹付法砕工 簡易法砕工			第3編2-14-4法砕工に準ずる。		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
12	2	16			補強土工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテラス Tilesを用いた補強土工法)			第1編 2-3-4 盛土補強工に準ずる。		
12	2	17			鋼製落石防護壁工			第10編 1-11-7 雪崩予防柵工に準ずる。		
12	2	17			落石防護柵工			第10編 1-11-5 落石防護柵工に準ずる。		
12	2	17			落石防護網工			第10編 1-11-4 落石防止網工に準ずる。		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
12	3	5			集水井工			第8編3-7-5 集水井工に準ずる。		
12	3	7			排土工			第1編2-4-2 掘削工に準ずる。		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
12	3	7			押え盛土工			第1編2-3-3盛土工に準ずる。		
12	3	8			銅管杭			第3編2-4-4既製杭工に準ずる。		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
12 治山林道編	3 地すべり防止工	8 杭工			合成杭			第8編3—9—6合成杭工に準ずる。		
12 治山林道編	3 地すべり防止工	9 シャフト工(深礎工)			シャフト工			第3編2—4—6深礎工に準ずる。		

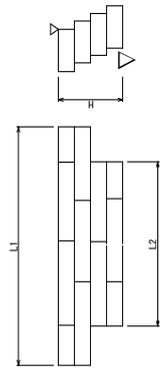
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
12	3	10			アンカー工			第3編2-14-6アンカー工に準ずる。		
12	4	3			防潮堤 防潮護岸工 消波工 消波堤 突堤 根固工			第7編河川海岸編に準ずる。		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
12 治山林道編	5 林道工	4 擁壁工	1		コンクリート擁壁工			第3編2-15-1 場所打擁壁工に準ずる。			
						測 定 項 目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
12 治山林道編	5 林道工	4 擁壁工	2		籠工 鋼製枠工 (かご枠)	基準高 ▽	±100	施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。			
						高 さ H	-100				
						延 長 L1, L2	-0.5%ただし 最大-200 最小 -50				
						勾	±0.5分				
						配	±1.0分				
12 治山林道編	5 林道工	4 擁壁工	3		補強土擁壁工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)			第3編2-15-3 補強土壁工に準ずる。			
						測 定 項 目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
12 治山林道編	5 林道工	4 擁壁工	4		拘束土壁工	基 準 高 ▽	-50	施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。			
						高 さ	h < 3 m				-50
							h ≥ 3 m				-100
						控え長さ	設計値以上				
延長L	-0.5%ただし 最大-200 最小 -50										
12 治山林道編	5 林道工	4 擁壁工				勾 配	±0.5分	1施工箇所毎			
						測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
12	5	4	5		L型プレキャスト擁壁工			第3編2-15-2プレキャスト擁壁工に準ずる。		
12	5	4	6		ブロック積工			第3編2-5-3コンクリートブロック工に準ずる。		
12	5	4	7		石積工 石張工			第3編2-5-5石積(張)工に準ずる。		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
12	5 林道工	4 擁壁工	8		防護柵工 (ガードレール)			第3編2-3-8路側防護柵工に準ずる。		
12	5 林道工	4 擁壁工	8		防護柵工 (ガードケープル)			第3編2-3-8路側防護柵工に準ずる。		
12	5 林道工	4 擁壁工	9		視線誘導標			第3編2-3-10道路付属物工に準ずる。		
12	5 林道工	標識工			標識 カーブミラー			第3編2-3-6小型標識工に準ずる。		
12	5 林道工	4 擁壁工	10		路面処理 (敷砂利)			第1編2-3-6堤防天端工に準ずる。		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
12	5	4	11		切込砂利 砕石基礎工 割ぐり石基礎工 均しコンクリート			第3編2-4-1-1一般事項に準ずる。		
12	5	4	12		鉄筋の組立て			第1編3-7-4組立てに準ずる。		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
12	5	5	1		吹付工 (植生吹付工) (植生ネット工)			第3編2—14—2 植生工に準ずる。		
12	5	5	2 3 4		吹付工 (植生基材吹付工) (特殊吹付工)			第3編2—14—2 植生工に準ずる。		
12	5	5	5		柵工 (丸太柵工) 筋工 (丸太筋工)			第12編2—8 柵工に準ずる。		
12	5	5	6 7		法枠工 (現場打法枠工) (現場吹付法枠工)			第3編2—14—4 法枠工に準ずる。		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
12	5	5	8		法砕工 (プレキヤスト法砕工) (簡易法砕工)			第3編2-14-4法砕工に準ずる。		
12	5	6	1 2		側溝 (プレキヤストU側溝) (U・L型側溝) (横断工) (自由勾配側溝) (管渠)			第3編2-3-29側溝工に準ずる。		
12	5	6			プレキヤストカルバート工			第3編2-3-28プレキヤストカルバート工に準ずる。		

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工種	別種	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
1 セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	製造(プラント)	その他 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	レディミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができ。	○
			細骨材の表面水率試験	連続ミキサの場合： 土木学会規準[SCE-1 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。		○
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1111 JIS A 1125	設計図書による	2回/日以上 1回/日以上	レディミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
			塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原単位0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にもたががる場合は、午前1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数1回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	<ul style="list-style-type: none"> ・1工種当りの総使用量が50m³未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができ。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（SCE-C502-2013, 503-2007）または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合には省略できる。 	

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工種	別種	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
1 セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	施工	必須	単位水量測定	「レディミックスコンクリートの品質確保について」	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ を超え±20kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 3) 配合設計±20kg/m ³ の指示値を越える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならぬ。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計±20kg/m ³ 以内になることを確認する。更に、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、管理値または指示値を超える場合は1回に限り試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m ³ /日以上の場合； 2回/日（午前1回、午後1回）以上、重要構造物の場合は重要度に応じて、100m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m ³ 、40mmの場合は165kg/m ³ を基本とする。	
			スランピング試験	JIS A 1101	スランピング5cm以上8cm未満；許容差±1.5cm スランピング8cm以上18cm以下；許容差±2.5cm スランピング2.5cm；許容値±1.0cm	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。ただし、道路橋鉄筋コンクリート床版にレディミックスコンクリートを用いる場合は原則として全運搬車測定を行う。 ・道路橋床版の場合、全運搬車試験を行うが、スランピング試験の結果が安定し良好な場合はその後スランピング試験の頻度について監督職員と協議し低減することができる。	・1工種当りの総使用量が350m ³ 未満の場合には1工種1回以上の試験。 重要構造物のコンクリート使用量が20m ³ 未満の場合は1回以上の試験。 または、レディミックスコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。	
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	・荷卸し時 1回/日以上、又は構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ～150m ³ ごとに1回 なお、テストピースは打設場所を採取し、1回につき6個（σ7・・・3個、σ28・・・3個）とする。 ・早強セメントを使用する場合には、必要に応じて1回につき3個（σ3）を追加で採取する。	・1工種当りの総使用量が350m ³ 未満の場合には1工種1回以上の試験。重要構造物のコンクリート使用量が20m ³ 未満の場合は1回以上の試験。 またはレディミックスコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。 ・σ28については、高知県生コンクリート工業組合技術センターにおいて試験を行うこと。	

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工種	別種	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
11 アスファルト舗装	プラント	その他	水浸ホイールトラック試験	舗装調査・試験法便覧[3]-57	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐剥離性の確認	○	
			ホイールトラック試験	舗装調査・試験法便覧[3]-89					
			ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧[3]-17					
			必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧[3]-91	基準密度の94%以上。 縮固め度 α 、個々の測定値が基準密度の94%以上、かつ平均値については以下を満足するものとする。 $X_{10} \sim 98\%$ 以上 $X_{6-9} \quad 96\%$ 以上 $X_{3-5} \quad 96.5\%$ 以上 歩道箇所：設計図書による。	中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が $2,000\text{m}^2$ 以上あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 ・道路維持作業で単価契約に係るものは省略できる。 ・橋面舗装はコア採取しないで A_s 合材量(プラント出荷数量)と舗装面積及び厚さでの密度管理、または転回回数による管理を行う。		
				温度測定(初転回前)	温度計による	110°C 以上	随時	測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回)	
				外觀検査(混合物)	目視		随時		
			その他	すべり抵抗試験	舗装調査・試験法便覧[1]-84	設計図書による	舗装車線毎 200m 毎に1回		

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工種	別種	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認		
12 転圧コンクリート	材料 (TISマーク表示されたレギュラーシストコンクリートを使用する場合は除く)	必須	コンシステンシー試験	/	舗装施工便覧8-3による。 目標値 修正VC値: 50秒	当初	/	/		
			マージナル突き固め試験		転圧コンクリート舗装技術指針 (案) ※いすべり方法				舗装施工便覧8-3による。 目標値 縮固め率: 96%	
		その他	ランマー突き固め試験	/	舗装施工便覧8-3による。 目標値 縮固め率: 97%	2回/日 (午前・午後) で、3本1組/回。	/	/	/	
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。					
		その他	コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	設計図書による。	細骨材300m ³ 、粗骨材500m ³ ごとに1回、あるいは1回/日。	/	/	/	
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	舗装施工便覧 細骨材表-3.3.20 粗骨材表-3.3.22					
		その他	骨材の単位容積質量試験	JIS A 1104	設計図書による。	細骨材300m ³ 、粗骨材500m ³ ごとに1回、あるいは1回/日。	/	/	/	
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	設計図書による。					
		その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	35%以下 積雪寒冷地25%以下	工事開始前、材料の変更時	/	/	/	
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下 (ただし、粒径判定集積率が8%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外 (砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂、スラグ細骨材 5.0%以下 それ以外 (砕砂) 3.0%以下 (ただし、砕砂で粘土、シルト等を含まない場合は5.0%以下)					
		その他	/	/	/	/	/	/	/	/

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工種	別種	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
20 現場交付法 枠工	製造（JISマークを付したコンクリートを使用する場合は除く）	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。 なお、1回/日以上構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・1工種当りの総使用量が350m ³ 未満の場合には1工種1回以上の試験、またはレディミキストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。	○
				連続ミキサの場合： 土木学会規程JSCF-1 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下			
	施工	その他	スランプ試験 (モルタル除く)	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回/日以上構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・1工種当りの総使用量が350m ³ 未満の場合には1工種1回以上の試験、またはレディミキストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。	
				JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規程JSCF F561-2013	設計図書による			
		その他	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にもたががる場合は、午前と1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・1工種当りの総使用量が350m ³ 未満の場合には1工種1回以上の試験、またはレディミキストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCF-C502-2013、503-2007）または設計図書の規定により行う。	
				JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）			

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工種	別種	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
20 現場付法 枠工			ロックボルトの引抜き試験	参考資料「ロックボルトの引抜き試験」による JIS A 1107	引抜き耐力の80%程度以上。	設計図書による。		
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		
			土の縮固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	必要に応じて。		
			土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	必要に応じて。		
			土の圧密試験	JIS A 1217	設計図書による。	必要に応じて。		
			土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	必要に応じて。		
			土の透入試験	JIS A 1218	設計図書による。	必要に応じて。		
21 河川土工	材料	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径 $\leq 53\text{mm}$ 砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径 $> 53\text{mm}$ 鋪設調査・試験法便覧[4]-185 突砂法	最大乾燥密度の90%以上。 ただし、上記により難い場合は、飽和または空気間隙率の規定によることができる。 【砂質土 (25% $\leq 75\mu\text{m}$ ふるい通過分 $< 50\%$) 空気間隙率 a が $V_a \leq 15\%$ 【粘性土 (50% $\leq 75\mu\text{m}$ ふるい通過分)】 飽和度 S_r が85% $\leq S_r \leq 95\%$ または空気間隙率 V_a が2% $\leq V_a \leq 10\%$ または設計図書による。	築堤は、1,000 m^3 に1回の割合、または堤体延長20 m に3回の割合のうち、測定頻度の高い方で実施する。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。	左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再) 転圧を行うものとする。	
			土の圧縮試験	JIS A 1217	設計図書による。	必要に応じて。		
			土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	必要に応じて。		
			土の透入試験	JIS A 1218	設計図書による。	必要に応じて。		
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の縮固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		
			ロックボルトの引抜き試験	参考資料「ロックボルトの引抜き試験」による JIS A 1107	引抜き耐力の80%程度以上。	設計図書による。		

(次頁に続く)

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工種	別種	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
21 河川土工				または、 RTI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)による。	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上。 ただし、上記により難い場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる。 【砂質土(25% ≤ 74 μmふるい通過分 < 50%)】 空気間隙率Va ≤ 15% 【粘性土(50% ≤ 75 μmふるい通過分)】 飽和度Srが85% ≤ Sr ≤ 95%または空気間隙率Vaが2% ≤ Va ≤ 10% または設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は、500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m ² 未満：5点 ・500m ² 以上1000m ² 未満：10点 ・1000m ² 以上2000m ² 未満：15点	・最大粒径 < 100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	
22 海岸土工	材料	その他	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	含水比の変化が認められたとき。		
			コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧[1]-216	設計図書による。	トラフィックレティが悪いとき。		
			土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	必要に応じて。		
			土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	必要に応じて。		

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工種	別種	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験方法等による確認
22 海岸土工			土の圧密試験	JIS A 1217	設計図書による。	必要に応じて。		
			土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	必要に応じて。		
			土の透入試験	JIS A 1218	設計図書による。	必要に応じて。		
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。 鋪装調査・試験法便覧[4]-185 突砂法	最大粒径 $\leq 53\text{mm}$ 砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径 $> 53\text{mm}$ 鋪装調査・試験法便覧[4]-185 突砂法	最大乾燥密度の90%以上。 ただし、上記により難い場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる。 【砂質土 (25% $\leq 75\mu\text{m}$ ふるい通過分 $< 50\%$) 空気間隙率 $V_a \leq 15\%$ 【粘性土 (50% $\leq 75\mu\text{m}$ ふるい通過分)】 飽和度 $S_r \leq 95\%$ または空気間隙率 $V_a \geq 2\%$ $\leq V_a \leq 10\%$ または設計図書による。	築堤は、1,000 m^2 に1回の割合、または躯体延長20 m に3回の割合のうち、測定頻度の高い方で実施する。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。	・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再) 転圧を行うものとする。	
			また、RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)による。	また、RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)による。	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上。 ただし、上記により難い場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる。 【砂質土 (25% $\leq 74\mu\text{m}$ ふるい通過分 $\leq 50\%$) 空気間隙率 $V_a \leq 15\%$ 【粘性土 (50% $\leq 75\mu\text{m}$ ふるい通過分)】 飽和度 $S_r \leq 85\%$ または空気間隙率 $V_a \geq 2\%$ $\leq V_a \leq 10\%$ または設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は、500 m^2 を標準とし、1日の施工面積が2,000 m^2 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500 m^2 未満：5点 ・500 m^2 以上1000 m^2 未満：10点 ・1000 m^2 以上2000 m^2 未満：15点	・最大粒径 $< 100\text{mm}$ の場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再) 転圧を行うものとする。	
		その他	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	含水比の変化が認められたとき。		
			コーン指数の測定	鋪装調査・試験法便覧[1]-216	設計図書による。	トラフィックバリエイが悪いとき。		

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工種	別種	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験区分		
22 海岸土工	材料	必須	土の縮固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		試験区分は必要に応じて別途指示すること。		
			土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。				
			土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。				
			土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。				
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。				
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	必要に応じて。				
			土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	必要に応じて。				
			土の圧密試験	JIS A 1217	設計図書による。	必要に応じて。				
			土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	必要に応じて。				
			土の透水試験	JIS A 1218	設計図書による。	必要に応じて。				
			現場密度の測定 (3種類) のいずれかを実施する。	最大粒径 $\leq 53\text{mm}$ 砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径 $> 53\text{mm}$ 筒装調査・試験法(便覧[4]-185突砂法)	最大乾燥密度の85%以上。 または設計図書に示された値。	築堤は、1,000 m^3 に1回の割合、または堤体延長20 m に3回の割合のうち、測定頻度の高い方で実施する。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位は、1日の施工面積が2,000 m^2 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500 m^2 未満：5点 ・500 m^2 以上1000 m^2 未満：10点 ・1000 m^2 以上2000 m^2 未満：15点	・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再) 転圧を行うものとする。			
			必須	土工	必須	現場密度の測定 (3種類) のいずれかを実施する。	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。 または設計図書による。		・最大粒径 $< 100\text{mm}$ の場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再) 転圧を行うものとする。	

追加

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工種	別種	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
22 海岸土工				または、 「TS・GNSSを用いた盛土の縮固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ縮固められたことを確認する。 <div style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block;">追加</div>	1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
23 砂防土工	材料	必須	土の縮固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化時。		
23 砂防土工	施工	必須	現場密度の測定（3種） ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径 $\leq 53\text{mm}$ ： 砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径 $> 53\text{mm}$ ： 舗装調査・試験法便覧「4」-185 突砂法 または、 「RI計器を用いた盛土の縮固め管理要領（案）」による。	最大乾燥密度の85%以上、または設計図書に示された値。 1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。 または、設計図書による。	1,000 m^3 につき1回の割合、または設計図書による。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行なう。 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500 m^2 を標準とし、1日の施工面積が2,000 m^2 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を表に示す。 ・500 m^2 未満：5点 ・500 m^2 以上1000 m^2 未満：10点 ・1000 m^2 以上2000 m^2 未満：15点	左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。 ・最大粒径 $< 100\text{mm}$ の場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工種	別種	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
26 コンクリートダム			単位水量測定	「レディミックスコンクリートの品質確保について」	<p>1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m³の範囲にある場合はそのまま施工してよい。</p> <p>2) 測定した単位水量が、配合設計±15を超え±20kg/m³の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運転車の生コンを打設する。その後、配合設計±15kg/m³以内で安定するまで、運転車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。</p> <p>3) 配合設計±20kg/m³の指示値を越える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示し、なければならぬ。その後の全運転車の測定を行い、配合設計±20kg/m³以内で安定するまで、運転車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。</p>	<p>100m³/日以上の場合；</p> <p>2回/日（午前1回、午後1回）以上、重要構造物の場合は重要度に応じて100m³～150m³ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。</p>	<p>示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m³、40mmの場合は165kg/m³を基本とする。</p>	
			スランプ試験	JIS A 1101	<p>スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm</p> <p>スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm</p>	<ul style="list-style-type: none"> 荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m³～150m³ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。 	<ul style="list-style-type: none"> 1工種当りの総使用量が50m³未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミックスコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。 	
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.0%（許容差）	<ul style="list-style-type: none"> 荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m³～150m³ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。 	<ul style="list-style-type: none"> 1工種当りの総使用量が50m³未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミックスコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。 	

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工 種	別 種	区 試 分 類	試 験 項 目	試 験 方 法	規 格 値	試 験 基 準	摘 要	試 験 成 績 表 等 に よ る 確 認			
26 コンクリ トダム			コンクリートの圧縮強 度試験	JIS A 1108	(a) 圧縮強度の試験値が、設計基準強度の80%を 1/20以上の確率で下回らない。 (b) 圧縮強度の試験値が、設計基準強度を1/4以上の 確率で下回らない。	1回3ヶ 1.1ブロック1リフトのコンクリート量500m ³ 未満の場合1ブロック1リフト当り1回の割で行 う。なお、1ブロック1リフトのコンクリー ト量が150m ³ 以下の場合及び数種のコンクリ ート配合から構成される場合は監督職員と 協議するものとする。 2.1ブロック1リフトコンクリート量500m ³ 以 上の場合1ブロック1リフト当り2回の割で行 う。なお、数種のコンクリート配合から構成 される場合は監督職員と協議するものとな る。 3.ピア、埋設物周辺及び減勢工などのコンク リートは、打設日1日につき2回の割で行う。 4.上記に示す基準は、コンクリートの品質が 安定した場合の標準を示すものであり、打ち 込み初期段階においては、2～3時間に1回の 割合で行う。	・1工種当りの総使用量が350m ³ 未満の場合 は1工種1回以上の試験、またはレディーミ クストコンクリート工場（JISマーク表示 認証工場）の品質証明書等のみとすること ができる。				
			温度測定（気温・コン クリート）	温度計による		1回供試体作成時各ブロック打込み開始時終 了時。					
			コンクリートの単位容 積質量試験	JIS A 1116	設計図書による	1回2ヶ 当初及び品質に異常が認められる 場合に行う。	参考値：2.3t/m ³ 以上				
			コンクリートの洗い分 析試験	JIS A 1112	設計図書による。	1回 当初及び品質に異常が認められる場合 に行う。					
			コンクリートのブリー ジング試験	JIS A 1123	設計図書による。	1回1ヶ 当初及び品質に異常が認められる 場合に行う。					
			コンクリートの引張強 度試験	JIS A 1113	設計図書による。	1回3ヶ 当初及び品質に異常が認められる 場合に行う。					
			コンクリートの曲げ強 度試験	JIS A 1106	設計図書による。	1回8ヶ 当初及び品質に異常が認められる 場合に行う。					

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工種	別種	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認																									
27 覆工コンクリート (NATM)			ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。		○																									
									連続ミキサの場合： 土木学会規程[SCE-1 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。		○																				
														JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクスコンクリート以外の場 合に適用する。	○															
																			JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上	レディーミクスコンクリート以外の場 合に適用する。	○										
																								JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模 に応じて20m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し 時に品質変化が認められた時。							
																													単位水量測定	「レディーミクスコンクリ ートの品質確保について」	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ の範囲 にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ を超え ±20kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を 調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車 の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水 量の測定を行う。 3) 配合設計±20kg/m ³ の指示値を越える場合は、生 コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を 調査し、生コン製造者に改善を指示し、配合設計 ±20kg/m ³ 以内になることを確認する。更に、配合 設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎 に1回、単位水量の測定を行う。なお、管理値また は指示値を超える場合は1回に限り試験を実施する ことができる。再試験を実施したい場合は2回の測 定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方 で評価してよい。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の 最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m ³ 、 40mmの場合は165kg/m ³ を基本とする。	

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工種	別種	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認		
27 覆工コンクリート(NATM)	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。(1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	<ul style="list-style-type: none"> 荷重し時1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m³～150m³ごとに1回、及び荷重し時に品質変化が認められた時。なお、テストピースは打設場所で採取し、1回につき6個(σ7・・・3個、σ28・・・3個)とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 1種当りの総使用量が50m³未満の場合は1種1回以上の試験。重要構造物のコンクリート使用量が20m³未満の場合は1回以上の試験。 またはレディミクストコンクリート工場(JISマーク表示認証工場)の品質証明書のみとする事ができる。 σ28については、高知厚生コンクリート工業組合技術センターにおいて試験を行うこと。 	試験成績表等による確認		
			塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m ² 以下	コンクリートの打設が午前と午後にもたがえる場合は、午前1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	<ul style="list-style-type: none"> 骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2013, 503-2007)または設計図書の規定により行う。 			
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	<ul style="list-style-type: none"> 荷重し時1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m³～150m³ごとに1回、及び荷重し時に品質変化が認められた時。 	<ul style="list-style-type: none"> 骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2013, 503-2007)または設計図書の規定により行う。 			
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。				
			コンクリートの洗い分け試験	JIS A 1112	設計図書による。	1回 品質に異常が認められた場合に行う。				
			ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm	本数 総延長 最大ひび割れ幅等				
			テストハンマーによる強度推定調査	JSCE-G 504-2013	設計基準強度	強度が同じブロックを1構造物の単位とし、5打設ごとに1ヶ所の調査を実施。ただし、最低3ヶ所。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5ヶ所実施。	再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。 工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督職員と協議するものとする。			
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計基準強度	材齢28日～91日の間に試験を行う。 所定の強度を得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。	コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないよう十分な検討を行う。 圧縮強度試験の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、監督職員と協議するものとする。			
			その他							
			その他							

5 防食材料

工 種	試 験 項 目		試 験 方 法	規 格 値	試 験 基 準	結 果 の 整 理 方 法	摘 要
5-1 アルミニウム合金陽極	陽極の種類 学成分	承諾した品質に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	監督職員が承諾した図面	搬入前	試験成績表(検査証明書)を提出	
	形状寸法	承諾図等の形状寸法に適合していること。	製造工場の測定結果表により確認	監督職員が承諾した図面 各陽極の形状寸法の許容範囲は±5%以内とする。	搬入前、全数	工場の測定表を提出	
	質 量	承諾した品質に適合していること。	製造工場の測定結果表により確認 計量器により測定	各陽極の質量の許容範囲は±2%以内とし取付総質量は陽極1個の標準質量の和を下回ってはならない。ただし、陽極1個の標準質量が30kg未満の陽極質量の許容範囲は±4%の範囲とする。	搬入前、全数 搬入時、適宜	工場の測定表を提出	
	陽極板の電流効率等(陽極電位、発生電流)	特の値に適合していること。	製造工場の試験成績表により確認	90%以上	搬入前	試験成績表を提出	

6 防 舷 材

工 種	試 験 項 目	試 験 方 法	規 格 値	試 験 基 準	結 果 の 整 理 方 法	摘 要
6-1 ゴ ム 防 舷 材	1) ゴム防舷材	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認。 ゴムの物理試験(引張試験、硬さ試験、老化試験等)による材質が表1-9に適合していること。	共 11-1-1-13-1 ゴム防舷材 表1-9参照 JIS K 6250 JIS K 6251 JIS K 6253-3 JIS K 6257 JIS K 6259	製造前	試験成績表(検査証明書)を提出。	
	性 能	特による。 製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認。	特による。	搬入前 10本に1本	試験成績表(検査証明書)を提出	
	外 観	観 察 有害な傷等がないこと。	異常が認められないこと	搬入時、適宜		
	形状寸法	製造工場の測定結果表により確認	特及び監督職員が承諾した詳細図等	搬入前、全数	工場の測定表を提出	製造工場の測定結果表により確認。様式は参考。 防舷材形状管理表(例)
2) 取付金具	外 観	観 察 有害な傷等がないこと。	異常が認められないこと	搬入時、適宜		
	形状寸法	観 察 特の形状寸法に適合していること。	特及び監督職員が承諾した詳細図等	搬入時、適宜		

工事名 _____ 型 式 _____
 年 月 日 _____ 現場代理 _____ 印 _____
 単位 mm

測定箇所	長さ	幅	高さ	取付位置	ボルト径	ボルト穴径	中心間隔	その他
L1								
L2								
A								
B								
H								
取付位置								
ボルト径								
ボルト穴径								
中心間隔								
その他								

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表 索引

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第2章 一般施工				
第3節 共通の工種	3-2-3-4矢板工	鋼矢板		Ⅲ-4
	〔指定仮設・任意仮設は 除く〕	軽量鋼矢板		Ⅲ-4
		コンクリート矢板		Ⅲ-4
		広幅鋼矢板		Ⅲ-4
		可とう鋼矢板		Ⅲ-4
		3-2-3-5縁石工	縁石・アスカープ	
	3-2-3-6小型標識工			Ⅲ-4
	3-2-3-7防止柵工	立入防止柵		Ⅲ-4
		転落（横断）防止柵		Ⅲ-4
		車止めポスト		Ⅲ-4
	3-2-3-8路側防護柵工	ガードレール		Ⅲ-4
		ガードケーブル		Ⅲ-4
	3-2-3-9区画線工			Ⅲ-4
	3-2-3-10道路付属物工	視線誘導標		Ⅲ-5
		距離標		Ⅲ-5
	3-2-3-11コンクリート面塗 装工			Ⅲ-5
	3-2-3-12プレテンション桁 製作工（購入工）	けた橋		Ⅲ-5
		スラブ橋		Ⅲ-5
	3-2-3-13ポストテンション 桁製作工			Ⅲ-5
	3-2-3-14プレキャストセグ メント製作工（購入工）			Ⅲ-5
	3-2-3-14プレキャストセグ メント主桁組立工			Ⅲ-5
	3-2-3-15P Cホロースラブ 製作工			Ⅲ-6
	3-2-3-16P C箱桁製作工			Ⅲ-6
	3-2-3-16P C押出し箱桁製 作工			Ⅲ-6
	3-2-3-17根固めブロック工			Ⅲ-6
	3-2-3-18沈床工			Ⅲ-6
	3-2-3-19捨石工			Ⅲ-6
	3-2-3-22階段工			Ⅲ-7
	3-2-3-24伸縮装置工	ゴムジョイント		Ⅲ-7
		鋼製フィンガージョイン ト		Ⅲ-7
	3-2-3-26多自然型護岸工	巨石張り		Ⅲ-7
		巨石積み		Ⅲ-7
3-2-3-27羽口工	じゃかご		Ⅲ-7	
	ふとんかご		Ⅲ-7	
	かご枠		Ⅲ-7	
3-2-3-28プレキャストカル パート工	プレキャストボックス工		Ⅲ-8	
	プレキャストパイプ工		Ⅲ-8	

章、節	条	枝番		
第3節 共通の工種	3-2-3-29側溝工	プレキャストU型側溝		Ⅲ-8
		L型側溝		Ⅲ-8
		自由勾配側溝		Ⅲ-8
		管渠		Ⅲ-8
	3-2-3-29場所打水路工			Ⅲ-8
	3-2-3-29暗渠工			Ⅲ-8
	3-2-3-30集水樹工			Ⅲ-8
	3-2-3-31現場塗装工			Ⅲ-8
3-2-3-32かごマット工			Ⅲ-8	
3-2-3-34ポット苗植栽工			Ⅲ-8	
第4節 基礎工	3-2-4-1一般事項	切込砂利		Ⅲ-9
		砕石基礎工		Ⅲ-9
		割ぐり石基礎工		Ⅲ-9
		均しコンクリート		Ⅲ-9
	3-2-4-3基礎工(護岸)	現場打		Ⅲ-9
		プレキャスト		Ⅲ-9
		吊込基礎ブロック		Ⅲ-9
	3-2-4-4既製杭工	既製コンクリート杭		Ⅲ-9
		鋼管杭		Ⅲ-9
		H鋼杭		Ⅲ-9
	3-2-4-5場所打杭工			Ⅲ-9
	3-2-4-6深礎工			Ⅲ-9
3-2-4-7オープンケーソン基礎工			Ⅲ-10	
3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工			Ⅲ-10	
3-2-4-9鋼管矢板基礎工			Ⅲ-10	
第5節 石・ブロック積(張)工	3-2-5-3コンクリートブロック工	コンクリートブロック積		Ⅲ-10
		コンクリートブロック張り		Ⅲ-10
		連節ブロック張り		Ⅲ-10
		天端保護ブロック		Ⅲ-11
	3-2-5-4緑化ブロック工			Ⅲ-11
3-2-5-5石積(張)工			Ⅲ-11	
第6節 一般舗装工	3-2-6-7アスファルト舗装工	下層路盤工		Ⅲ-11
		上層路盤工(粒度調整路盤工)		Ⅲ-12
		上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工)		Ⅲ-12
		加熱アスファルト安定処理工		Ⅲ-12-1
		基層工		Ⅲ-12-1
		表層工		Ⅲ-12-1

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第6節 一般舗装工	3-2-6-8半たわみ性舗装工	下層路盤工		Ⅲ-12-2
		上層路盤工（粒度調整路盤工）		Ⅲ-12-2
		上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		Ⅲ-13
		加熱アスファルト安定処理工		Ⅲ-13
		基層工		Ⅲ-13-1
		表層工		Ⅲ-13-1
	3-2-6-9排水性舗装工	下層路盤工		Ⅲ-13-1
		上層路盤工（粒度調整路盤工）		Ⅲ-14
		上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		Ⅲ-14
		加熱アスファルト安定処理工		Ⅲ-15
		基層工		Ⅲ-15
		表層工		Ⅲ-15
	3-2-6-10透水性舗装工	路盤工		Ⅲ-15
		表層工		Ⅲ-15-1
	3-2-6-11グースアスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工		Ⅲ-15-1
		基層工		Ⅲ-15-1
		表層工		Ⅲ-15-1
	3-2-6-12コンクリート舗装工	下層路盤工		Ⅲ-16
		粒度調整路盤工		Ⅲ-16
		セメント（石灰・瀝青）安定処理工		Ⅲ-16-1
		アスファルト中間層		Ⅲ-16-1
		コンクリート舗装版工		Ⅲ-17
		転圧コンクリート版工（下層路盤工）		Ⅲ-17
		転圧コンクリート版工（粒度調整路盤工）		Ⅲ-17-1
		転圧コンクリート版工（セメント（石灰・瀝青）安定処理工）		Ⅲ-17-1
		転圧コンクリート版工（アスファルト中間層）		Ⅲ-18
		転圧コンクリート版工		Ⅲ-18
		連続鉄筋コンクリート舗装工		Ⅲ-18
		3-2-6-13薄層カラー舗装工	下層路盤工	
	上層路盤工（粒度調整路盤工）			Ⅲ-18-1
	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）			Ⅲ-18-1
	加熱アスファルト安定処理工			Ⅲ-18-1
基層工			Ⅲ-18-1	

章、節	条	枝番		
第6節 一般舗装工	3-2-6-14ブロック舗装工	下層路盤工		Ⅲ-19
		上層路盤工（粒度調整路盤工）		Ⅲ-19
		上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		Ⅲ-19
		加熱アスファルト安定処理工		Ⅲ-19
		基層工		Ⅲ-19
	3-2-6-15路面切削工		Ⅲ-20	
	3-2-6-16舗装打換え工		Ⅲ-20	
	3-2-6-17オーバーレイ工		Ⅲ-20	
第7節 地盤改良工	3-2-7-2路床安定処理工			Ⅲ-20
	3-2-7-3置換工			Ⅲ-20
	3-2-7-5パイルネット工			Ⅲ-21
	3-2-7-6サンドマット工			Ⅲ-21
	3-2-7-7バーチカルドレーン工	サンドドレーン工		Ⅲ-21
		ペーパードレーン工		Ⅲ-21
		袋詰式サンドドレーン工		Ⅲ-21
	3-2-7-8締固め改良工	サンドコンパクションパイル工		Ⅲ-21
	3-2-7-9固結工	粉末噴射攪拌工		Ⅲ-21
		高圧噴射攪拌工		Ⅲ-21
		スラリー攪拌工		Ⅲ-21
生石灰パイル工			Ⅲ-21	
第10節 仮設工	3-2-10-5土留・仮締切工	H鋼杭		Ⅲ-21
		鋼矢板		Ⅲ-21
		アンカー工		Ⅲ-21
		連節ブロック張り工		Ⅲ-21
		締切盛土		Ⅲ-22
		中詰盛土		Ⅲ-22
	3-2-10-9地中連続壁工（壁式）		Ⅲ-22	
	3-2-10-10地中連続壁工（柱列式）		Ⅲ-22	
	3-2-10-22法面吹付工		Ⅲ-22	
第12節 工場製作工（共通）	3-2-12-1鋳造費	金属支承工		Ⅲ-22
		大型ゴム支承工		Ⅲ-22
		3-2-12-1仮設材製作工		Ⅲ-23
		3-2-12-1刃口金物製作工		Ⅲ-23

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第12節 工場製作工（共通）	3-2-12-3桁製作工	仮組立による検査を実施する場合		Ⅲ-23
		シミュレーション仮組立検査を行う場合		Ⅲ-23
		仮組立検査を実施しない場合		Ⅲ-23
		鋼製えん堤製作工（仮組立時）		Ⅲ-23
	3-2-12-4検査路製作工			Ⅲ-23
	3-2-12-5鋼製伸縮継手製作工			Ⅲ-23
	3-2-12-6落橋防止装置製作工			Ⅲ-24
	3-2-12-7橋梁用防護柵製作工			Ⅲ-24
	3-2-12-8アンカーフレーム製作工			Ⅲ-24
	3-2-12-9プレビーム用桁製作工			Ⅲ-24
	3-2-12-10鋼製排水管製作工			Ⅲ-24
3-2-12-11工場塗装工			Ⅲ-24	
第13節 橋梁架設工	3-2-13-1架設工	クレーン架設		Ⅲ-24
		ケーブルクレーン架設		Ⅲ-24
		ケーブルエレクション架設		Ⅲ-24
		架設桁架設		Ⅲ-24
		送出し架設		Ⅲ-24
		トラバラークレーン架設		Ⅲ-24
第14節 法面工（共通）	3-2-14-2植生工	種子散布工		Ⅲ-25
		張芝工		Ⅲ-25
		筋芝工		Ⅲ-25
		市松芝工		Ⅲ-25
		植生シート工		Ⅲ-25
		植生マット工		Ⅲ-25
		植生筋工		Ⅲ-25
		人工張芝工		Ⅲ-25
		植生穴工		Ⅲ-25
		植生基材吹付工		Ⅲ-25
		客土吹付工		Ⅲ-25
	3-2-14-3吹付工	コンクリート		Ⅲ-25
		モルタル		Ⅲ-25
	3-2-14-4法砕工	現場打法砕工		Ⅲ-25
		現場吹付法砕工		Ⅲ-25
		プレキャスト法砕工		Ⅲ-25
	3-2-14-6アンカー工			Ⅲ-25
第15節 擁壁工（共通）	3-2-15-1場所打擁壁工			Ⅲ-26
	3-2-15-2プレキャスト擁壁工			Ⅲ-26

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第15節 擁壁工（共通）	3-2-15-3 補強土壁工	補強土（テールアルメ） 壁工法		Ⅲ-26
		多数アンカー式補強土工 法		Ⅲ-26
		ジオテキスタイルを用い た補強土工法		Ⅲ-26
	3-2-15-4井桁ブロック工			Ⅲ-26
第16節 浚渫工（共通）	3-2-16-3浚渫船運転工	ポンプ浚渫船		Ⅲ-26
		グラブ船		Ⅲ-26
		バックホウ浚渫船		Ⅲ-26
第18節 床版工	3-2-18-1床版工			Ⅲ-26

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表 索引

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁	
第1章 築堤・護岸					
第5節 護岸基礎工	6-1-5-3基礎工		3-2-4-3基礎工（護岸）	Ⅲ-9	
	6-1-5-4矢板工		3-2-3-4矢板工	Ⅲ-4	
第6節 矢板護岸工	6-1-6-3笠コンクリート工		3-2-4-3基礎工（護岸）	Ⅲ-9	
	6-1-6-4矢板工		3-2-3-4矢板工	Ⅲ-4	
第7節 法覆護岸工	6-1-7-3コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	Ⅲ-10	
	6-1-7-4護岸付属物工			Ⅲ-27	
	6-1-7-5緑化ブロック工		3-2-5-4緑化ブロック工	Ⅲ-11	
	6-1-7-6環境護岸ブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	Ⅲ-10	
	6-1-7-7石積（張）工		3-2-5-5石積（張）工	Ⅲ-11	
	6-1-7-8法枠工		3-2-14-4法枠工	Ⅲ-25	
	6-1-7-9多自然型護岸工	巨石張り		3-2-3-26巨石張り、巨石積み	Ⅲ-7
		巨石積み		3-2-3-26巨石張り、巨石積み	Ⅲ-7
		かごマット		3-2-3-32かごマット工	Ⅲ-8
	6-1-7-10吹付工		3-2-14-3吹付工	Ⅲ-25	
	6-1-7-11植生工		3-2-14-2植生工	Ⅲ-25	
	6-1-7-12覆土工		1-2-4-5法面整形工	Ⅲ-3	
	6-1-7-13羽口工	じゃかご		3-2-3-27じゃかご	Ⅲ-7
		ふとんかご		3-2-3-27ふとんかご、かご枠	Ⅲ-7
		かご枠		3-2-3-27ふとんかご、かご枠	Ⅲ-7
連節ブロック張り			3-2-5-3-2連節ブロック張り	Ⅲ-10	
第8節 擁壁護岸工	6-1-8-3場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	Ⅲ-26	
	6-1-8-4プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	Ⅲ-26	
第9節 根固め工	6-1-9-3根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック工	Ⅲ-6	
	6-1-9-5沈床工		3-2-3-18沈床工	Ⅲ-6	
	6-1-9-6捨石工		3-2-3-19捨石工	Ⅲ-6	
	6-1-9-7かご工	じゃかご		3-2-3-27じゃかご	Ⅲ-7
		ふとんかご		3-2-3-27ふとんかご、かご枠	Ⅲ-7
第10節 水制工	6-1-10-3沈床工		3-2-3-18沈床工	Ⅲ-6	
	6-1-10-4捨石工		3-2-3-19捨石工	Ⅲ-6	
	6-1-10-5かご工	じゃかご		3-2-3-27じゃかご	Ⅲ-7
		ふとんかご		3-2-3-27ふとんかご、かご枠	Ⅲ-7
	6-1-10-8杭出し水制工			Ⅲ-27	
第11節 付帯道路工	6-1-11-3路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	Ⅲ-4	
	6-1-11-5アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装工	Ⅲ-11	
	6-1-11-6コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗装工	Ⅲ-16	
	6-1-11-7薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	Ⅲ-18	
	6-1-11-8ブロック舗装工		3-2-6-14ブロック舗装工	Ⅲ-19	

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁	
第11節 付帯道路工	6-1-11-9側溝工		3-2-3-29側溝工	Ⅲ-8	
	6-1-11-10集水柵工		3-2-3-30集水柵工	Ⅲ-8	
	6-1-11-11縁石工		3-2-3-5縁石工	Ⅲ-4	
	6-1-11-12区画線工		3-2-3-9区画線工	Ⅲ-4	
第12節 付帯道路施設工	6-1-12-3道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	Ⅲ-5	
	6-1-12-4標識工		3-2-3-6小型標識工	Ⅲ-4	
第13節 光ケーブル配管工	6-1-13-3配管工			Ⅲ-27	
	6-1-13-4ハンドホール工			Ⅲ-27	
第2章 浚渫（河川）					
第3節 浚渫工（ポンプ浚渫船）	6-2-3-2浚渫船運転工（民船・官船）		3-2-16-3浚渫船運転工	Ⅲ-26	
第4節 浚渫工（グラブ船）	6-2-4-2浚渫船運転工		3-2-16-3浚渫船運転工	Ⅲ-26	
第5節 浚渫工（バックホウ浚渫船）	6-2-5-2浚渫船運転工		3-2-16-3浚渫船運転工	Ⅲ-26	
第3章 樋門・樋管					
第5節 樋門・樋管本体工	6-3-5-3既製杭工		3-2-4-4既製杭工	Ⅲ-9	
	6-3-5-4場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	Ⅲ-9	
	6-3-5-5矢板工		3-2-3-4矢板工	Ⅲ-4	
	6-3-5-6函渠工	本体工			Ⅲ-27
		ヒューム管			Ⅲ-27
		P C管			Ⅲ-27
		コルゲートパイプ			Ⅲ-27
		ダクタイル鋳鉄管			Ⅲ-27
	P C函渠	3-2-3-28プレキャストカルバート工		Ⅲ-8	
6-3-5-7翼壁工			Ⅲ-27		
6-3-5-8水叩工			Ⅲ-28		
第6節 護床工	6-3-6-3根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック工	Ⅲ-6	
	6-3-6-5沈床工		3-2-3-18沈床工	Ⅲ-6	
	6-3-6-6捨石工		3-2-3-19捨石工	Ⅲ-6	
	6-3-6-7かご工	じゃかご	3-2-3-27じゃかご	Ⅲ-7	
		ふとんかご	3-2-3-27ふとんかご、かご枠	Ⅲ-7	
第7節 水路工	6-3-7-3側溝工		3-2-3-29場所打水路工	Ⅲ-8	
	6-3-7-4集水柵工		3-2-3-30集水柵工	Ⅲ-8	
	6-3-7-5暗渠工		3-2-3-29暗渠工	Ⅲ-8	
	6-3-7-6樋門接続暗渠工		3-2-3-28プレキャストカルバート工	Ⅲ-8	
第8節 付属物設置工	6-3-8-3防止柵工		3-2-3-7防止柵工	Ⅲ-4	
	6-3-8-7階段工		3-2-3-22階段工	Ⅲ-7	
第4章 水門					
第3節 工場製作工	6-4-3-3桁製作工		3-2-12-3桁製作工	Ⅲ-23	
	6-4-3-4鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5鋼製伸縮継手製作工	Ⅲ-23	
	6-4-3-5落橋防止装置製作工		3-2-12-6落橋防止装置製作工	Ⅲ-24	
	6-4-3-6鋼製排水管製作工		3-2-12-10鋼製排水管製作工	Ⅲ-24	
	6-4-3-7橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7橋梁用防護柵製作工	Ⅲ-24	

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第3節 工場製作工	6-4-3-8 鋳造費		3-2-12-1 鋳造費	Ⅲ-22
	6-4-3-9 仮設材製作工		3-2-12-1 仮設材製作工	Ⅲ-23
	6-4-3-10 工場塗装工		3-2-12-11 工場塗装工	Ⅲ-24
第6節 水門本体工	6-4-6-4 既製杭工		3-2-4-4 既製杭工	Ⅲ-9
	6-4-6-5 場所打杭工		3-2-4-5 場所打杭工	Ⅲ-9
	6-4-6-6 矢板工 (遮水矢板)		3-2-3-4 矢板工	Ⅲ-4
	6-4-6-7 床版工			Ⅲ-28
	6-4-6-8 堰柱工			Ⅲ-28
	6-4-6-9 門柱工			Ⅲ-28
	6-4-6-10 ゲート操作台工			Ⅲ-28
	6-4-6-11 胸壁工			Ⅲ-28
	6-4-6-12 翼壁工		6-3-5-7 翼壁工	Ⅲ-27
6-4-6-13 水叩工		6-3-5-8 水叩工	Ⅲ-28	
第7節 護床工	6-4-7-3 根固めブロック工		3-2-3-17 根固めブロック工	Ⅲ-6
	6-4-7-5 沈床工		3-2-3-18 沈床工	Ⅲ-6
	6-4-7-6 捨石工		3-2-3-19 捨石工	Ⅲ-6
	6-4-7-7 かご工	じゃかご	3-2-3-27 じゃかご	Ⅲ-7
		ふとんかご	3-2-3-27 ふとんかご、かご枠	Ⅲ-7
第8節 付属物設置工	6-4-8-3 防止柵工		3-2-3-7 防止柵工	Ⅲ-4
	6-4-8-8 階段工		3-2-3-22 階段工	Ⅲ-7
第9節 鋼管理橋上部工	6-4-9-4 架設工 (クレーン架設)		3-2-13-1 架設工 (クレーン架設)	Ⅲ-24
	6-4-9-5 架設工 (ケーブルクレーン架設)		3-2-13-1 架設工 (ケーブルクレーン架設)	Ⅲ-24
	6-4-9-6 架設工 (ケーブルエレクション架設)		3-2-13-1 架設工 (ケーブルエレクション架設)	Ⅲ-24
	6-4-9-7 架設工 (架設桁架設)		3-2-13-1 架設工 (架設桁架設)	Ⅲ-24
	6-4-9-8 架設工 (送出し架設)		3-2-13-1 架設工 (送出し架設)	Ⅲ-24
	6-4-9-9 架設工 (トラベラークレーン架設)		3-2-13-1 架設工 (トラベラークレーン架設)	Ⅲ-24
	6-4-9-10 支承工			Ⅲ-28
第10節 橋梁現場塗装工	6-4-10-2 現場塗装工		3-2-3-31 現場塗装工	Ⅲ-8
第11節 床版工	6-4-11-2 床版工		3-2-18-1 床版工	Ⅲ-26
第12節 橋梁付属物工 (鋼管理橋)	6-4-12-2 伸縮装置工		3-2-3-24 伸縮装置工	Ⅲ-7
	6-4-12-4 地覆工			Ⅲ-28
	6-4-12-5 橋梁用防護柵工			Ⅲ-28
	6-4-12-6 橋梁用高欄工			Ⅲ-28
	6-4-12-7 検査路工			Ⅲ-28
第14節 コンクリート管理橋上部工 (PC橋)	6-4-14-2 プレテンション桁製作工 (購入工)		3-2-3-12 プレテンション桁製作工 (購入工)	Ⅲ-5
	6-4-14-3 ポストテンション桁製作工		3-2-3-13 ポストテンション桁製作工	Ⅲ-5
	6-4-14-4 プレキャストセグメント製作工 (購入工)		3-2-3-14 プレキャストセグメント製作工 (購入工)	Ⅲ-5
	6-4-14-5 プレキャストセグメント主桁組立工		3-2-3-14 プレキャストセグメント主桁組立工	Ⅲ-5

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁	
第14節 コンクリート管理橋上部工 (PC橋)	6-4-14-6 支承工		6-4-9-10 支承工	Ⅲ-28	
	6-4-14-7 架設工(クレーン架設)		3-2-13-1 架設工(クレーン架設)	Ⅲ-24	
	6-4-14-8 架設工(架設桁架設)		3-2-13-1 架設工(架設桁架設)	Ⅲ-24	
	6-4-14-9 床版・横組工		3-2-18-1 床版工	Ⅲ-26	
	6-4-14-10 落橋防止装置工		10-4-8-3 落橋防止装置工	Ⅲ-47	
第15節 コンクリート管理橋上部工 (PCホロースラブ橋)	6-4-15-2 架設支保工(固定)		3-2-13-1 架設工	Ⅲ-24	
	6-4-15-3 支承工		6-4-9-10 支承工	Ⅲ-28	
	6-4-15-4 落橋防止装置工		10-4-8-3 落橋防止装置工	Ⅲ-47	
	6-4-15-5 PCホロースラブ製作工		3-2-3-15 PCホロースラブ製作工	Ⅲ-6	
第16節 橋梁付属物工(コンクリート管理橋)	6-4-16-2 伸縮装置工		3-2-3-24 伸縮装置工	Ⅲ-7	
	6-4-16-4 地覆工		6-4-12-4 地覆工	Ⅲ-28	
	6-4-16-5 橋梁用防護柵工		6-4-12-5 橋梁用防護柵工	Ⅲ-28	
	6-4-16-6 橋梁用高欄工		6-4-12-6 橋梁用高欄工	Ⅲ-28	
	6-4-16-7 検査路工		6-4-12-7 検査路工	Ⅲ-28	
第18節 舗装工	6-4-18-5 アスファルト舗装工		3-2-6-7 アスファルト舗装工	Ⅲ-11	
	6-4-18-6 半たわみ性舗装工		3-2-6-8 半たわみ性舗装工	Ⅲ-12	
	6-4-18-7 排水性舗装工		3-2-6-9 排水性舗装工	Ⅲ-14	
	6-4-18-8 透水性舗装工		3-2-6-10 透水性舗装工	Ⅲ-15	
	6-4-18-9 グースアスファルト舗装工		3-2-6-11 グースアスファルト舗装工	Ⅲ-15	
	6-4-18-10 コンクリート舗装工		3-2-6-12 コンクリート舗装工	Ⅲ-16	
	6-4-18-11 薄層カラー舗装工		3-2-6-13 薄層カラー舗装工	Ⅲ-18	
	6-4-18-12 ブロック舗装工		3-2-6-14 ブロック舗装工	Ⅲ-19	
第5章 堰					
第3節 工場製作工	6-5-3-3 刃口金物製作工		3-2-12-1 刃口金物製作工	Ⅲ-23	
	6-5-3-4 桁製作工		3-2-12-3 桁製作工	Ⅲ-23	
	6-5-3-5 検査路製作工		3-2-12-4 検査路製作工	Ⅲ-23	
	6-5-3-6 鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5 鋼製伸縮継手製作工	Ⅲ-23	
	6-5-3-7 落橋防止装置製作工		3-2-12-6 落橋防止装置製作工	Ⅲ-24	
	6-5-3-8 鋼製排水管製作工		3-2-12-10 鋼製排水管製作工	Ⅲ-24	
	6-5-3-9 プレビーム用桁製作工		3-2-12-9 プレビーム用桁製作工	Ⅲ-24	
	6-5-3-10 橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7 橋梁用防護柵製作工	Ⅲ-24	
	6-5-3-11 鋳造費		3-2-12-1 鋳造費	Ⅲ-22	
	6-5-3-12 アンカーフレーム製作工		3-2-12-8 アンカーフレーム製作工	Ⅲ-24	
	6-5-3-13 仮設材製作工		3-2-12-1 仮設材製作工	Ⅲ-23	
	6-5-3-14 工場塗装工		3-2-12-11 工場塗装工	Ⅲ-24	
	第6節 可動堰本体工	6-5-6-3 既製杭工		3-2-4-4 既製杭工	Ⅲ-9

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第6節 可動堰本体工	6-5-6-4場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	Ⅲ-9
	6-5-6-5オープンケーソン基礎工		3-2-4-7オープンケーソン基礎工	Ⅲ-10
	6-5-6-6ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	Ⅲ-10
	6-5-6-7矢板工		3-2-3-4矢板工	Ⅲ-4
	6-5-6-8床版工		6-4-6-7床版工	Ⅲ-28
	6-5-6-9堰柱工		6-4-6-8堰柱工	Ⅲ-28
	6-5-6-10門柱工		6-4-6-9門柱工	Ⅲ-28
	6-5-6-11ゲート操作台工		6-4-6-10ゲート操作台工	Ⅲ-28
	6-5-6-12水叩工		6-3-5-8水叩工	Ⅲ-28
	6-5-6-13閘門工			Ⅲ-29
	6-5-6-14土砂吐工			Ⅲ-29
	6-5-6-15取付擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	Ⅲ-26
	第7節 固定堰本体工	6-5-7-3既製杭工		3-2-4-4既製杭工
6-5-7-4場所打杭工			3-2-4-5場所打杭工	Ⅲ-9
6-5-7-5オープンケーソン基礎工			3-2-4-7オープンケーソン基礎工	Ⅲ-10
6-5-7-6ニューマチックケーソン基礎工			3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	Ⅲ-10
6-5-7-7矢板工			3-2-3-4矢板工	Ⅲ-4
6-5-7-8堰本体工				Ⅲ-29
6-5-7-9水叩工				Ⅲ-29
6-5-7-10土砂吐工				Ⅲ-29
6-5-7-11取付擁壁工			3-2-15-1場所打擁壁工	Ⅲ-26
第8節 魚道工	6-5-8-3魚道本体工			Ⅲ-29
第9節 管理橋下部工	6-5-9-2管理橋橋台工			Ⅲ-29
第10節 鋼管理橋上部工	6-5-10-4架設工（クレーン架設）		3-2-13-1架設工（クレーン架設）	Ⅲ-24
	6-5-10-5架設工（ケーブルクレーン架設）		3-2-13-1架設工（ケーブルクレーン架設）	Ⅲ-24
	6-5-10-6架設工（ケーブルエレクション架設）		3-2-13-1架設工（ケーブルエレクション架設）	Ⅲ-24
	6-5-10-7架設工（架設桁架設）		3-2-13-1架設工（架設桁架設）	Ⅲ-24
	6-5-10-8架設工（送出し架設）		3-2-13-1架設工（送出し架設）	Ⅲ-24
	6-5-10-9架設工（トラベラークレーン架設）		3-2-13-1架設工（トラベラークレーン架設）	Ⅲ-24
	6-5-10-10支承工		6-4-9-10支承工	Ⅲ-28
第11節 橋梁現場塗装工	6-5-11-2現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	Ⅲ-8
第12節 床版工	6-5-12-2床版工		3-2-18-1床版工	Ⅲ-26
第13節 橋梁付属物工(鋼管理橋)	6-5-13-2伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	Ⅲ-7
	6-5-13-4地覆工		6-4-12-4地覆工	Ⅲ-28
	6-5-13-5橋梁用防護柵工		6-4-12-5橋梁用防護柵工	Ⅲ-28
	6-5-13-6橋梁用高欄工		6-4-12-6橋梁用高欄工	Ⅲ-28
	6-5-13-7検査路工		6-4-12-7検査路工	Ⅲ-28

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第15節 コンクリート管理橋上部工 (PC橋)	6-5-15-2プレテンション桁 製作工 (購入工)		3-2-3-12プレテンション桁 製作工 (購入工)	Ⅲ-5
	6-5-15-3ポストテンション 桁製作工		3-2-3-13ポストテンション 桁製作工	Ⅲ-5
	6-5-15-4プレキャストセグ メント製作工 (購入工)		3-2-3-14プレキャストセグ メント製作工 (購入工)	Ⅲ-5
	6-5-15-5プレキャストセグ メント主桁組立工		3-2-3-14プレキャストセグ メント主桁組立工	Ⅲ-5
	6-5-15-6支承工		6-4-9-10支承工	Ⅲ-28
	6-5-15-7架設工 (クレーン架 設)		3-2-13-1架設工 (クレーン架 設)	Ⅲ-24
	6-5-15-8架設工 (架設桁架 設)		3-2-13-1架設工 (架設桁架 設)	Ⅲ-24
	6-5-15-9床版・横組工		3-2-18-1床版工	Ⅲ-26
	6-5-15-10落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	Ⅲ- 47
	第16節 コンクリート管理橋上部工 (PC橋ホロースラブ橋)	6-5-16-2架設支保工 (固 定)		3-2-13-1架設工
6-5-16-3支承工			6-4-9-10支承工	Ⅲ-28
6-5-16-4落橋防止装置工			10-4-8-3落橋防止装置工	Ⅲ- 47
6-5-16-5PCホロースラブ製 作工			3-2-3-15PCホロースラブ 製作工	Ⅲ-6
第17節 コンクリート管理橋上部工 (PC箱桁橋)	6-5-17-2架設支保工 (固 定)		3-2-13-1架設工	Ⅲ-24
	6-5-17-3支承工		6-4-9-10支承工	Ⅲ-28
	6-5-17-4PC箱桁製作工		3-2-3-16PC箱桁製作工	Ⅲ-6
	6-5-17-5落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	Ⅲ- 47
第18節 橋梁付属物工(コンクリ ート管理橋)	6-5-18-2伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	Ⅲ-7
	6-5-18-4地覆工		6-4-12-4地覆工	Ⅲ-28
	6-5-18-5橋梁用防護柵工		6-4-12-5橋梁用防護柵工	Ⅲ-28
	6-5-18-6橋梁用高欄工		6-4-12-6橋梁用高欄工	Ⅲ-28
	6-5-18-7検査路工		6-4-12-7検査路工	Ⅲ-28
第20節 付属物設置工	6-5-20-3防止柵工		3-2-3-7防止柵工	Ⅲ-4
	6-5-20-7階段工		3-2-3-22階段工	Ⅲ-7
第6章 排水機場				
第4節 機場本体工	6-6-4-3既製杭工		3-2-4-4既製杭工	Ⅲ-9
	6-6-4-4場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	Ⅲ-9
	6-6-4-5矢板工		3-2-3-4矢板工	Ⅲ-4
	6-6-4-6本体工			Ⅲ-29
	6-6-4-7燃料貯油槽工			Ⅲ-29
第5節 沈砂池工	6-6-5-3既製杭工		3-2-4-4既製杭工	Ⅲ-9
	6-6-5-4場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	Ⅲ-9
	6-6-5-5矢板工		3-2-3-4矢板工	Ⅲ-4
	6-6-5-6場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	Ⅲ-26
	6-6-5-7コンクリート床版工			Ⅲ-29
	6-6-5-8ブロック床版工		3-2-3-17根固めブロック	Ⅲ-6
6-6-5-9場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	Ⅲ-8	
第6節 吐出水槽工	6-6-6-3既製杭工		3-2-4-4既製杭工	Ⅲ-9

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁	
第6節 吐出水槽工	6-6-6-4場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	Ⅲ-9	
	6-6-6-5矢板工		3-2-3-4矢板工	Ⅲ-4	
	6-6-6-6本体工		6-6-4-6本体工	Ⅲ-29	
第7章 床止め・床固め					
第4節 床止め工	6-7-4-4既製杭工		3-2-4-4既製杭工	Ⅲ-9	
	6-7-4-5矢板工		3-2-3-4矢板工	Ⅲ-4	
	6-7-4-6本体工	床固め本体工			Ⅲ-30
		植石張り	3-2-5-5石積(張)工	Ⅲ-11	
		根固めブロック	3-2-3-17根固めブロック工	Ⅲ-6	
	6-7-4-7取付擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	Ⅲ-26	
	6-7-4-8水叩工	水叩工			Ⅲ-30
		巨石張り	3-2-3-26巨石張り、巨石積み	Ⅲ-7	
根固めブロック		3-2-3-17根固めブロック工	Ⅲ-6		
第5節 床固め工	6-7-5-4本堤工		6-7-4-6本体工	Ⅲ-30	
	6-7-5-5垂直壁工		6-7-4-6本体工	Ⅲ-30	
	6-7-5-6側壁工			Ⅲ-30	
	6-7-5-7水叩工		6-7-4-8水叩工	Ⅲ-30	
第6節 山留擁壁工	6-7-6-3コンクリート擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	Ⅲ-26	
	6-7-6-4ブロック積擁壁工		3-2-5-3コンクリートブロック工	Ⅲ-10	
	6-7-6-5石積擁壁工		3-2-5-5石積(張)工	Ⅲ-11	
	6-7-6-6山留擁壁基礎工		3-2-4-3基礎工(護岸)	Ⅲ-9	
第8章 河川維持					
第7節 路面補修工	6-8-7-3不陸整正工		1-2-3-6堤防天端工	Ⅲ-2	
	6-8-7-4コンクリート舗装補修工		3-2-6-12コンクリート舗装工	Ⅲ-16	
	6-8-7-5アスファルト舗装補修工		3-2-6-7アスファルト舗装工	Ⅲ-11	
第8節 付属物復旧工	6-8-8-2付属物復旧工		3-2-3-8路側防護柵工	Ⅲ-4	
第9節 付属物設置工	6-8-9-3防護柵工		3-2-3-7防止柵工	Ⅲ-4	
	6-8-9-5付属物設置工		3-2-3-10道路付属物工	Ⅲ-5	
第10節 光ケーブル配管工	6-8-10-3配管工		6-1-13-3配管工	Ⅲ-27	
	6-8-10-4ハンドホール工		6-1-13-4ハンドホール工	Ⅲ-27	
第12節 植栽維持工	6-8-12-3樹木・芝生管理工		3-2-14-2植生工	Ⅲ-25	
第9章 河川修繕					
第4節 腹付工	6-9-4-2覆土工		1-2-3-5法面整形工	Ⅲ-2	
	6-9-4-3植生工		3-2-14-2植生工	Ⅲ-25	
第5節 側帯工	6-9-5-2縁切工	じゃかご工	3-2-3-27じゃかご	Ⅲ-7	
		連節ブロック張り	3-2-5-3コンクリートブロック工	Ⅲ-10	
		コンクリートブロック張り	3-2-5-3コンクリートブロック工	Ⅲ-10	
		石張り	3-2-5-5石積(張)工	Ⅲ-11	
	6-9-5-3植生工		3-2-14-2植生工	Ⅲ-25	
第6節 堤脚保護工	6-9-6-3石積工		3-2-5-5石積(張)工	Ⅲ-11	
	6-9-6-4コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	Ⅲ-10	

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁	
第7節 管理用通路工	6-9-7-2防護柵工		3-2-3-7防止柵工	Ⅲ-4	
	6-9-7-4路面切削工		3-2-6-15路面切削工	Ⅲ-20	
	6-9-7-5舗装打換え工		3-2-6-16舗装打換え工	Ⅲ-20	
	6-9-7-6オーバーレイ工		3-2-6-17オーバーレイ工	Ⅲ-20	
	6-9-7-7排水構造物工	プレキャストU型側溝・管(函)渠		3-2-3-29側溝工	Ⅲ-8
		集水枳工		3-2-3-30集水枳工	Ⅲ-8
	6-9-7-8道路付属物工	歩車道境界ブロック		3-2-3-5縁石工	Ⅲ-4
第8節 現場塗装工	6-9-8-3付属物塗装工		3-2-3-31現場塗装工	Ⅲ-8	
	6-9-8-4コンクリート面塗装工		3-2-3-11コンクリート面塗装工	Ⅲ-5	

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表 索引

【第7編 河川海岸編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第1章 堤防・護岸				
第5節 護岸基礎工	7-1-5-4捨石工		3-2-3-19捨石工	Ⅲ-6
	7-1-5-5場所打コンクリート工			Ⅲ-31
	7-1-5-6海岸コンクリートブロック工			Ⅲ-31
	7-1-5-7笠コンクリート工		3-2-4-3基礎工（護岸）	Ⅲ-9
	7-1-5-8基礎工		3-2-4-3基礎工（護岸）	Ⅲ-9
	7-1-5-9矢板工		3-2-3-4矢板工	Ⅲ-4
第6節 護岸工	7-1-6-3石積（張）工		3-2-5-5石積（張）工	Ⅲ-11
	7-1-6-4海岸コンクリートブロック工			Ⅲ-31
	7-1-6-5コンクリート被覆工			Ⅲ-31
第7節 擁壁工	7-1-7-3場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	Ⅲ-26
第8節 天端被覆工	7-1-8-2コンクリート被覆工			Ⅲ-31
第9節 波返工	7-1-9-3波返工			Ⅲ-31
第10節 裏法被覆工	7-1-10-2石積（張）工		3-2-5-5石積（張）工	Ⅲ-11
	7-1-10-3コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	Ⅲ-10
	7-1-10-4コンクリート被覆工		7-1-6-5コンクリート被覆工	Ⅲ-31
	7-1-10-5法枠工		3-2-14-4法枠工	Ⅲ-25
第11節 カルバート工	7-1-11-3プレキャストカルバート工		3-2-3-28プレキャストカルバート工	Ⅲ-8
第12節 排水構造物工	7-1-12-3側溝工		3-2-3-29側溝工	Ⅲ-8
	7-1-12-4集水樹工		3-2-3-30集水樹工	Ⅲ-8
	7-1-12-5管渠工	プレキャストパイプ	3-2-3-29暗渠工	Ⅲ-8
		プレキャストボックス	3-2-3-29暗渠工	Ⅲ-8
		コルゲートパイプ	3-2-3-29暗渠工	Ⅲ-8
		タグタイル鋳鉄管	3-2-3-29暗渠工	Ⅲ-8
7-1-12-6場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	Ⅲ-8	
第13節 付属物設置工	7-1-13-3防止柵工		3-2-3-7防止柵工	Ⅲ-4
	7-1-13-6階段工		3-2-3-22階段工	Ⅲ-7
第14節 付帯道路工	7-1-14-3路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	Ⅲ-4
	7-1-14-5アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装工	Ⅲ-11
	7-1-14-6コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗装工	Ⅲ-16
	7-1-14-7薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	Ⅲ-18
	7-1-14-8側溝工		3-2-3-29側溝工	Ⅲ-8
	7-1-14-9集水樹工		3-2-3-30集水樹工	Ⅲ-8
	7-1-14-10縁石工		3-2-3-5縁石工	Ⅲ-4
	7-1-14-11区画線工		3-2-3-9区画線工	Ⅲ-4

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁	
第15節 付帯道路施設工	7-1-15-3道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	Ⅲ-5	
	7-1-15-4小型標識工		3-2-3-6小型標識工	Ⅲ-4	
第2章 突堤・人工岬					
第4節 突堤基礎工	7-2-4-4捨石工			Ⅲ-32	
	7-2-4-5吸出し防止工			Ⅲ-32	
第5節 突堤本体工	7-2-5-2捨石工		7-2-4-4捨石工	Ⅲ-32	
	7-2-5-5海岸コンクリートブロック工			Ⅲ-32	
	7-2-5-6既製杭工		3-2-4-4既製杭工	Ⅲ-9	
	7-2-5-7詰杭工		3-2-4-4既製杭工	Ⅲ-9	
	7-2-5-8矢板工		3-2-3-4矢板工	Ⅲ-4	
	7-2-5-9石枠工			Ⅲ-32	
	7-2-5-10場所打コンクリート工			Ⅲ-33	
	7-2-5-11ケーソン工	ケーソン工製作			Ⅲ-33
		ケーソン工据付			Ⅲ-33
	7-2-5-12セルラー工	突堤上部工 (場所打コンクリート) (海岸コンクリートブロック)			Ⅲ-33
		セルラー工製作			Ⅲ-33
		セルラー工据付			Ⅲ-33
突堤上部工 (場所打コンクリート) (海岸コンクリートブロック)				Ⅲ-34	
第6節 根固め工	7-2-6-2捨石工		7-2-4-4捨石工	Ⅲ-32	
	7-2-6-3根固めブロック工			Ⅲ-34	
第7節 消波工	7-2-7-2捨石工		7-2-4-4捨石工	Ⅲ-32	
	7-2-7-3消波ブロック工			Ⅲ-34	
第3章 海域堤防（人工リーフ、離岸堤、潜堤）					
第3節 海域堤基礎工	7-3-3-3捨石工		7-2-4-4捨石工	Ⅲ-32	
	7-3-3-4吸出し防止工		7-2-4-5吸出し防止工	Ⅲ-32	
第4節 海域堤本体工	7-3-4-2捨石工		3-2-3-19捨石工	Ⅲ-6	
	7-3-4-3海岸コンクリートブロック工		7-2-5-5海岸コンクリートブロック工	Ⅲ-32	
	7-3-4-4ケーソン工		7-2-5-11ケーソン工	Ⅲ-33	
	7-3-4-5セルラー工		7-2-5-12セルラー工	Ⅲ-33	
	7-3-4-6場所打コンクリート工		7-2-5-10場所打ちコンクリート工	Ⅲ-33	
第4章 浚渫（海岸）					
第3節 浚渫工（ポンプ浚渫船）	7-4-3-2浚渫船運転工		3-2-16-3浚渫船運転工	Ⅲ-26	
第4節 浚渫工（グラブ船）	7-4-4-2浚渫船運転工		3-2-16-3浚渫船運転工	Ⅲ-26	
第5章 養浜					
第4節 砂止工	7-5-4-2根固めブロック工		7-2-6-3根固めブロック工	Ⅲ-34	

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表 索引

【第8編 砂防編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁	
第1章 砂防堰堤					
第3節 工場製作工	8-1-3-3鋼製堰堤製作工		3-2-12-3桁製作工（鋼製堰堤製作工（仮組立時））	Ⅲ-23	
	8-1-3-4鋼製堰堤仮設材製作工			Ⅲ-35	
	8-1-3-5工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	Ⅲ-24	
第6節 法面工	8-1-6-2植生工		3-2-14-2植生工	Ⅲ-25	
	8-1-6-3法面吹付工		3-2-14-3吹付工	Ⅲ-25	
	8-1-6-4法枠工		3-2-14-4法枠工	Ⅲ-25	
	8-1-6-6アンカー工		3-2-14-6アンカー工	Ⅲ-25	
	8-1-6-7かご工	じゃかご		3-2-3-27じゃかご	Ⅲ-7
ふとんかご			3-2-3-27ふとんかご、かご枠	Ⅲ-7	
第8節 コンクリート堰堤工	8-1-8-4コンクリート堰堤本体工			Ⅲ-35	
	8-1-8-5コンクリート副堰堤工		8-1-8-4コンクリート堰堤本体工	Ⅲ-35	
	8-1-8-6コンクリート側壁工			Ⅲ-35	
	8-1-8-8水叩工			Ⅲ-35	
第9節 鋼製堰堤工	8-1-9-5鋼製堰堤本体工	不透過型		Ⅲ-35	
		透過型		Ⅲ-35	
	8-1-9-6鋼製側壁工			Ⅲ-35	
	8-1-9-7コンクリート側壁工		8-1-8-6コンクリート側壁工	Ⅲ-35	
	8-1-9-9水叩工		8-1-8-8水叩工	Ⅲ-35	
	8-1-9-10現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	Ⅲ-8	
第10節 護床工・根固め工	8-1-10-4根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック工	Ⅲ-6	
	8-1-10-6沈床工		3-2-3-18沈床工	Ⅲ-6	
	8-1-10-7かご工	じゃかご		3-2-3-27じゃかご	Ⅲ-7
		ふとんかご		3-2-3-27ふとんかご、かご枠	Ⅲ-7
第11節 砂防堰堤付属物設置工	8-1-11-3防止柵工		3-2-3-7防止柵工	Ⅲ-4	
第12節 付帯道路工	8-1-12-3路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	Ⅲ-4	
	8-1-12-5アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装工	Ⅲ-11	
	8-1-12-6コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗装工	Ⅲ-16	
	8-1-12-7薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	Ⅲ-18	
	8-1-12-8側溝工		3-2-3-29場所打水路工	Ⅲ-8	
	8-1-12-9集水柵工		3-2-3-30集水柵工	Ⅲ-8	
	8-1-12-10縁石工		3-2-3-5縁石工	Ⅲ-4	
	8-1-12-11区画線工		3-2-3-9区画線工	Ⅲ-4	
第13節 付帯道路施設工	8-1-13-3道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	Ⅲ-5	
	8-1-13-4小型標識工		3-2-3-6小型標識工	Ⅲ-4	

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第2章 流路				
第4節 流路護岸工	8-2-4-4基礎工（護岸）		3-2-4-3基礎工（護岸）	Ⅲ-9
	8-2-4-5コンクリート擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	Ⅲ-26
	8-2-4-6ブロック積擁壁工		3-2-5-3コンクリートブロック工	Ⅲ-10
	8-2-4-7石積擁壁工		3-2-5-5石積（張）工	Ⅲ-11
	8-2-4-8護岸付属物工		6-1-7-4護岸付属物工	Ⅲ-27
	8-2-4-9植生工		3-2-14-2植生工	Ⅲ-25
第5節 床固め工	8-2-5-4床固め本体工		8-1-8-4コンクリート堰堤本体工	Ⅲ-35
	8-2-5-5垂直壁工		8-1-8-4コンクリート堰堤本体工	Ⅲ-35
	8-2-5-6側壁工		8-1-8-6コンクリート側壁工	Ⅲ-35
	8-2-5-7水叩工		8-1-8-8水叩工	Ⅲ-35
	8-2-5-8魚道工			Ⅲ-36
第6節 根固め・水制工	8-2-6-4根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック工	Ⅲ-6
	8-2-6-6捨石工		3-2-3-19捨石工	Ⅲ-6
	8-2-6-7かご工	じゃかご	3-2-3-27じゃかご	Ⅲ-7
		ふとんかご	3-2-3-27ふとんかご、かご枠	Ⅲ-7
	かごマット	3-2-3-32かごマット工	Ⅲ-8	
第7節 流路付属物設置工	8-2-7-2階段工		3-2-3-22階段工	Ⅲ-7
	8-2-7-3防止柵工		3-2-3-7防止柵工	Ⅲ-4
第3章 斜面对策				
第4節 法面工	8-3-4-2植生工		3-2-14-2植生工	Ⅲ-25
	8-3-4-3吹付工		3-2-14-3吹付工	Ⅲ-25
	8-3-4-4法枠工		3-2-14-4法枠工	Ⅲ-25
	8-3-4-5かご工	じゃかご	3-2-3-27じゃかご	Ⅲ-7
		ふとんかご	3-2-3-27ふとんかご、かご枠	Ⅲ-7
	8-3-4-6アンカー工（プレキャストコンクリート板）		3-2-14-6アンカー工	Ⅲ-25
	8-3-4-7抑止アンカー工		3-2-14-6アンカー工	Ⅲ-25
				Ⅲ-36
8-3-4-6、7鉄筋挿入工				
第5節 擁壁工	8-3-5-3既製杭工		3-2-4-4既製杭工	Ⅲ-9
	8-3-5-4場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	Ⅲ-26
	8-3-5-5プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	Ⅲ-26
	8-3-5-6補強土壁工		3-2-15-3補強土壁工	Ⅲ-26
	8-3-5-7井桁ブロック工		3-2-15-4井桁ブロック工	Ⅲ-26
	8-3-5-8落石防護工		10-1-11-5落石防護柵工	Ⅲ-38
第6節 山腹水路工	8-3-6-3山腹集水路・排水路工		3-2-3-29場所打水路工	Ⅲ-8
	8-3-6-4山腹明暗渠工			Ⅲ-36
	8-3-6-5山腹暗渠工		3-2-3-29暗渠工	Ⅲ-8

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁	
第6節 山腹水路工	8-3-6-6現場打水路工		3-2-3-29場所打水路工	Ⅲ-8	
	8-3-6-7集水柵工		3-2-3-30集水柵工	Ⅲ-8	
第7節 地下水排除工	8-3-7-4集排水ボーリング工			Ⅲ-36	
	8-3-7-5集水井工			Ⅲ-36	
第8節 地下水遮断工	8-3-8-3場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	Ⅲ-26	
	8-3-8-4固結工		3-2-7-9固結工	Ⅲ-21	
	8-3-8-5矢板工		3-2-3-4矢板工	Ⅲ-4	
第9節 抑止杭工	8-3-9-3既製杭工		3-2-4-4既製杭工	Ⅲ-9	
	8-3-9-4場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	Ⅲ-9	
	8-3-9-5シャフト工（深礎工）		3-2-4-6深礎工	Ⅲ-9	
	8-3-9-6合成杭工			Ⅲ-36	
第4章 急傾斜地崩壊対策					
第5節 擁壁工	8-4-5-3現場打擁壁工		3-2-15-1現場打擁壁工	Ⅲ-26	
	8-4-5-4落石防護工		10-1-11-5落石防護柵工	Ⅲ-43	
	8-4-5-5井桁ブロック工		3-2-15-4井桁ブロック工	Ⅲ-26	
	8-4-5-6既製杭工		3-2-4-4既製杭工	Ⅲ-9	
	8-4-5-7プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	Ⅲ-26	
	8-4-5-8補強土壁工		3-2-15-3補強土壁工	Ⅲ-26	
	8-4-5-9土留・仮締切工	H鋼杭		3-2-10-5土留・仮締切工（H鋼杭・鋼矢板）	Ⅲ-21
		鋼矢板			
		アンカー工		3-2-10-5土留・仮締切工（アンカー工）	Ⅲ-21
		連節ブロック張り工		3-2-10-5土留・仮締切工（連節ブロック工）	Ⅲ-21
	締切盛土		3-2-10-5土留・仮締切工（締切盛土）	Ⅲ-22	
	中詰盛土		3-2-10-5土留・仮締切工（中詰盛土）	Ⅲ-22	
第6節 法面工	8-4-6-2植生工		3-2-14-2植生工	Ⅲ-25	
	8-4-6-3吹付工		3-2-14-3吹付工	Ⅲ-25	
	8-4-6-4法枠工		3-2-14-4法枠工	Ⅲ-25	
	8-4-6-5かご工	じゃかご	3-2-3-27かご工（じゃかご工）	Ⅲ-7	
	× × ×	ふとんかご	3-2-3-27かご工（ふとんかご）	Ⅲ-7	
		かごマット	3-2-3-32かごマット工	Ⅲ-8	
第7節 抑止杭工	8-4-7 既製杭工	× × ×	3-2-4-4既製杭工	Ⅲ-9	
		× × ×			
	8-4-7 場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	Ⅲ-9	
	8-4-7 シャフト工（深礎工）		3-2-4-6深礎工	Ⅲ-9	
	8-4-7 合成杭工		8-3-9-6合成杭工	Ⅲ-36	

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表 索引

【第9編 ダム編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第1章 コンクリートダム				
第4節 ダムコンクリート工	9-1-4コンクリートダム工 (本体)			Ⅲ-41
	9-1-4コンクリートダム工 (水叩)			Ⅲ-41
	9-1-4コンクリートダム工 (副ダム)			Ⅲ-41
	9-1-4コンクリートダム工 (導流壁)			Ⅲ-41
第2章 フィルダム				
第4節 盛立工	9-2-4-5コアの盛立			Ⅲ-41
	9-2-4-6フィルターの盛立			Ⅲ-41
	9-2-4-7ロックの盛立			Ⅲ-42
	9-2 フィルダム (洪水吐)			Ⅲ-42
第3章 基礎グラウチング				
第3節 ボーリング工	9-3-3ボーリング工			Ⅲ-42

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表 索引

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第1章 道路改良				
第3節 工場製作工	10-1-3-2遮音壁支柱製作工	遮音壁支柱製作工		Ⅲ-43
		工場塗装工	3-2-12-11工場塗装工	Ⅲ-24
第5節 法面工	10-1-5-2植生工		3-2-14-2植生工	Ⅲ-25
	10-1-5-3法面吹付工		3-2-14-3吹付工	Ⅲ-25
	10-1-5-4法枠工		3-2-14-4法枠工	Ⅲ-25
	10-1-5-6アンカー工		3-2-14-6アンカー工	Ⅲ-25
	10-1-5-7かご工	じゃかご	3-2-3-27じゃかご	Ⅲ-7
		ふとんかご	3-2-3-27ふとんかご、かご枠	Ⅲ-7
10-1-5-8ポット苗植栽工		3-2-3-34ポット苗植栽工	Ⅲ-8	
第7節 擁壁工	10-1-7-3既製杭工		3-2-4-4既製杭工	Ⅲ-9
	10-1-7-4場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	Ⅲ-9
	10-1-7-5場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	Ⅲ-26
	10-1-7-6プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	Ⅲ-26
	10-1-7-7補強土壁工	補強土（テールアルメ）壁工法	3-2-15-3補強土壁工	Ⅲ-26
		多数アンカー式補強土工法	3-2-15-3補強土壁工	Ⅲ-26
ジオテキスタイルを用いた補強土工法		3-2-15-3補強土壁工	Ⅲ-26	
10-1-7-8井桁ブロック工		3-2-15-4井桁ブロック工	Ⅲ-26	
第8節 石・ブロック積（張）工	10-1-8-3コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	Ⅲ-10
	10-1-8-4石積（張）工		3-2-5-5石積（張）工	Ⅲ-11
第9節 カルバート工	10-1-9-4既製杭工		3-2-4-4既製杭工	Ⅲ-9
	10-1-9-5場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	Ⅲ-9
	10-1-9-6場所打函渠工			Ⅲ-43
	10-1-9-7プレキャストカルバート工		3-2-3-28プレキャストカルバート工	Ⅲ-8
第10節 排水構造物工（小型水路工）	10-1-10-3側溝工		3-2-3-29側溝工	Ⅲ-8
	10-1-10-4管渠工		3-2-3-29側溝工	Ⅲ-8
	10-1-10-5集水柵・マンホール工		3-2-3-30集水柵工	Ⅲ-8
	10-1-10-6地下排水工		3-2-3-29暗渠工	Ⅲ-8
	10-1-10-7場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	Ⅲ-8
	10-1-10-8排水工（小段排水・縦排水）		3-2-3-29側溝工	Ⅲ-8
第11節 落石雪害防止工	10-1-11-4落石防止網工			Ⅲ-43
	10-1-11-5落石防護柵工			Ⅲ-43
	10-1-11-6防雪柵工			Ⅲ-43
	10-1-11-7雪崩予防柵工			Ⅲ-43
第12節 遮音壁工	10-1-12-4遮音壁基礎工			Ⅲ-43
	10-1-12-5遮音壁本体工			Ⅲ-44

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第2章 舗装				
第4節 舗装工	10-2-4-5アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装工	Ⅲ-11
	10-2-4-6半たわみ性舗装工		3-2-6-8半たわみ性舗装工	Ⅲ-12
	10-2-4-7排水性舗装工		3-2-6-9排水性舗装工	Ⅲ-14
	10-2-4-8透水性舗装工		3-2-6-10透水性舗装工	Ⅲ-15
	10-2-4-9グースアスファルト舗装工		3-2-6-11グースアスファルト舗装工	Ⅲ-15
	10-2-4-10コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗装工	Ⅲ-16
	10-2-4-11薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	Ⅲ-18
	10-2-4-12ブロック舗装工		3-2-6-14ブロック舗装工	Ⅲ-19
	10-2-4歩道路盤工			Ⅲ-44
	10-2-4取合舗装路盤工			Ⅲ-44
	10-2-4路肩舗装路盤工			Ⅲ-44
	10-2-4歩道舗装工			Ⅲ-44
	10-2-4取合舗装工			Ⅲ-44
	10-2-4路肩舗装工			Ⅲ-44
	10-2-4表層工			Ⅲ-44
第5節 排水構造物工（路面排水工）	10-2-5-3側溝工		3-2-3-29側溝工	Ⅲ-8
	10-2-5-4管渠工		3-2-3-29側溝工	Ⅲ-8
	10-2-5-5集水柵（街渠柵）・マンホール工		3-2-3-30集水柵工	Ⅲ-8
	10-2-5-6地下排水工		3-2-3-29暗渠工	Ⅲ-8
	10-2-5-7場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	Ⅲ-8
	10-2-5-8排水工（小段排水・縦排水）		3-2-3-29側溝工	Ⅲ-8
	10-2-5-9排水性舗装用路肩排水工			Ⅲ-44
第6節 縁石工	10-2-6-3縁石工		3-2-3-5縁石工	Ⅲ-4
第7節 踏掛版工	10-2-7-4踏掛版工	コンクリート工		Ⅲ-44
		ラバーシュー		Ⅲ-44
		アンカーボルト		Ⅲ-44
第8節 防護柵工	10-2-8-3路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	Ⅲ-4
	10-2-8-4防止柵工		3-2-3-7防止柵工	Ⅲ-4
	10-2-8-5ボックスビーム工		3-2-3-8路側防護柵工	Ⅲ-4
	10-2-8-6車止めポスト工		3-2-3-7防止柵工	Ⅲ-4
第9節 標識工	10-2-9-3小型標識工		3-2-3-6小型標識工	Ⅲ-4
	10-2-9-4大型標識工	標識基礎工 標識柱工		Ⅲ-44 Ⅲ-45
第10節 区画線工	10-2-10-2区画線工		3-2-3-9区画線工	Ⅲ-4
第12節 道路附属施設工	10-2-12-4道路附属物工		3-2-3-10道路附属物工	Ⅲ-5
	10-2-12-5ケーブル配管工			Ⅲ-45
		ハンドホール		Ⅲ-45
	10-2-12-6照明工	照明柱基礎工		Ⅲ-45
	10-2-12-7組立歩道工			Ⅲ-45
支柱基礎工			Ⅲ-45	
第13節 橋梁附属物工	10-2-13-2伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	Ⅲ-7

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁	
第3章 橋梁下部					
第3節 工場製作工	10-3-3-2 刃口金物製作工		3-2-12-1 刃口金物製作工	Ⅲ-23	
	10-3-3-3 鋼製橋脚製作工			Ⅲ-46	
	10-3-3-4 アンカーフレーム製作工		3-2-12-8 アンカーフレーム製作工	Ⅲ-24	
	10-3-3-5 工場塗装工		3-2-12-11 工場塗装工	Ⅲ-24	
第6節 橋台工	10-3-6-3 既製杭工		3-2-4-4 既製杭工	Ⅲ-9	
	10-3-6-4 場所打杭工		3-2-4-5 場所打杭工	Ⅲ-9	
	10-3-6-5 深礎工		3-2-4-6 深礎工	Ⅲ-9	
	10-3-6-6 オープンケーソン基礎工		3-2-4-7 オープンケーソン基礎工	Ⅲ-10	
	10-3-6-7 ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8 ニューマチックケーソン基礎工	Ⅲ-10	
	10-3-6-8 橋台躯体工			Ⅲ-46	
第7節 RC橋脚工	10-3-7-3 既製杭工		3-2-4-4 既製杭工	Ⅲ-9	
	10-3-7-4 場所打杭工		3-2-4-5 場所打杭工	Ⅲ-9	
	10-3-7-5 深礎工		3-2-4-6 深礎工	Ⅲ-9	
	10-3-7-6 オープンケーソン基礎工		3-2-4-7 オープンケーソン基礎工	Ⅲ-10	
	10-3-7-7 ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8 ニューマチックケーソン基礎工	Ⅲ-10	
	10-3-7-8 鋼管矢板基礎工		3-2-4-9 鋼管矢板基礎工	Ⅲ-10	
	10-3-7-9 橋脚躯体工	張出式 ラーメン式			Ⅲ-46 Ⅲ-46
第8節 鋼製橋脚工	10-3-8-3 既製杭工		3-2-4-4 既製杭工	Ⅲ-9	
	10-3-8-4 場所打杭工		3-2-4-5 場所打杭工	Ⅲ-9	
	10-3-8-5 深礎工		3-2-4-6 深礎工	Ⅲ-9	
	10-3-8-6 オープンケーソン基礎工		3-2-4-7 オープンケーソン基礎工	Ⅲ-10	
	10-3-8-7 ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8 ニューマチックケーソン基礎工	Ⅲ-10	
	10-3-8-8 鋼管矢板基礎工		3-2-4-9 鋼管矢板基礎工	Ⅲ-10	
	10-3-8-9 橋脚フーチング工	I型・T型			Ⅲ-46
		門型			Ⅲ-46
	10-3-8-10 橋脚架設工	I型・T型			Ⅲ-46
		門型			Ⅲ-46
	10-3-8-11 現場継手工				Ⅲ-47
10-3-8-12 現場塗装工			3-2-3-31 現場塗装工	Ⅲ-8	
第9節 護岸基礎工	10-3-9-3 基礎工		3-2-4-3 基礎工(護岸)	Ⅲ-9	
	10-3-9-4 矢板工		3-2-3-4 矢板工	Ⅲ-4	
第10節 矢板護岸工	10-3-10-4 矢板工		3-2-3-4 矢板工	Ⅲ-4	
第11節 法覆護岸工	10-3-11-2 コンクリートブロック工		3-2-5-3 コンクリートブロック工	Ⅲ-10	
	10-3-11-3 護岸付属物工		6-1-7-4 護岸付属物工	Ⅲ-27	
	10-3-11-4 緑化ブロック工		3-2-5-4 緑化ブロック工	Ⅲ-11	
	10-3-11-5 環境護岸ブロック工		3-2-5-3 コンクリートブロック工	Ⅲ-10	

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁	
第11節 法覆護岸工	10-3-11-6石積（張）工		3-2-5-5石積（張）工	Ⅲ-11	
	10-3-11-7法枠工		3-2-14-4法枠工	Ⅲ-25	
	10-3-11-8多自然型護岸工	巨石張り		3-2-3-26巨石張り、巨石積み	Ⅲ-7
		巨石積み		3-2-3-26巨石張り、巨石積み	Ⅲ-7
		かごマット		3-2-3-32かごマット工	Ⅲ-8
	10-3-11-9吹付工		3-2-14-3吹付工	Ⅲ-25	
	10-3-11-10植生工		3-2-14-2植生工	Ⅲ-25	
	10-3-11-11覆土工		1-2-3-5法面整形工	Ⅲ-2	
	10-3-11-12羽口工	じゃかご		3-2-3-27じゃかご	Ⅲ-7
		ふとんかご		3-2-3-27ふとんかご、かご枠	Ⅲ-7
		かご枠		3-2-3-27ふとんかご、かご枠	Ⅲ-7
連節ブロック張り			3-2-5-3連節ブロック張り	Ⅲ-10	
第12節 擁壁護岸工	10-3-12-3場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	Ⅲ-26	
	10-3-12-4プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	Ⅲ-26	
第4章 鋼橋上部					
第3節 工場製作工	10-4-3-3桁製作工		3-2-12-3桁製作工	Ⅲ-23	
	10-4-3-4検査路製作工		3-2-12-4検査路製作工	Ⅲ-23	
	10-4-3-5鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5鋼製伸縮継手製作工	Ⅲ-23	
	10-4-3-6落橋防止装置製作工		3-2-12-6落橋防止装置製作工	Ⅲ-24	
	10-4-3-7鋼製排水管製作工		3-2-12-10鋼製排水管製作工	Ⅲ-24	
	10-4-3-8橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7橋梁用防護柵製作工	Ⅲ-24	
	10-4-3-9橋梁用高欄製作工			Ⅲ-47	
	10-4-3-10横断歩道橋製作工		3-2-12-3桁製作工	Ⅲ-23	
	10-4-3-11 casting 費		3-2-12-1 casting 費	Ⅲ-22	
	10-4-3-12アンカーフレーム製作工		3-2-12-8アンカーフレーム製作工	Ⅲ-24	
	10-4-3-13工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	Ⅲ-24	
	第5節 鋼橋架設工	10-4-5-4架設工（クレーン架設）		3-2-13-1架設工（クレーン架設）	Ⅲ-24
10-4-5-5架設工（ケーブルクレーン架設）			3-2-13-1架設工（ケーブルクレーン架設）	Ⅲ-24	
10-4-5-6架設工（ケーブルエレクション架設）			3-2-13-1架設工（ケーブルエレクション架設）	Ⅲ-24	
10-4-5-7架設工（架設桁架設）			3-2-13-1架設工（架設桁架設）	Ⅲ-24	
10-4-5-8架設工（送出し架設）			3-2-13-1架設工（送出し架設）	Ⅲ-24	
10-4-5-9架設工（トラベラークレーン架設）			3-2-13-1架設工（トラベラークレーン架設）	Ⅲ-24	
10-4-5-10支承工			6-4-9-10支承工	Ⅲ-28	
第6節 橋梁現場塗装工	10-4-6-3現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	Ⅲ-8	
第7節 床版工	10-4-7-2床版工		3-2-18-1床版工	Ⅲ-26	

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第8節 橋梁付属物工	10-4-8-2伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	Ⅲ-7
	10-4-8-3落橋防止装置工			Ⅲ-47
	10-4-8-5地覆工		6-4-12-4地覆工	Ⅲ-28
	10-4-8-6橋梁用防護柵工		6-4-12-5橋梁用防護柵工	Ⅲ-28
	10-4-8-7橋梁用高欄工		6-4-12-6橋梁用高欄工	Ⅲ-28
	10-4-8-8検査路工		6-4-12-7検査路工	Ⅲ-28
第9節 歩道橋本体工	10-4-9-3既製杭工		3-2-4-4既製杭工	Ⅲ-9
	10-4-9-4場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	Ⅲ-9
	10-4-9-5橋脚フーチング工	I型	10-3-8-9橋脚フーチング工	Ⅲ-46
		T型	10-3-8-9橋脚フーチング工	Ⅲ-46
	10-4-9-6歩道橋（側道橋）架設工		3-2-13-1架設工（鋼橋）	Ⅲ-24
	10-4-9-7現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	Ⅲ-8
第5章 コンクリート橋上部				
第3節 工場製作工	10-5-3-2プレビーム用桁製作工		3-2-12-9プレビーム用桁製作工	Ⅲ-24
	10-5-3-3橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7橋梁用防護柵製作工	Ⅲ-24
	10-5-3-4鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5鋼製伸縮継手製作工	Ⅲ-23
	10-5-3-5検査路製作工		3-2-12-4検査路製作工	Ⅲ-23
	10-5-3-6工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	Ⅲ-24
	10-5-3-7 casting 費		3-2-12-1 casting 費	Ⅲ-22
第5節 PC橋工	10-5-5-2プレテンション桁製作工（購入工）	けた橋	3-2-3-12プレテンション桁製作工（購入工）	Ⅲ-5
		スラブ橋	3-2-3-12プレテンション桁製作工（購入工）	Ⅲ-5
	10-5-5-3ポストテンション桁製作工		3-2-3-13ポストテンション桁製作工	Ⅲ-5
	10-5-5-4プレキャストセグメント製作工（購入工）		3-2-3-14プレキャストセグメント製作工（購入工）	Ⅲ-5
	10-5-5-5プレキャストセグメント主桁組立工		3-2-3-14プレキャストセグメント主桁組立工	Ⅲ-5
	10-5-5-6支承工		6-4-9-10支承工	Ⅲ-28
	10-5-5-7架設工（クレーン架設）		3-2-13-1架設工（クレーン架設）	Ⅲ-24
	10-5-5-8架設工（架設桁架設）		3-2-13-1架設工（架設桁架設）	Ⅲ-24
	10-5-5-9床版・横組工		3-2-18-1床版工	Ⅲ-26
	10-5-5-10落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	Ⅲ-47
第6節 プレビーム桁橋工	10-5-6-2プレビーム桁製作工（現場）			Ⅲ-47
	10-5-6-3支承工		6-4-9-10支承工	Ⅲ-28
	10-5-6-4架設工（クレーン架設）		3-2-13-1架設工（クレーン架設）	Ⅲ-24
	10-5-6-5架設工（架設桁架設）		3-2-13-1架設工（架設桁架設）	Ⅲ-24
	10-5-6-6床版・横組工		3-2-18-1床版工	Ⅲ-26
	10-5-6-9落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	Ⅲ-47

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第7節 PCホロースラブ橋工	10-5-7-2架設支保工（固定）		3-2-13-1架設工	Ⅲ-24
	10-5-7-3支承工		6-4-9-10支承工	Ⅲ-28
	10-5-7-4PCホロースラブ製作工		3-2-3-15PCホロースラブ製作工	Ⅲ-6
	10-5-7-5落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	Ⅲ-47
第8節 RCホロースラブ橋工	10-5-8-2架設支保工（固定）		3-2-13-1架設工	Ⅲ-24
	10-5-8-3支承工		6-4-9-10支承工	Ⅲ-28
	10-5-8-4RC場所打ホロースラブ製作工		3-2-3-15PCホロースラブ製作工	Ⅲ-6
	10-5-8-5落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	Ⅲ-47
第9節 PC版桁橋工	10-5-9-2PC版桁製作工		3-2-3-15PCホロースラブ製作工	Ⅲ-6
第10節 PC箱桁橋工	10-5-10-2架設支保工（固定）		3-2-13-1架設工	Ⅲ-24
	10-5-10-3支承工		6-4-9-10支承工	Ⅲ-28
	10-5-10-4PC箱桁製作工		3-2-3-16PC箱桁製作工	Ⅲ-6
	10-5-10-5落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	Ⅲ-47
第11節 PC片持箱桁橋工	10-5-11-2PC片持箱桁製作工		3-2-3-16PC箱桁製作工	Ⅲ-6
	10-5-11-3支承工		6-4-9-10支承工	Ⅲ-28
	10-5-11-4架設工（片持架設）		3-2-13-1架設工	Ⅲ-24
第12節 PC押し箱桁橋工	10-5-12-2PC押し箱桁製作工		3-2-3-16PC押し箱桁製作工	Ⅲ-6
	10-5-12-3架設工（押し架設）		3-2-13-1架設工	Ⅲ-24
第13節 橋梁付属物工	10-5-13-2伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	Ⅲ-7
	10-5-13-4地覆工		6-4-12-4地覆工	Ⅲ-28
	10-5-13-5橋梁用防護柵工		6-4-12-5橋梁用防護柵工	Ⅲ-28
	10-5-13-6橋梁用高欄工		6-4-12-6橋梁用高欄工	Ⅲ-28
	10-5-13-7検査路工		6-4-12-7検査路工	Ⅲ-28
第6章 トンネル（NATM）				
第3節 掘削工	10-6-3-2掘削工			Ⅲ-47
第4節 支保工	10-6-4-3吹付工			Ⅲ-47
	10-6-4-4ロックボルト工			Ⅲ-48
	10-6-4-5鋼製支保工		10-6-4-4ロックボルト工	Ⅲ-48
第5節 覆工	10-6-5-3覆工コンクリート工			Ⅲ-48
	10-6-5-4側壁コンクリート工		10-6-5-3覆工コンクリート工	Ⅲ-48
	10-6-5-5床版コンクリート工			Ⅲ-48
	10-6-5-6トンネル防水工			Ⅲ-48
第6節 インバート工	10-6-6-4インバート本体工			Ⅲ-48
第7節 坑内付帯工	10-6-7-5地下排水工			Ⅲ-48
第8節 坑門工	10-6-8-4坑門本体工			Ⅲ-49
	10-6-8-5明り巻工			Ⅲ-49

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第6A章 トンネル (矢板)				
第5節 覆工	10-6A-5-3覆工コンクリート			Ⅲ-49
	10-6A-5-4床版コンクリート			Ⅲ-49
第11章 共同溝				
第3節 工場製作工	10-11-3-3工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	Ⅲ-24
第6節 現場打構築工	10-11-6-2現場打躯体工			Ⅲ-49
	10-11-6-4カラー継手工			Ⅲ-49
第6節 現場打構築工	10-11-6-5防水工	防水		Ⅲ-50
		防水保護工		Ⅲ-50
		防水壁		Ⅲ-50
第7節 プレキャスト構築工	10-11-7-2プレキャスト躯体工			Ⅲ-50
第12章 電線共同溝				
第5節 電線共同溝工	10-12-5-2管路工 (管路部)			Ⅲ-50
	10-12-5-3プレキャストボックス工 (特殊部)			Ⅲ-50
	10-12-5-4現場打ちボックス工 (特殊部)			Ⅲ-51
第6節 付帯設備工	10-12-6-2ハンドホール工			Ⅲ-51
第13章 情報ボックス工				
第3節 情報ボックス工	10-13-3-4管路工 (管路部)		10-12-5-2管路工 (管路部)	Ⅲ-50
第4節 付帯設備工	10-13-4-2ハンドホール工		10-12-6-2ハンドホール工	Ⅲ-51
第14章 道路維持				
第4節 舗装工	10-14-4-3路面切削工		3-2-6-15路面切削工	Ⅲ-20
	10-14-4-4舗装打換え工		3-2-6-16舗装打換え工	Ⅲ-20
	10-14-4-5切削オーバーレイ工			Ⅲ-51
	10-14-4-6オーバーレイ工		3-2-6-17オーバーレイ工	Ⅲ-20
	10-14-4-7路上再生工			Ⅲ-51
	10-14-4-8薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	Ⅲ-18
	10-14-4-11グルーピング工			Ⅲ-51
第5節 排水構造物工	10-14-5-3側溝工		3-2-3-29側溝工	Ⅲ-8
	10-14-5-4管渠工		3-2-3-29側溝工	Ⅲ-8
	10-14-5-5集水柵・マンホール工		3-2-3-30集水柵工	Ⅲ-8
	10-14-5-6地下排水工		3-2-3-29暗渠工	Ⅲ-8
	10-14-5-7場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	Ⅲ-8
	10-14-5-8排水工		3-2-3-29側溝工	Ⅲ-8

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第6節 防護柵工	10-14-6-3路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	Ⅲ-4
	10-14-6-4防止柵工		3-2-3-7防止柵工	Ⅲ-4
	10-14-6-5ボックスビーム工		3-2-3-8路側防護柵工	Ⅲ-4
	10-14-6-6車止めポスト工		3-2-3-7防止柵工	Ⅲ-4
第7節 標識工	10-14-7-3小型標識工		3-2-3-6小型標識工	Ⅲ-4
	10-14-7-4大型標識工		10-2-9-4大型標識工	Ⅲ-44
第8節 道路付属施設工	10-14-8-4道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	Ⅲ-5
	10-14-8-5ケーブル配管工		10-2-12-5ケーブル配管工	Ⅲ-45
	10-14-8-6照明工		10-2-12-6照明工	Ⅲ-45
第10節 擁壁工	10-14-10-3場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	Ⅲ-26
	10-14-10-4プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	Ⅲ-26
第11節 石・ブロック積(張)工	10-14-11-3コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	Ⅲ-10
	10-14-11-4石積(張)工		3-2-5-5石積(張)工	Ⅲ-11
第12節 カルバート工	10-14-12-4場所打函渠工		10-1-9-6場所打函渠工	Ⅲ-43
	10-14-12-5プレキャストカルバート工		3-2-3-28プレキャストカルバート工	Ⅲ-8
第13節 法面工	10-14-13-2植生工		3-2-14-2植生工	Ⅲ-25
	10-14-13-3法面吹付工		3-2-14-3吹付工	Ⅲ-25
	10-14-13-4法枠工		3-2-14-4法枠工	Ⅲ-25
	10-14-13-6アンカー工		3-2-14-6アンカー工	Ⅲ-25
	10-14-13-7かご工	じゃかご	3-2-3-27じゃかご	Ⅲ-7
		ふとんかご	3-2-3-27ふとんかご、かご枠	Ⅲ-7
第15節 橋梁付属物工	10-14-15-2伸縮継手工		3-2-3-24伸縮装置工	Ⅲ-7
	10-14-15-4地覆工		6-4-12-4地覆工	Ⅲ-28
	10-14-15-5橋梁用防護柵工		6-4-12-5、6橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工	Ⅲ-28
	10-14-15-6橋梁用高欄工		6-4-12-5、6橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工	Ⅲ-28
	10-14-15-7検査路工		6-4-12-7検査路工	Ⅲ-28
第17節 現場塗装工	10-14-17-6コンクリート面塗装工		3-2-3-11コンクリート面塗装工	Ⅲ-5
第16章 道路修繕				
第3節 工場製作工	10-16-3-4桁補強材製作工			Ⅲ-51
	10-16-3-5落橋防止装置製作工		3-2-12-6落橋防止装置製作工	Ⅲ-24
第5節 舗装工	10-16-5-3路面切削工		3-2-6-15路面切削工	Ⅲ-20
	10-16-5-4舗装打換え工		3-2-6-16舗装打換え工	Ⅲ-20
	10-16-5-5切削オーバーレイ工		10-14-4-5切削オーバーレイ工	Ⅲ-51
	10-16-5-6オーバーレイ工		3-2-6-17オーバーレイ工	Ⅲ-20
	10-16-5-7路上再生工		10-14-4-7路上再生工	Ⅲ-51
	10-16-5-8薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	Ⅲ-18

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第6節 排水構造物工	10-16-6-3側溝工		3-2-3-29側溝工	Ⅲ-8
	10-16-6-4管渠工		3-2-3-29側溝工	Ⅲ-8
	10-16-6-5集水柵・マンホール工		3-2-3-30集水柵工	Ⅲ-8
	10-16-6-6地下排水工		3-2-3-29暗渠工	Ⅲ-8
	10-16-6-7場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	Ⅲ-8
	10-16-6-8排水工		3-2-3-29側溝工	Ⅲ-8
第7節 縁石工	10-16-7-3縁石工		3-2-3-5縁石工	Ⅲ-4
第8節 防護柵工	10-16-8-3路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	Ⅲ-4
	10-16-8-4防止柵工		3-2-3-7防止柵工	Ⅲ-4
	10-16-8-5ボックスビーム工		3-2-3-8路側防護柵工	Ⅲ-4
	10-16-8-6車止めポスト工		3-2-3-7防止柵工	Ⅲ-4
第9節 標識工	10-16-9-3小型標識工		3-2-3-6小型標識工	Ⅲ-4
	10-16-9-4大型標識工		10-2-9-4大型標識工	Ⅲ-45
第10節 区画線工	10-16-10-2区画線工		3-2-3-9区画線工	Ⅲ-4
第12節 道路付属施設工	10-16-12-4道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	Ⅲ-5
	10-16-12-5ケーブル配管工		10-2-12-5ケーブル配管工	Ⅲ-45
	10-16-12-6照明工		10-2-12-6照明工	Ⅲ-45
第14節 擁壁工	10-16-14-3場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	Ⅲ-26
	10-16-14-4プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	Ⅲ-26
第15節 石・ブロック積(張)工	10-16-15-3コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	Ⅲ-10
	10-16-15-4石積(張)工		3-2-5-5石積(張)工	Ⅲ-11
第16節 カルバート工	10-16-16-4場所打函渠工		10-1-9-6場所打函渠工	Ⅲ-43
	10-16-16-5プレキャストカルバート工		3-2-3-28プレキャストカルバート工	Ⅲ-8
第17節 法面工	10-16-17-2植生工		3-2-14-2植生工	Ⅲ-25
	10-16-17-3法面吹付工		3-2-14-3吹付工	Ⅲ-25
	10-16-17-4法枠工		3-2-14-4法枠工	Ⅲ-25
	10-16-17-6アンカー工		3-2-14-6アンカー工	Ⅲ-25
	10-16-17-7かご工	じゃかご	3-2-3-27じゃかご	Ⅲ-7
	ふとんかご	3-2-3-27ふとんかご、かご枠	Ⅲ-7	
第18節 落石雪害防止工	10-16-18-4落石防止網工		10-1-11-4落石防止網工	Ⅲ-43
	10-16-18-5落石防護柵工		10-1-11-5落石防護柵工	Ⅲ-43
	10-16-18-6防雪柵工		10-1-11-6防雪柵工	Ⅲ-43
	10-16-18-7雪崩予防柵工		10-1-11-7雪崩予防柵工	Ⅲ-43
第20節 鋼桁工	10-16-20-3鋼桁補強工		10-16-3-4桁補強材製作工	Ⅲ-51
第21節 橋梁支承工	10-16-21-3鋼橋支承工		6-4-9-10支承工	Ⅲ-28
	10-16-21-4PC橋支承工		6-4-9-10支承工	Ⅲ-28
第22節 橋梁付属物工	10-16-22-4落橋防止装置工			Ⅲ-52
	10-16-22-6地覆工		6-4-12-4地覆工	Ⅲ-28
	10-16-22-7橋梁用防護柵工		6-4-12-5橋梁用防護柵工	Ⅲ-28
	10-16-22-8橋梁用高欄工		6-4-12-6橋梁用高欄工	Ⅲ-28
	10-16-22-9検査路工		6-4-12-7検査路工	Ⅲ-28
第25節 現場塗装工	10-16-25-3橋梁塗装工		3-2-3-31現場塗装工	Ⅲ-8
	10-16-25-6コンクリート面塗装工		3-2-3-11コンクリート面塗装工	Ⅲ-5

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第1編 共通編】

※撮影頻度

「0mに1回又は1施工箇所に〇回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	2		掘削工	土質等の判別	地質が変わる毎に1回〔掘削中〕	<p>・出来ばえの撮影・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズム設置状況(プリズムが必要な場合のみ)がわかるように撮影</p>
						法長 ※右のいずれかで撮影する。	40mに1回又は1施工箇所に1回〔掘削後〕	
							<p>「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」による場合は1工事に1回〔掘削後〕</p> <p>「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」に基づき写真測量に用いた全ての画像を納品する場合には、写真管理に代えることが出来る。</p>	
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	3		盛土工	巻出し厚	40mに1回〔巻出し時〕	<p>・出来ばえの撮影・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズム設置状況(プリズムが必要な場合のみ)がわかるように撮影</p>
							<p>「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」における「締固め層厚分布図」を提出する場合は写真不要</p>	
						締固め状況	転圧機械又は地質が変わる毎に1回〔締固め時〕	
						法長幅 ※右のいずれかで撮影する。	40mに1回又は1施工箇所に1回〔施工後〕	
<p>「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「無人航空機搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」による場合は1工事に1回〔施工後〕</p> <p>「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」に基づき写真測量に用いた全ての画像を納品する場合には、写真管理に代えることが出来る。</p>								

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第1編 共通編】

※撮影頻度

「〇mに1回又は1施工箇所に〇回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	4		盛土補強工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	厚さ 補強材の長さ	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔施工後〕 各段長さが変わる毎に1回 〔施工後〕	
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	5		法面整形工 (盛土部)	仕上げ状況 厚さ	40mに1回又は1施工箇所に1回 〔仕上げ時〕	
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	6		堤防天端工	厚さ	200mに1回又は1施工箇所に2回 〔施工後〕	
						幅	40mに1回又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
1 共通編	2 土工	4 道路土工	2		掘削工	土質等の判別	地質が変わる毎に1回 〔掘削中〕	<ul style="list-style-type: none"> ・出来ばえの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズム設置状況(プリズムが必要な場合のみ)がわかるように撮影
						法長 ※右のいずれかで撮影する。	40mに1回又は1施工箇所に1回 〔掘削後〕	
							「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」による場合は1工事に1回 〔掘削後〕	
							「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」に基づき写真測量に用いた全ての画像を納品する場合には、写真管理に代えることが出来る。	

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第1編 共通編】

※撮影頻度

「〇mに1回又は1施工箇所に〇回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
1 共通編	2 土工	4 道路土工	3 4		路体盛土工 路床盛土工 埋戻工	巻出し厚	40m毎3層に1回近撮と全景 〔巻出し時〕	
							「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」における「締固め層厚分布図」を提出する場合は写真不要	
						締固め状況	転圧機械又は地質が変わる毎に1回及び3層に1回近撮と全景 〔締固め時〕	
						法長幅 ※右のいずれかで撮影する。	40mに1回又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
							「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」による場合は1工事に1回 〔施工後〕	・出来ばえの撮影・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズム設置状況(プリズムが必要な場合のみ)がわかるように撮影
							「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」に基づき写真測量に用いた全ての画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。	
1 共通編	2 土工	4 道路土工	5		法面整形工 (盛土部)	仕上げ状況 厚さ	40mに1回又は1施工箇所に1回 〔仕上げ時〕	
1 共通編	3 無筋、鉄筋 コンクリート	7 鉄筋工	4	1	組立て	平均間隔	コンクリート打設毎に1回 (重要構造物かつ主鉄筋について適用)	
						かぶり	コンクリート打設毎に1回 (重要構造物かつ主鉄筋について適用)	
1 共通編	3 無筋、鉄筋 コンクリート	7 鉄筋工	4	2	組立て ※新設のコンクリート構造物の内、橋梁上部工事と下部工事	非破壊試験 (電磁誘導法、電磁波レーダ法)	試験毎に1回 〔試験実施中〕	

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

※撮影頻度

「〇mに1回又は1施工箇所に〇回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	3 共通 的工 種	4		矢板工 〔指定仮設・任意仮設は除く〕 (鋼矢板) (軽量鋼矢板) (コンクリート矢板) (広幅鋼矢板) (可とう鋼矢板)	根入長	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔打込前後〕	
						変位	20mに1回又は1施工箇所に2回 〔打込後〕	
						数量	全数量 〔打込後〕	
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	3 共通 的工 種	5		縁石工 (縁石・アスカーブ)	施工状況	1施工箇所に1回 〔施工中〕	
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	3 共通 的工 種	6		小型標識工	基礎幅 基礎高さ 根入れ長	基礎1基毎に1回 〔施工後〕	
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	3 共通 的工 種	7		防止柵工 (立入防止柵) (転落(横断)防止柵) (車止めポスト)	※基礎幅 ※基礎高さ	10基に1回又は1施工箇所に2回 (※印は現場打ち部分がある場合) 〔施工後〕	
						パイプ取付高	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	3 共通 的工 種	8	1	路側防護柵工 (ガードレール)	※基礎幅 ※基礎高さ ※配筋状況	40mに1回又は1施工箇所に2回 (※印は現場打ち部分がある場合) 〔施工後〕	
						ビーム取付高	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	3 共通 的工 種	8	2	路側防護柵工 (ガードケーブル)	※基礎幅 ※基礎高さ ※基礎延長	基礎1基毎に1回 (※印は現場打ち部分がある場合) 〔施工後〕	
						ケーブル取付高	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	3 共通 的工 種	9		区画線工	材料使用量	全数量 〔施工前後〕	
						施工状況	施工日に1回 〔施工前後〕	

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

※撮影頻度

「〇mに1回又は1施工箇所に〇回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3	2	3	10		道路付属物工 (視線誘導標) (距離標)	高さ	1施工箇所に1回(種別毎) 〔施工後〕	
3	2	3	11		コンクリート面塗装工	材料使用量 (塗料缶)	全数量 〔使用前後〕	
						素地調整状況 (塗替)	スパン毎、部材別 〔施工前後〕	
						塗装状況	各層毎に1回 〔塗装後〕	
3	2	3	12	1	プレテンション桁製作工(購入工) (けた橋)	断面の外形寸法 橋桁のそり 横方向の曲がり	1スパンに1回 〔製作後〕	
3	2	3	12	2	プレテンション桁製作工(購入工) (スラブ橋)	断面の外形寸法 橋桁のそり 横方向の曲がり	1スパンに1回 〔製作後〕	
3	2	3	13		ポストテンション桁製作工	シーす、PC 鋼材 配置状況	桁毎に1回 〔打設前〕	
						幅(上) 幅(下) 高さ	桁毎に1回 〔型枠取外し後〕	
						中詰め及びグラウト 状況	1スパンに1回 〔施工時〕	
3	2	3	14	1	プレキャストセグメント製作工(購入工)	断面の外形寸法	1スパンに1回 〔製作後〕	
3	2	3	14	2	プレキャストセグメント主桁組立工	組立状況	1スパンに1回 〔組立時〕	

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

※撮影頻度

「〇mに1回又は1施工箇所に〇回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	15		PCホロースラブ製作工	シーす、PC 鋼材 配置状況	桁毎に1回 〔打設前〕	
						幅 厚さ	桁毎に1回 〔型枠取外し後〕	
						中詰め及びグラウト 状況	1スパンに1回 〔施工時〕	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	16	1	PC箱桁製作工	シーす、PC 鋼材 配置状況	桁毎に1回 〔打設前〕	
						幅(上) 幅(下) 高さ	桁毎に1回 〔型枠取外し後〕	
						内空幅 内空高さ	桁毎に1回 〔型枠設置後〕	
						中詰め及びグラウト 状況	1スパンに1回 〔施工時〕	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	16	2	PC押し出し箱桁製作工	シーす、PC 鋼材 配置状況	桁毎に1回 〔打設前〕	
						幅(上) 幅(下) 高さ	桁毎に1回 〔型枠取外し後〕	
						内空幅 内空高さ	桁毎に1回 〔型枠設置後〕	
						中詰め及びグラウト 状況	1スパンに1回 〔施工時〕	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	17		根固めブロック工	数量	全数量 〔製作後〕	
						ブロックの形状寸 法	形状寸法変わる毎に1回 〔製作後〕	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	18		沈床工	格子寸法 厚さ 割石状況 幅	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔施工後〕	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	19		捨石工	幅	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔施工後〕	

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

※撮影頻度

「〇mに1回又は1施工箇所に〇回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3	2	3	22		階段工	幅 高さ 長さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
3	2	3	24	1	伸縮装置工 (ゴムジョイント)	設置状況	1スパンに1回 〔設置後〕	
3	2	3	24	2	伸縮装置工 (鋼製フィンガージョイント)	設置状況	1スパンに1回 〔設置後〕	
3	2	3	26	1	多自然型護岸工 (巨石張り) (巨石積み)	胴込裏込厚	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔施工中〕	
						法長	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔施工後〕	
3	2	3	26	2	多自然型護岸工 (かごマット)	高さ 法長	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔施工後〕	
3	2	3	27	1	羽口工 (じゃかご)	法長 厚さ	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔施工後〕	
3	2	3	27	2	羽口工 (ふとんかご) (かご枠)	高さ	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔施工後〕	

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

※撮影頻度

「〇mに1回又は1施工箇所に〇回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	28		プレキャストカルバート工 (プレキャストボックス工) (プレキャストパイプ工)	据付状況	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔施工中〕	
						※幅 ※高さ	40mに1回又は1施工箇所に2回 (※印は場所打ちのある場合) 〔埋戻し前〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	29	1	側溝工 (プレキャストU型側溝) (L型側溝) (自由勾配側溝) (管渠)	据付状況	40mに1回又は1施工箇所に1回 〔埋戻し前〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	29	2	場所打水路工	厚さ 幅 高さ	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔型枠取外し後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	29	3	暗渠工	幅 深さ	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔埋戻し前〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	30		集水樹工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	31		現場塗装工	材料使用量 (塗料缶)	全数量 〔使用前後〕	
						ケレン状況 (塗替)	スパン毎、部材別 〔施工前後〕	
						塗装状況	各層毎1スパンに1回 〔塗装後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	32		かごマット工	厚さ 法長	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔施工後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	34		ポット苗植栽工	苗高	100本に1本、100本以下は3本 〔搬入時、樹種毎〕	
						柵高 杭高 打込角度	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔施工後〕	

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

※撮影頻度

「〇mに1回又は1施工箇所に〇回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3	2	4	1		一般事項 (切込砂利) (砕石基礎工) (割ぐり石基礎工) (均しコンクリート)	幅 高さ	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔施工後〕	
3	2	4	3	1	基礎工(護岸) (現場打)	幅 高さ	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔型枠取外し後〕	
3	2	4	3	2	基礎工(護岸) (プレキャスト)	据付状況	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔施工後〕	
3	2	4	3	3	基礎工(護岸) (吊込基礎ブロック)	ブロック寸法	20ヶに1ヶ、20ヶ以下は2ヶ 〔製作後〕	
						数量	全数	〔製作後〕
						法線出入	40m毎に1回、40m以下は2回 〔施工後〕	
3	2	4	4		既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	偏心量 根入長 数量	全数量 〔打込後〕	
						杭頭処理状況	全数量 〔処理前、中、後〕	
3	2	4	5		場所打杭工	偏心量 根入長 数量、杭径	全数量 〔打込後〕	
						杭頭処理状況	全数量 〔処理前、中、後〕	
						鉄筋組立状況	全数量 〔組立後〕	
3	2	4	6		深礎工	根入長	全数量 〔掘削後〕	
						偏心量 数量 基礎径	全数量 〔施工後〕	
						ライナープレート 設置状況	1施工箇所に1回 〔掘削後〕	
						土質	土質の変わる毎に1回 〔掘削中〕	
						鉄筋組立状況	全数量 〔組立後〕	

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

※撮影頻度

「0mに1回又は1施工箇所に〇回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	7		オープンケーソン基礎工	沓	1基毎に1回 〔据付後〕	
						ケーソンの長さ ケーソンの幅 ケーソンの高さ ケーソンの壁厚 偏心率 鉄筋組立状況	1ロット毎に1回 〔設置後及び型枠取外し後〕	
						載荷状況	1基に1回 〔載荷時〕	
						封鎖コンクリート 打設状況 中埋状況	1基に1回 〔施工時〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	8		ニューマチックケーソン基礎工	沓	1基毎に1回 〔据付後〕	
						ケーソンの長さ ケーソンの幅 ケーソンの高さ ケーソンの壁厚 偏心率 鉄筋組立状況	1ロット毎に1回 〔設置後及び型枠取外し後〕	
						載荷状況	1基に1回 〔載荷時〕	
						封鎖コンクリート 打設状況 中埋状況	1基に1回 〔施工時〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	9		鋼管矢板基礎工	沓	1基毎に1回 〔据付後〕	
						根入長 偏心率 鉄筋組立状況	1基毎に1回 〔設置後〕	
						載荷状況	1基に1回 〔載荷時〕	
						封鎖コンクリート 打設状況 中埋状況	1基に1回 〔施工時〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積(張)工	3	1	コンクリートブロック工 (コンクリートブロック積) (コンクリートブロック張り)	厚さ(裏込) (胴込)	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔施工中〕	
						法長 厚さ (ブロック積張)	各断面変化点 3m未満は上・下端 3m以上は上・下端及び中位 40mに1回又は1施工箇所に2回 〔施工後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積(張)工	3	2	コンクリートブロック工 (連節ブロック張り)	法長	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔施工後〕	

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

※撮影頻度

「〇mに1回又は1施工箇所に〇回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3	2	5	3	3	コンクリートブロック工 (天端保護ブロック)	幅	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔施工後〕	
3	2	5	4		緑化ブロック工	厚さ(裏込)	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔施工中〕	
						法長 厚さ(ブロック)	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔施工後〕	
3	2	5	5		石積(張)工	厚さ(裏込)	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔施工中〕	
						法長 厚さ(石積・張)	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔施工後〕	
3	2	6	7	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						平整状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、 「地上型レーザーสキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編) (案)」、「地上移動体搭載型レーザー スキャナーを用いた出来形管理要領 (舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズ ム方式)を用いた出来形管理要領 (舗装工事編)(案)」により「厚さあ るいは標高較差」を管理する場 合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕	
						幅	各層毎40mに1回 〔修正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編) (案)」、「地上型レーザーสキャナー を用いた出来形管理要領(舗装 工事編)(案)」、「地上移動体搭載 型レーザーสキャナーを用いた出来形管 理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノ ンプリズム方式)を用いた出来形管理 要領(舗装工事編)(案)」による場 合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕	

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

※撮影頻度

「〇mに1回又は1施工箇所に〇回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	2	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回	〔施工中〕
						転圧状況		
						整正状況	各層毎400mに1回	
					厚さ	各層毎200mに1回	〔整正後〕	
						ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザーสキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーสキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回		〔整正後〕
					幅	各層毎40mに1回	〔整正後〕	
						ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザーสキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーสキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による場合は各層毎1工事に1回		〔整正後〕
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	3	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回	〔施工中〕
						転圧状況		
						整正状況	各層毎400mに1回	
					厚さ	1,000㎡に1回	〔整正後〕	
						※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザーสキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーสキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回		〔整正後〕
					幅	各層毎40mに1回	〔整正後〕	
						ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザーสキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーสキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による場合は各層毎1工事に1回		〔整正後〕

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

※撮影頻度

「0mに1回又は1施工箇所に〇回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	4	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						平整状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕	
						幅	各層毎40mに1回 〔修正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザーสキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーสキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	5	アスファルト舗装工 (基層工)	平整状況	400mに1回 〔修正後〕	
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						幅	各層毎40mに1回 〔修正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザーสキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーสキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	6	アスファルト舗装工 (表層工)	平整状況	400mに1回 〔修正後〕	
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						平坦性	1工事に1回 〔実施中〕	

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

※撮影頻度

「〇mに1回又は1施工箇所に〇回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	1	半たわみ性舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ	各層毎 400mに1回	〔施工中〕
						転圧状況		
						整正状況	各層毎 400mに1回	
					厚さ	各層毎 200mに1回	〔整正後〕	
						ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザーสキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーสキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回		〔整正後〕
					幅	各層毎 40mに1回	〔整正後〕	
						ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザーสキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーสキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による場合は各層毎1工事に1回		〔整正後〕
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	2	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ	各層毎 400mに1回	〔施工中〕
						転圧状況		
						整正状況	各層毎 400mに1回	
					厚さ	各層毎 200mに1回	〔整正後〕	
						ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザーสキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーสキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回		〔整正後〕
					幅	各層毎 40mに1回	〔整正後〕	
						ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザーสキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーสキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による場合は各層毎1工事に1回		〔整正後〕

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

※撮影頻度

「〇mに1回又は1施工箇所に〇回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	3	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎 400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎 400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	1,000 m ² に1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「TS等光波方式を用いた出 来形管理要領(舗装工事編)(案)」、 「地上型レーザースキャナーを用いた出 来形管理要領(舗装工事編) (案)」、「地上移動体搭載型レーザ ースキャナーを用いた出来形管理要領 (舗装工事編)(案)」、「TS(ノプリズ ム方式)を用いた出来形管理要領 (舗装工事編)(案)」により「厚さあ るいは標高較差」を管理する場合 は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎 40mに1回 〔整正後〕 ただし、「TS 等光波方式を用いた 出来形管理要領(舗装工事編) (案)」、「地上型レーザースキャナ ーを用いた出来形管理要領(舗装 工事編)(案)」、「地上移動体搭載 型レーザースキャナーを用いた出来形管 理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(/ ノプリズム方式)を用いた出来形管理 要領(舗装工事編)(案)」による場 合は各層毎 1 工事に 1 回」 〔整正後〕	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	4	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎 400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎 400mに1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎 40mに1回 〔整正後〕 ただし、「TS 等光波方式を用いた 出来形管理要領(舗装工事編) (案)」、「地上型レーザースキャナ ーを用いた出来形管理要領(舗装 工事編)(案)」、「地上移動体搭載 型レーザースキャナーを用いた出来形管 理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(/ ノプリズム方式)を用いた出来形管理 要領(舗装工事編)(案)」による場 合は各層毎 1 工事に 1 回」 〔整正後〕	

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

※撮影頻度

「0mに1回又は1施工箇所に〇回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	5	半たわみ性舗装工 (基層工)	修正状況	400mに1回 〔修正後〕	
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						幅	各層毎 40mに1回 〔修正後〕	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	6	半たわみ性舗装工 (表層工)	修正状況	400mに1回 〔修正後〕	
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						浸透性ミルク注入状 況	400mに1回 〔注入時〕	
						平坦性	1工事1回 〔実施中〕	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	1	排水性舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎 400mに1回 〔施工中〕	
						修正状況	各層毎 400mに1回 〔修正後〕	
						厚さ	各層毎 200mに1回 〔修正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザーสキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーสキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕	
						幅	各層毎 40mに1回 〔修正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザーสキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーสキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕	

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

※撮影頻度

「〇mに1回又は1施工箇所に〇回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	2	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ	各層毎 400mに1回	
						転圧状況	[施工中]	
						整正状況	各層毎 400mに1回 [整正後]	
					厚さ	各層毎200mに1回 [整正後] ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザーสキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーสキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 [整正後]		
					幅	各層毎 40mに1回 [整正後] ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザーสキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーสキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による場合は各層毎1工事に1回 [整正後]		
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	3	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ	各層毎 400mに1回	
						転圧状況	[施工中]	
						整正状況	各層毎 400mに1回 [整正後]	
					厚さ	1,000 mに1回 [整正後] ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザーสキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーสキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 [整正後]		
					幅	各層毎 40mに1回 [整正後] ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザーสキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーสキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による場合は各層毎1工事に1回 [整正後]		

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

※撮影頻度

「0mに1回又は1施工箇所に〇回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	4	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎 400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎 400mに1回 〔整正後〕	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	5	排水性舗装工 (基層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	6	排水性舗装工 (表層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	
						タックコート、プ ライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						平坦性	1工事1回 〔実施中〕	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	10	1	透水性舗装工 路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎 400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎 400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出 来形管理要領(舗装工事編)(案)」、 「地上型レーザーสキャナーを用いた出 来形管理要領(舗装工事編) (案)」、「地上移動体搭載型レーザ スキャナーを用いた出来形管理要領 (舗装工事編)(案)」、「TS(ノプリ ズム方式)を用いた出来形管理要領 (舗装工事編)(案)」により「厚さあ るいは標高較差」を管理する場 合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎 40mに1回 〔整正後〕 ただし、「TS 等光波方式を用いた 出来形管理要領(舗装工事編) (案)」、「地上型レーザーสキャ ナーを用いた出来形管理要領(舗装 工事編)(案)」、「地上移動体搭載 型レーザーสキャナーを用いた出来形 管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノ プリズム方式)を用いた出来形管理 要領(舗装工事編)(案)」による場 合は各層毎 1 工事に 1 回 〔整正後〕	

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

※撮影頻度

「〇mに1回又は1施工箇所に〇回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	10	2	透水性舗装工 表層工	修正状況	400mに1回 〔修正後〕	
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						平坦性	1工事1回 〔実施中〕	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	11	1	グースアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎 400mに1回 〔施工中〕	
						修正状況	各層毎 400mに1回 〔修正後〕	
						幅	各層毎 40mに1回 〔修正後〕 ただし、「TS 等光波方式を用いた 出来形管理要領(舗装工事編) (案)」、「地上型レーザースキャナ ーを用いた出来形管理要領(舗装 工事編)(案)」、「地上移動体搭載 型レーザースキャナーを用いた出来形管 理要領(舗装工事編)(案)」、「TS/ ノンリズム方式を用いた出来形管理 要領(舗装工事編)(案)」による場 合は各層毎 1 工事に 1 回」 〔修正後〕	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	11	2	グースアスファルト舗装工 (基層工)	修正状況	400mに1回 〔修正後〕	
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	11	3	グースアスファルト舗装工 (表層工)	修正状況	400mに1回 〔修正後〕	
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						平坦性	1工事1回 〔実施中〕	

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

※撮影頻度

「〇mに1回又は1施工箇所に〇回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回	[施工中]
						転圧状況	各層毎400mに1回	
						厚さ	各層毎200mに1回 [修正後] ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザーสキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーสキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 [修正後]	
						幅	各層毎40mに1回 [修正後] ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザーสキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーสキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による場合は各層毎1工事に1回 [修正後]	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	2	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回	[施工中]
						転圧状況	各層毎400mに1回	
						厚さ	各層毎200mに1回 [修正後] ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザーสキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーสキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 [修正後]	
						幅	各層毎40mに1回 [修正後] ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザーสキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーสキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による場合は各層毎1工事に1回 [修正後]	

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

※撮影頻度

「〇mに1回又は1施工箇所に〇回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	12	3	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・瀝青)安定処理 工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回	〔施工中〕
						転圧状況		
						整正状況	各層毎400mに1回	
					厚さ	1,000㎡に1回	〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「TS等光波方式を用いた出 来形管理要領(舗装工事編)(案)」、 「地上型レーザースキャナーを用いた出 来形管理要領(舗装工事編) (案)」、「地上移動体搭載型レー ザースキャナーを用いた出来形管理要領 (舗装工事編)(案)」、「TS(ノプリ ズム方式)を用いた出来形管理要領 (舗装工事編)(案)」により「厚さあ るいは標高較差」を管理する場合 は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
					幅	各層毎40mに1回	〔整正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出 来形管理要領(舗装工事編) (案)」、「地上型レーザースキャナーを用 いた出来形管理要領(舗装工事 編)(案)」、「地上移動体搭載型レー ザースキャナーを用いた出来形管理要 領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノプリ ズム方式)を用いた出来形管理要 領(舗装工事編)(案)」による場合 は各層毎1工事に1回」 〔整正後〕	
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	12	4	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	整正状況	400mに1回	〔整正後〕
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回	〔散布時〕
						幅	各層毎40mに1回	〔整正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出 来形管理要領(舗装工事編) (案)」、「地上型レーザースキャナーを用 いた出来形管理要領(舗装工事 編)(案)」、「地上移動体搭載型レー ザースキャナーを用いた出来形管理要 領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノプリ ズム方式)を用いた出来形管理要 領(舗装工事編)(案)」による場合 は各層毎1工事に1回」 〔整正後〕

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

※撮影頻度

「〇mに1回又は1施工箇所に〇回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	12	5	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	石粉、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						スリップバー、 タイバー寸法、 位置	40mに1回 〔据付後〕	
						鉄網寸法 位置	40mに1回 〔据付後〕	
						平坦性	1工事1回 〔実施中〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔型枠据付後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザーสキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーสキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕	
						目地段差	1工事に1回	
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	12	6	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザーสキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーสキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕	
						幅	各層毎40mに1回 〔修正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザーสキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーสキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕	

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

※撮影頻度

「〇mに1回又は1施工箇所に〇回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	7	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
					幅	各層毎40mに1回 〔整正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕		
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	8	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント(石灰・瀝青)安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	1,000㎡に1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
					幅	各層毎40mに1回 〔整正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕		

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

※撮影頻度

「〇mに1回又は1施工箇所に〇回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	12	9	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						幅	各層毎40mに1回 〔整正 後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出 来形管理要領(舗装工事編) (案)」、「地上型レーザー スキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事 編)(案)」、「地上移動体搭載型レー ザースキャナーを用いた出来形管理要 領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノプリ ズム方式)を用いた出来形管理要 領(舗装工事編)(案)」による場合 は各層毎1工事に1回」 〔整正後〕	
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	12	10	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	敷均し厚さ 転圧状況	400mに1回 〔施工中〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔型枠据付後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出 来形管理要領(舗装工事編)(案)」、 「地上型レーザー スキャナーを用いた出来形管理要領 (舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レー ザースキャナーを用いた出来形管理要領 (舗装工事編)(案)」、「TS(ノプリ ズム方式)を用いた出来形管理要領 (舗装工事編)(案)」により「厚さあ るいは標高較差」を管理する場合 は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
						平坦性	1工事1回 〔実施中〕	
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	12	11	コンクリート舗装工 (連続鉄筋コンクリート舗装工)	石粉 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						鉄筋寸法、位置	80mに1回 〔据付時〕	
						横拡張目地部 ダウエルバー 寸法、位置	1施工箇所に1回 〔据付後〕	
						縦そり突合せ 目地部・縦そり ダミー目地部タイ バー寸法、位置	80mに1回 〔据付後〕	
						平坦性	1工事に1回 〔実施中〕	
						厚さ	各層毎200mに1回〔型枠据付後〕 〔スリップフォーム工法の場合は打 設前後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出 来形管理要領(舗装工事編)(案)」、 「地上型レーザースキャナーを用いた出 来形管理要領(舗装工事編) (案)」、「地上移動体搭載型レーザ ースキャナーを用いた出来形管理要領 (舗装工事編)(案)」、「TS(ノプリ ズム方式)を用いた出来形管理要領 (舗装工事編)(案)」により「厚さあ るいは標高較差」を管理する場合 は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
						目地段差	1工事に1回	

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

※撮影頻度

「〇mに1回又は1施工箇所に〇回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘要	
						撮影項目	撮影頻度[時期]		
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	13	1	薄層カラー舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回	〔施工中〕	
						転圧状況			
						整正状況	各層毎400mに1回		〔整正後〕
						厚さ	各層毎200mに1回		〔整正後〕
					幅	各層毎40mに1回	〔整正後〕	ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による場合は各層毎1工事に1回	
								〔整正後〕	
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	13	2	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回	〔施工中〕	
						転圧状況			
						整正状況	各層毎400mに1回		〔整正後〕
						厚さ	各層毎200mに1回		〔整正後〕
					幅	各層毎40mに1回	〔整正後〕	ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による場合は各層毎1工事に1回	
								〔整正後〕	
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	13	3	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回	〔施工中〕	
						転圧状況			
						整正状況	各層毎400mに1回		〔整正後〕
						厚さ	1,000㎡に1回		〔整正後〕
					幅	各層毎40mに1回	〔整正後〕	※コアを採取した場合は写真不要	
								〔整正後〕	ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による場合は各層毎1工事に1回
								〔整正後〕	
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	13	4	薄層カラー舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回	〔施工中〕	
						転圧状況			
						整正状況	各層毎400mに1回		〔整正後〕
						幅	各層毎40mに1回		〔整正後〕
								〔整正後〕	ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による場合は各層毎1工事に1回
								〔整正後〕	
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	13	5	薄層カラー舗装工 (基層工)	整正状況	400mに1回	〔整正後〕	
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回		〔散布時〕
						厚さ	1,000㎡に1回		〔整正後〕
						幅	各層毎40mに1回		〔整正後〕
								〔整正後〕	ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による場合は各層毎1工事に1回
								〔整正後〕	

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

※撮影頻度

「0mに1回又は1施工箇所に〇回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	14	1	ブロック舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ	各層毎 400mに1回	〔施工中〕 〔修正後〕 〔修正後〕 〔修正後〕 ただし、「TS 等光波方式を用いた 出来形管理要領(舗装工事編) (案)」による場合は各層毎 1 工事 に 1 回」 〔修正後〕
						転圧状況	各層毎 400mに1回	
						修正状況	各層毎 400mに1回	
						厚さ	各層毎 200mに1回	
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	14	2	ブロック舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ	各層毎 400mに1回	〔施工中〕 〔修正後〕 〔修正後〕 〔修正後〕 ただし、「TS 等光波方式を用いた 出来形管理要領(舗装工事編) (案)」による場合は各層毎 1 工事 に 1 回」 〔修正後〕
						転圧状況	各層毎 400mに1回	
						修正状況	各層毎 400mに1回	
						厚さ	各層毎 200mに1回	
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	14	3	ブロック舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ	各層毎 400mに1回	〔施工中〕 〔修正後〕 〔修正後〕 〔修正後〕 ただし、「TS 等光波方式を用いた 出来形管理要領(舗装工事編) (案)」による場合は各層毎 1 工事 に 1 回」 〔修正後〕
						転圧状況	各層毎 400mに1回	
						修正状況	各層毎 400mに1回	
						厚さ	1,000 m ² に1回 ※コアを採取した場合は写真不要	
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	14	4	ブロック舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ	各層毎 400mに1回	〔施工中〕 〔修正後〕 〔修正後〕 〔修正後〕 ただし、「TS 等光波方式を用いた 出来形管理要領(舗装工事編) (案)」による場合は各層毎 1 工事 に 1 回」 〔修正後〕
						転圧状況	各層毎 400mに1回	
						修正状況	各層毎 400mに1回	
						幅	各層毎 40mに1回	
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	14	5	ブロック舗装工 (基層工)	修正状況	400mに1回	〔修正後〕
						タックコート プライムコート	各層毎に1回	〔散布時〕

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

※撮影頻度

「〇mに1回又は1施工箇所に〇回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3	2	6	15		路面切削工	厚さ(基準高) 幅	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔施工後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた 出来形管理要領(舗装工事編) (案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕	
3	2	6	16		舗装打換え工	幅 延長 厚さ	各層毎1回/1施工箇所 〔施工後〕	
3	2	6	17		オーバーレイ工	平坦性	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
						タックコート	各層毎に1回 〔散布後〕	
						修正状況	200mに1回 〔修正後〕	
3	2	7	2		路床安定処理工	施工厚さ 幅	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔施工後〕	
3	2	7	3		置換工	置換厚さ 幅	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔施工後〕	

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

※撮影頻度

「〇mに1回又は1施工箇所に〇回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3	2	7	5		パイルネット工	厚さ 幅	40mに1回又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
3	2	7	6		サンドマット工	施工厚さ 幅	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔施工後〕	
3	2	7	8		パーティカルドレーン工 (サンドドレーン工) (ペーパードレーン工) (袋詰式サンドドレーン工) 締固め改良工 (サンドコンパクションパイル工)	打込長さ 施工状況	100m2に1回又は1施工箇所に1回 〔打込み前後、施工中〕	
						杭径 位置・間隔	100m2に1回又は1施工箇所に1回 〔打込後〕	
						砂の投入量	全数量 〔打込前後〕	
3	2	7	9		固結工 (粉末噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	位置・間隔 杭径	25本に1回、25本以下は2回 〔打込後〕	
						深度	全数量 〔打込後〕	
3	2	10	5	1	土留・仮締切工 (H鋼杭) (鋼矢板)	変位 根入長	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔打込前後〕	
						数量	全数量 〔打込後〕	
3	2	10	5	2	土留・仮締切工 (アンカー工)	削孔深さ	全数量 〔削孔後〕	
						配置誤差	全数量 〔施工後〕	
3	2	10	5	3	土留・仮締切工 (連節ブロック張り工)	法長	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔施工後〕	

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

※撮影頻度

「〇mに1回又は1施工箇所に〇回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事 共通編	2 一般施工	15 擁壁工	1		場所打擁壁工	裏込厚さ	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔施工中〕	
						厚さ 幅 高さ	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔型枠取外し後〕	
3 土木工事 共通編	2 一般施工	15 擁壁工	2		プレキャスト擁壁工	据付状況	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔埋戻し前〕	
3 土木工事 共通編	2 一般施工	15 擁壁工	3		補強土壁工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強 土工法)	高さ 鉛直度	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔施工後〕	
3 土木工事 共通編	2 一般施工	15 擁壁工	4		井桁ブロック工	裏込厚さ	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔施工中〕	
						法長 厚さ	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔埋戻し前〕	
3 土木工事 共通編	2 一般施工	16 浚渫工	3		浚渫船運転工 (ポンプ浚渫船) (グラブ船) (バックホウ浚渫船)	運転状況	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
3 土木工事 共通編	2 一般施工	18 床版工	1		床版工	幅 厚さ 鉄筋の有効高さ 鉄筋のかぶり 鉄筋間隔	1スパンに1回 〔打設前後〕	

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第6編 河川編】

※撮影頻度

「〇mに1回又は1施工箇所に〇回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
6	河川編	1 築堤・護岸	7 法覆護岸工	4	護岸付属物工	幅 高さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
6	河川編	1 築堤・護岸	10 水制工	8	杭出し水制工	径 杭長	1施工箇所に1回 〔打込み前〕	
						幅 方向	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
6	河川編	1 築堤・護岸	13 光ケーブル配管工	3	配管工	配管状況	100mに1回又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
6	河川編	1 築堤・護岸	13 光ケーブル配管工	4	ハンドホール工	厚さ 幅 高さ	100mに1回又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
6	河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管本体工	6	1 函渠工 (本体工)	厚さ 幅 内空幅 内空高	1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	
6	河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管本体工	6	2 函渠工 (ヒューム管) (PC管) (コルゲートパイプ) (ダクタイル鋳鉄管)	据付状況	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔巻立前〕	
6	河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管本体工	7	翼壁工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第6編 河川編】

※撮影頻度

「〇mに1回又は1施工箇所に〇回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	
						撮影項目	撮影頻度[時期]		
6	河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管 本工	8		水叩工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	
6	河川編	4 水門	6 水門 本工	7 8 9 10 11		床版工 堰柱工 門柱工 ゲート操作台工 胸壁工	厚さ 幅 高さ 延長	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
6	河川編	4 水門	9 鋼管理橋 上部工	10	1	支承工 (鋼製支承)	支承取付状況	1スパンに1回 〔取付後〕	
6	河川編	4 水門	9 鋼管理橋 上部工	10	2	支承工 (ゴム支承)	支承取付状況	1スパンに1回 〔取付後〕	
6	河川編	4 水門	12 橋梁付属物 (鋼管理橋)	4		地覆工	地覆の幅 地覆の高さ 有効幅員	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
6	河川編	4 水門	12 橋梁付属物 (鋼管理橋)	5 6		橋梁用防護柵工 橋梁用高欄工	高さ 幅	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
6	河川編	4 水門	12 橋梁付属物 (鋼管理橋)	7		検査路工	高さ 幅	1施工箇所に1回 〔施工後〕	

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第6編 河川編】

※撮影頻度

「〇mに1回又は1施工箇所に〇回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
6	5	6	13		閘門工 土砂吐工	厚さ 幅 高さ 延長	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
6	5	7	8		堰本体工 水叩工 土砂吐工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
6	5	8	3		魚道本体工	厚さ 幅 高さ	40mに1回又は1施工箇所毎に2回 〔施工後〕	
6	5	9	2		管理橋橋台工	厚さ 天端幅 (橋軸方向) 敷幅 (橋軸方向) 高さ 胸壁の高さ 天端長 敷長	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
6	6	4	6		本体工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
6	6	4	7		燃料貯油槽工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
6	6	5	7		コンクリート床版工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第7編 河川海岸編】

※撮影頻度

「〇mに1回又は1施工箇所に〇回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
7	河川海岸編	1 堤防・護岸	12 排水構造物工	5	1	管渠工 (プレキャストパイプ) (プレキャストボックス)		第3編2-3-29 暗渠工に準ずる。
7	河川海岸編	1 堤防・護岸	12 排水構造物工	5	2	管渠工 (コルゲートパイプ) (ダクタイル鋳鉄管)		第3編2-3-29 暗渠工に準ずる。
7	河川海岸編	2 突堤・人工岬	4 突堤基礎工	4		捨石工	法長 天端幅	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔施工後〕
7	河川海岸編	2 突堤・人工岬	4 突堤基礎工	5		吸出し防止工	幅	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔施工後〕
7	河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本體工	5		海岸コンクリートブロック工	数量	全数量 〔製作後〕
							ブロックの形状 寸法	形状寸法が変わる毎に1回 〔製作後〕
							天端幅	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔施工後〕
7	河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本體工	9		石砕工	厚さ 高さ	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔施工後〕
							間詰石状況	1施工箇所に1回 〔施工後〕

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第7編 河川海岸編】

※撮影頻度

「〇mに1回又は1施工箇所〇回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	
						撮影項目	撮影頻度[時期]		
7	河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	10		場所打コンクリート工	幅 高さ	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔型枠取外後〕	
7	河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	11	1	ケーソン工 (ケーソン工製作)	壁厚 幅 高さ 長さ 底版厚さ フーチング高さ	1基毎に1回 〔製作後〕	
7	河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	11	2	ケーソン工 (ケーソン工据付)	据付状況	1施工箇所に1回 〔据付後〕	
7	河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	11	3	ケーソン工 (突堤上部工) 場所打コンクリート 海岸コンクリートブロック	厚さ 幅	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
7	河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	12	1	セルラー工 (セルラー工製作)	壁厚 幅 高さ	1基毎に1回 〔製作後〕	
7	河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	12	2	セルラー工 (セルラー工据付)	据付状況	1施工箇所に1回 〔据付後〕	

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第8編 砂防編】

※撮影頻度

「〇mに1回又は1施工箇所〇回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
8	1	10	6		沈床工		第3編2-3-18 沈床工に準ずる。	
8	2	5	8		魚道工	厚さ 幅 高さ	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔施工後〕	
8	3	4	6	2	鉄筋挿入工	削孔深さ せん孔方向	30%以上 かつ 最小15本以上	
8	3	6	4		山腹明暗渠工	厚さ 幅 高さ 深さ	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔型枠取外し後〕	
8	3	7	4		集排水ポーリング工	削孔深さ 配置誤差	全数量 〔施工後〕	
8	3	7	5		集水井工	偏心量 長さ 巻立て幅 巻立て厚さ	全数量 〔施工後〕	
8	3	9	6		合成杭工	偏心量 数量	全数量 〔打込後〕	
8	4	5	3		現場打擁壁工		第3編2-15-1 現場打擁壁工に準ずる。	

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第8編 砂防編】

※撮影頻度

「〇mに1回又は1施工箇所に〇回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
8	4	5	4		落石防護工		第10編1-11-5落石防護柵工に準ずる。	
8	4	5	5		井桁ブロック工		第3編2-15-4井桁ブロック工に準ずる。	
8	4	5	6		既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)		第3編2-4-4既製杭工に準ずる。	
8	4	5	7		プレキャスト擁壁工		第3編2-15-2プレキャスト擁壁工に準ずる。	
8	4	5	8		補強土壁工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)		第3編2-15-3補強土壁工に準ずる。	
8	4	5	9	1	土留・仮締切工 (H鋼杭) (鋼矢板)		第3編2-10-5土留・仮締切工(H鋼杭・鋼矢板)に準ずる。	

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第8編 砂防編】

※撮影頻度

「〇mに1回又は1施工箇所に〇回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
8	4	5	9	2	土留・仮締切工 (アンカー工)		第3編2-10-5土留・仮締切工 (アンカー工)に準ずる。	
8	4	5	9	3	土留・仮締切工 (連節ブロック張り工)		第3編2-10-5土留・仮締切工 (連節ブロック張り工)に準ずる。	
8	4	5	9	4	土留・仮締切工 (締切盛土)		第3編2-10-5土留・仮締切工 (締切盛土)に準ずる。	
8	4	5	9	5	土留・仮締切工 (中詰盛土)		第3編2-10-5土留・仮締切工 (中詰盛土)に準ずる。	
8	4	6	2		植生工 (種子散布工) (張芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生シート工、植生マット工) (植生筋工) (人工張芝工) (植生穴工)		第3編2-14-2植生工に準ずる。	

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第8編 砂防編】

※撮影頻度

「〇mに1回又は1施工箇所に〇回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
8	4	6	3		吹付工 (コンクリート) (モルタル)		第3編2-14-3吹付工に準ずる。	
8	4	6	4	1	法枠工 (現場打法枠工) (現場吹付法枠工)		第3編2-14-4法枠工に準ずる。	
8	4	6	4	2	法枠工 (プレキャスト法枠工)		第3編2-14-4法枠工に準ずる。	
8	4	6	5	1	かご工 (じゃかご)		第3編2-3-27 かご工(じゃかご工)に準ずる。	
8	4	6	5	2	かご工 (ふとんかご) (かごマット)		第3編2-3-27 かご工(ふとんかご)に準ずる。 第3編2-3-32 かごマット工に準ずる。	

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第8編 砂防編】

※撮影頻度

「〇mに1回又は1施工箇所に〇回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
8	4	7		1	既製杭工		第3編2-4-4既製杭工に準ずる。	
8	4	7		2	場所打杭工		第3編2-4-5場所打杭工に準ずる。	
8	4	7		3	シャフト工(深礎工)		第3編2-4-6深礎工に準ずる。	
8	4	7		4	合成杭工		第8編3-9-6合成杭工に準ずる。	
8	4	7		5	抑止アンカー工 PC法枠工	削孔深さ 配置誤差	全数 [施工後]	

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第9編 ダム編】

※撮影頻度

「Omに1回又は1施工箇所に〇回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
9 ダム編	1 コンクリートダム	4 ダムコンクリートエ			コンクリートダムエ (本体)	天端幅 ジョイント間隔 リフト高 堤幅	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	
9 ダム編	1 コンクリートダム	4 ダムコンクリートエ			コンクリートダムエ (水叩)	ジョイント間隔 幅 長さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	
						打継目処理	奇数ブロック毎に岩着部中間リフト に1回	
9 ダム編	1 コンクリートダム	4 ダムコンクリートエ			コンクリートダムエ (副ダム)	ジョイント間隔 リフト高 堤幅 堤長	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	
9 ダム編	1 コンクリートダム	4 ダムコンクリートエ			コンクリートダムエ (導流壁)	ジョイント間隔 リフト高 厚さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	
9 ダム編	2 フィルダム	4 盛立エ	5		コアの盛立	外側境界線	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	
9 ダム編	2 フィルダム	4 盛立エ	6		フィルターの盛立	外側境界線 盛立幅	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第10編 道路編】

※撮影頻度

「〇mに1回又は1施工箇所に〇回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
10	1	12	5		遮音壁本体工	支柱間隔 支柱ずれ 支柱倒れ 高さ	施工延長5スパンにつき1回 〔施工後〕	
10	2	4			歩道路盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎 400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎 400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎 200mに1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎 40mに1回 〔整正後〕	
10	2	4			歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						平坦性	1工事1回 〔実施中〕	
10	2	5	9		排水性舗装用路肩排水工	据付状況	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔施工中〕	
10	2	7	4		踏掛版工 (コンクリート工) (ラバーシュー) (アンカーボルト)	<コンクリート工> 各部の厚さ 各部の長さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
						<ラバーシュー> 各部の長さ 厚さ		
						<アンカーボルト> 中心のずれ アンカー長		
10	2	9	4	1	大型標識工 (標識基礎工)	幅 高さ	基礎1基毎に1回 〔施工後〕	

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第10編 道路編】

※撮影頻度

「〇mに1回又は1施工箇所に〇回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
10	2	9	4	2	大型標識工 (標識柱工)	設置高さ	1基毎に1回 〔施工後〕	
10	2	12	5	1	ケーブル配管工	配管状況	100mに1回又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
10	2	12	5	2	ケーブル配管工 (ハンドホール)	厚さ 幅 高さ	100mに1回又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
10	2	12	6		照明工 (照明柱基礎工)	幅 高さ	1施工箇所に1回 〔施工前後〕	
10	2	12	7	1	組立歩道工	幅	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
10	2	12	7	2	組立歩道工(支柱基礎工)	幅 高さ	1回/1施工箇所 〔施工後〕	

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第10編 道路編】

※撮影頻度

「○mに1回又は1施工箇所に○回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
10 道路 編	3 橋梁 下部	3 工場 製作 工	3		鋼製橋脚製作工	原寸状況	1脚に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	
						製作状況	適宜 〔製作中〕	
						仮組立寸法 (撮影項目は適宜)	1脚に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕	
10 道路 編	3 橋梁 下部	6 橋台 工	8		橋台躯体工	厚さ 天端幅(橋軸方向) 敷幅(橋軸方向) 高さ 胸壁の高さ 天端長 敷長	全数量 〔型枠取外し後〕	
10 道路 編	3 橋梁 下部	7 R C 橋脚 工	9	1	橋脚躯体工 (張出式) (重力式) (半重力式)	厚さ 天端幅 敷幅 高さ 天端長 敷長	全数量 〔型枠取外し後〕	
10 道路 編	3 橋梁 下部	7 R C 橋脚 工	9	2	橋脚躯体工 (ラーメン式)	厚さ 天端幅 敷幅 高さ 長さ	全数量 〔型枠取外し後〕	
10 道路 編	3 橋梁 下部	8 鋼製 橋脚 工	9	1	橋脚フーチング工 (I型・T型)	幅 高さ 長さ	全数量 〔型枠取外後〕	
10 道路 編	3 橋梁 下部	8 鋼製 橋脚 工	9	2	橋脚フーチング工 (門型)	幅 高さ	全数量 〔型枠取外後〕	
10 道路 編	3 橋梁 下部	8 鋼製 橋脚 工	10	1	橋脚架設工 (I型・T型)	架設状況	架設工法が変わる毎に1回 〔架設中〕	
10 道路 編	3 橋梁 下部	8 鋼製 橋脚 工	10	2	橋脚架設工 (門型)	架設状況	架設工法が変わる毎に1回 〔架設中〕	

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第10編 道路編】

※撮影頻度

「〇mに1回又は1施工箇所に〇回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘要		
						撮影項目	撮影頻度[時期]			
10	道路編	3	橋梁下部	8	鋼製橋脚工	11	現場継手工	継手部のすき間	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
10	道路編	4	鋼橋上部	3	工場製作工	9	橋梁用高欄製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	
								製作状況	適宜 〔製作中〕	
10	道路編	4	鋼橋上部	8	橋梁付属物工	3	落橋防止装置工	アンカーホルト孔の 削孔長	1施工箇所に1回 〔削孔後〕	
10	道路編	5	コンクリート橋上部	6	プレビーム桁橋工	2	プレビーム桁製作工(現場)	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	
								製作状況	適宜 〔製作中〕	
								仮組立寸法	1橋に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕	
								幅 高さ	桁毎に1回 〔型枠取外し後〕	
10	道路編	6	トンネル(NATM)	3	掘削工	2	掘削工	切羽の状況	岩質の変わる毎又は20mに1回以上 〔掘削中〕	
10	道路編	6	トンネル(NATM)	4	支保工	3	吹付工	岩質	岩質の変わる毎に1回 〔掘削中〕	
								湧水状況	適宜 〔掘削中〕	
								吹付面の清掃 状況	40m毎に1回 〔清掃後〕	
								金網の重合せ 状況	40m毎に1回 〔2次吹付前〕	
								吹付け厚さ (検測孔)	40m毎に3箇所 〔吹付後〕	

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第10編 道路編】

※撮影頻度

「〇mに1回又は1施工箇所に〇回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
10 道路編	6 トンネル(NATM)	4 支保工	4 5		ロックボルト工 鋼製支保工	位置間隔 角度 削孔深さ 孔径 突出量	施工パターン毎又は40mに1断面 〔穿孔中〕	
						ロックボルト注入 状況	施工パターン毎又は40mに1断面 〔注入中〕	
						ロックボルト打設 後の状況	施工パターン毎又は40mに1断面 〔打設後〕	
10 道路編	6 トンネル(NATM)	5 覆工	3 4		覆工コンクリート工 側壁コンクリート工	覆工 (巻立空間)	1センチルに1回 〔型枠組立後〕	
						覆工 (厚さ)	1センチルに1回 〔型枠取外し後〕	
						幅 高さ	40mに1回 〔施工後〕	
10 道路編	6 トンネル(NATM)	5 覆工	5		床版コンクリート工	幅 厚さ	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔施工後〕	
10 道路編	6 トンネル(NATM)	5 覆工	6		トンネル防水工	設置状況	40m毎に1回 〔施工中〕	固定 状況
						溶接状況	40m毎に1回 〔施工後〕	
						端末処理	40m毎に左右1回 〔施工後〕	
10 道路編	6 トンネル(NATM)	6 インバート工	4		インバート本体工	インバート (厚さ)	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔埋戻し前〕	
						幅(全幅)	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔施工後〕	
10 道路編	6 トンネル(NATM)	7 坑内付帯工	5		地下排水工	幅 深さ	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔埋戻し前〕	
						管接合据付状況	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔設置後〕	
						フィルター厚さ	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔投入前後〕	
						湧水処理の端末	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔施工後〕	

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第10編 道路編】

※撮影頻度

「〇mに1回又は1施工箇所に〇回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘要	
						撮影項目	撮影頻度[時期]		
10	道路編	6 トンネル(NATM)	8 坑門工	4		坑門本体工	幅 高さ	1施工箇所に1回 〔埋戻し前〕	
10	道路編	6 トンネル(NATM)	8 坑門工	5		明り巻工	覆工 (巻立空間)	1セントルに1回 〔型枠組立後〕	
							覆工 (厚さ)	1セントルに1回 〔型枠取外し後〕	
							幅(全幅) 高さ(内法)	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔施工後〕	
10	道路編	6A トンネル(矢板)	5 覆工	3		覆工コンクリート工	巻立空間	1セントルに1回 〔型枠組立後〕	
							覆工厚さ	1セントルに1回 〔型枠取外し後〕	
							インバート厚さ	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔埋戻し前〕	
							幅(全幅) 高さ(内法)	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔施工後〕	
10	道路編	6A トンネル(矢板)	5 覆工	4		床版コンクリート工	幅 厚さ	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔施工後〕	
10	道路編	6A トンネル(矢板)				インバート本体工	厚さ	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔埋戻し前〕	
							幅	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔施工後〕	
10	道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	2		現場打躯体工	厚さ 内空幅 内空高	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔型枠取外し後〕	
10	道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	4		カラー継手工	厚さ 幅 長さ	1施工箇所に1回 〔設置後〕	

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第10編 道路編】

※撮影頻度

「〇mに1回又は1施工箇所に〇回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
10	11	6	5	1	防水工 (防水)	幅	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔施工後〕	
10	11	6	5	2	防水工 (防水保護工)	厚さ	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔施工後〕	
10	11	6	5	3	防水工 (防水壁)	高さ 幅 厚さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
10	11	7	2		プレキャスト躯体工	据付状況	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔埋戻し前〕	
10	12	5	2		管路工(管路部)	敷設状況	100mに1回又は1施工箇所に2回 〔敷設後〕	
10	12	5	3		プレキャストボックス工(特殊部)	据付状況	100mに1回又は1施工箇所に2回 〔据付後〕	

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第10編 道路編】

※撮影頻度

「〇mに1回又は1施工箇所に〇回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
10	12	5	4		現場打ちボックス工(特殊部)	厚さ 内空幅 内空高	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔型枠取外し後〕	
10	12	6	2		ハンドホール工	厚さ 幅 高さ	100mに1回又は1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	
10	14	4	5		切削オーバーレイ工	平坦性	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
						タックコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						整正状況	400mに1回 〔施工後〕	
10	14	4	7	1	路上再生工 (路盤)	敷均厚 転圧状況	各層毎 400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況 厚さ	各層毎 400mに1回 〔整正後〕	
10	14	4	7	2	路上再生工 (表層)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	
						平坦性	1工事に1回 〔実施中〕	
10	14	4	11		グルーピング工	出来ばえ	施工日に1回 〔施工前後〕	
10	16	3	4		桁補強材製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	
						製作状況	適宜 〔製作中〕	
						仮組立寸法 (撮影項目は適宜)	1橋に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕	

13 汚濁防止膜工

工種	撮影区分	撮影項目	撮影箇所		基準		注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期	撮影時期	撮影時期	
汚濁防止膜工	施工管理	取付け、組立て	取付け、組立状況	組立時、全体及び部分	組立時、全体及び部分	カーテンの接続、アンカー等の取付状況が判明できるように撮影	
		設置	設置状況	設置時	設置時	作業状況が判明できるように使用船舶機械を配慮し撮影	
	品質管理	除去	除去状況	撤去時	撤去時		
		カーテンの種類、形状	カーテン	組立時、種類及び形状毎	組立時、種類及び形状毎	カーテンの種類、規格、形状等が判明できるように撮影	
出来形管理	汚濁防止膜の構造	アンカー、フロート、ワイヤー等	組立時、種類及び形状毎	組立時、種類及び形状毎	アンカー、フロート、ワイヤー等の規格形状等が判明できるように撮影		
	設置位置	設置状況	設置完了後	設置完了後	正面、側面等全体の設置状況が判明できるように撮影		

上記以外の工種については、他の類似工種を参照のうえ、実施するものとする。
 なお、類似工種の無い工種については、「港湾工事共通仕様書」（国土交通省港湾局編集）の“港湾工事写真管理基準”を参照のこと。

第3 森林土木工事の部

出来形管理以外の写真管理は、一般土木工事の部を適用する。

出来形管理写真撮影箇所一覧表（規定工種以外の工種は、一般土木工事の部を適用する。）

※撮影頻度

「〇mに1回又は1施工箇所に〇回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
12 治山 林道 編	1 溪間 工	3 コン クリ ート ダム 工			コンクリート側壁工	裏込厚さ	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔施工中〕	
						天端幅 長さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	
12 治山 林道 編	1 溪間 工	3 コン クリ ート ダム 工			水叩工	基礎礫厚さ	1施工箇所に1回 〔施工中〕	
						幅 厚さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	
12 治山 林道 編	1 溪間 工	4 鋼製 ダム 工			水叩工 (鋼製枠)	詰石投入	1施工箇所に1回 〔施工中〕	
						幅 厚さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	
12 治山 林道 編	1 溪間 工	6 木製 ダム			木製ダム	詰石投入	1施工箇所に1回 〔施工中〕	
						天端幅 堤幅 水通しの幅	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	
12 治山 林道 編	1 溪間 工	7 護岸 工			護岸工 (木製)	詰石投入	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔施工中〕	
						幅 高さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	
12 治山 林道 編	1 溪間 工	9 流路 工			流路工 (コンクリート)	裏込・基礎礫厚 さ	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔施工中〕	
						厚さ 幅 高さ	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔型枠取外し後〕	
12 治山 林道 編	1 溪間 工	9 流路 工			帯工	天端幅 水通し幅 高さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	

第3 森林土木工事の部

出来形管理以外の写真管理は、一般土木工事の部を適用する。

出来形管理写真撮影箇所一覧表（規定工種以外の工種は、一般土木工事の部を適用する。）

※撮影頻度

「〇mに1回又は1施工箇所に〇回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
12 治山 林道 編	2 山 腹 工	3 法 切 工			法切工	土質等の判別	地質が変わる毎に1回 〔掘削中〕	
						法長	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔掘削後〕	
12 治山 林道 編	2 山 腹 工	4 土 留 工			土留工 (木製)	高さ 幅	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔施工後〕	
12 治山 林道 編	2 山 腹 工	8 柵 工			柵工(編柵) 丸太柵工(木柵工)	高さ 杭間隔	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔施工後〕	
12 治山 林道 編	2 山 腹 工	10 筋 工			筋工(石筋) 筋工(萱) 植生土のう筋工	高さ	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔施工後〕	
12 治山 林道 編	5 林 道 工	4 擁 壁 工	4 拘 束 土 壁 工		拘束土壁工	厚さ	40mに1回又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
						控え長さ	各段毎に1回 〔施工後〕	

第4 農業土木工事の部

写真撮影箇所一覧表（規定工種以外の工種は、一般土木工事の部を適用する。）

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要	
						撮影項目	撮影時期	撮影頻度[時期]		
1 3 農業 基盤 編	1 農地等 基盤 整備 工事 共通 事項	3 共通 的 工 種	1		砂利舗装	厚さ、幅	施工後	200mに1箇所、最低2箇所		
				3 水路 工	1	現場打ちコンクリート 水路工	打継目処理状況	施工中	2 スパンに1箇所	
							幅、高さ、厚さ、配筋	施工後		
					2	二次製品水路工（L 型、大型水路）	コンクリート二次製品大型フリ ューム水路は、布設を、鉄筋 コンクリートL型水路は、布 設、厚さ、幅	施工後	施工延長100mに1箇所 上記未満は2箇所	
				3	二次製品水路工（U 字溝・ベンチフリュー ム）	布設	施工後	施工延長100mに1箇所 上記未満は2箇所		
	2 ほ場 整備 工事	3 整地 工	1 整地 工	1	整地工 （表土剥ぎ取り） （基盤整地） （表土整地）	現況表土厚	施工前	各筆1箇所		
						基盤整地状況	施工中			
						表土整地状況	施工中			
			2	畦畔工	施工状況 仕上げ状況 高さ、幅	施工中 仕上げ時 施工後	1 耕区に1箇所			
4 暗渠 排水 工			3	吸水渠工 集水渠工	<ul style="list-style-type: none"> ●埋設深、埋設間隔 ●吸水渠、集水渠掘進断面 （掘削深、掘削巾）吸水管布 設状況（掘削断面と同時に よい）被覆（巾、厚さ、充填状 況） ●水閘、立ち上り、継手類（接 合、布設状況） ●埋戻、残土処理、石礫等の 処理状況 ●使用材料の搬入状況 	施工中 施工後	<ul style="list-style-type: none"> ●200mに1箇所 ●吸水渠は路線毎に上、下 流端及び中間点 ●集水渠は1箇所 ●水閘・立ち上りは1箇所 			
8 構 造 物 取 壊		構造物取壊	高さ・幅・長さ	施工前	一構造物1枚	臨場により段階 確認を行ったも のは状況写真。				

第4 農業土木工事の部

写真撮影箇所一覧表（規定工種以外の工種は、一般土木工事の部を適用する。）

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影時期	撮影頻度[時期]	
1 3 農業基盤編	3 管水路工	5 管体基礎工	1 砂基礎	1	砂基礎工	基礎、埋戻しの厚さ、幅、敷均し、締固め状況	施工中 施工後	施工延長100mに1箇所 上記未满是2箇所	
					6 管体工	1 硬質ポリ塩化ビニル管布設工	硬質塩化ビニル管工 強化プラスチック複合管工 ダクタイル鋳鉄管工	管布設状況	施工中
		ジョイント関係	施工後						
	4 ため池改修工事	3 堤体工			堤体工 (出来形管理)	盛土幅員、まき出し厚さ、転圧、法長、法面(芝)、法勾配、排水側溝、その他	施工中 施工後	施工延長おおむね20m～40mにつき1箇所	
					堤体工 (品質管理:材料)	締固め試験 土粒子の密度試験 含水比試験 土の粒度試験 土の透水試験 土の液性・塑性限界試験 土の三軸圧縮試験 土の一軸圧縮試験 圧密試験 土のせん断試験	試験実施中	試験毎に1回	
					堤体工 (品質管理:施工)	土の含水比試験 現場密度の測定 現場透水試験	試験実施中	試験毎に1回	
		5 洪水吐工			洪水吐工	床掘、基礎、幅、高さ、配筋、打継目、パイプ布設、外観検査、ジョイント関係、その他	施工中 施工後	おおむね2スパンにつき1箇所 箇所単位の構造物については適宜	

第4 農業土木工事の部

写真撮影箇所一覧表（規定工種以外の工種は、一般土木工事の部を適用する。）

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影時期	撮影頻度[時期]	
13 農業基盤編	4 ため池改修工事	6 取水施設工			樋管工・同上付帯構造物（土砂吐ゲート等）	床掘、基礎、幅、高さ、厚さ、配筋、打継目、その他	施工中 施工後	施工延長おおむね10mにつき1箇所 箇所単位の構造物については適宜	
		8 グラウチング工			ボーリンググラウチング	削孔長は全数、その他必要箇所	施工中 施工後	ボーリングの削孔長を全数	

5 技術管理要綱標準様式集(要綱第4条第3項)

様式－1 施工計画書(標準様式(規格A4))

施工計画書については、高知県建設工事共通仕様書(以下「仕様書」という。)に提出を義務づけているが、次の事項により作成区分、作成方法等を定める。

1 作成区分

作成区分として、一工事、二工事、三工事に区分する。

(1) 一工事

- ・請負金額3千万円以上の工事。
- ・急傾斜地崩壊対策工事。

(2) 二工事

- ・請負金額1千万円以上、3千万円未満の工事。

(3) 三工事

- ・請負金額500万円以上、1千万円未満の工事。

(4) 提出を省略できる工事

- ・緊急を要する工事。
- ・請負金額500万円未満の工事。

2 作成方法

施工計画書は、高知県建設工事共通仕様書で「請負者は、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に提出しなければならない。」と規定しており、次の事項を作成区分により記載しなければならない。

(1) 工事概要

(2) 計画工程表

(3) 現場組織表

(4) 主要機械・船舶

(5) 主要材料

(6) 施工方法(仮設備計画を含む)

(7) 施工管理計画

(8) 緊急時の体制

(9) 交通管理

(10) 安全管理

(11) 現場作業環境の整備

(12) 環境対策

(13) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法

(14) その他

以上の項目について、請負者は契約図書に指定されている事項を工事実行計画に基づき記載しなければならない。

また、工事中は施工計画書どおり実行されているか点検するとともに、内容に変更が生じた場合は、その都度当該工事に着手する前に施工計画書を変更しなければならない。

なお、監督職員の指示した項目については、詳細な施工計画書を作成するものとする。

3 打合わせ簿

打合わせ記録

(一工事・二工事・三工事)

4 一工事・二工事別 目次別一覧表

一般工事(一工事・二工事・三工事)

- | | |
|------------------------------|--------------------------|
| (1) 表紙 | (一工事・二工事・三工事) |
| (2) 目次 | (一工事・二工事・三工事) |
| (3) 工事概要 | |
| ア 工事概要 | (一工事・二工事・三工事) |
| イ 施工特性 | (一工事・二工事・三工事) |
| (4) 計画工程 | (一工事・二工事) |
| (5) 現場組織 | |
| ア 組織表 | (一工事) |
| イ 下請組織(施工体系図) | (一工事)(下請があれば二工事・三工事でも必要) |
| ウ 現場職員経歴表 | (一工事) |
| エ 作業主任一覧表 | (一工事) |
| (6) 主要機械・船舶 | (一工事・二工事) |
| (7) 主要材料 | (一工事・二工事・三工事) |
| (8) 施工方法(仮設備計画を含む) | |
| ア 作業フロー | (一工事) |
| イ 施工方法 | (一工事) |
| ウ 仮設備計画 | (一工事) |
| (9) 施工管理 | |
| ア 下請管理 | (一工事・二工事) |
| イ 工程管理計画 | (一工事・二工事) |
| ウ 品質管理計画表 | (一工事・二工事) |
| エ 出来形管理計画表 | (一工事・二工事) |
| オ 写真管理計画表 | (一工事) |
| カ 段階確認計画・実施表 | (一工事・二工事) |
| キ 工事損害影響調査 | (一工事・二工事) |
| ク 気象管理 | (一工事・二工事) |
| (10) 緊急時の体制 | |
| ア 連絡系統図 | (一工事・二工事・三工事) |
| イ 緊急体制組織 | (一工事・二工事・三工事) |
| ウ 緊急出動人員等 | (一工事・二工事・三工事) |
| (11) 交通管理 | (一工事・二工事・三工事) |
| (12) 安全管理 | |
| ア 工事安全管理対策 | (一工事・二工事・三工事) |
| イ 第三者施設安全管理対策 | (一工事・二工事・三工事) |
| ウ 工事安全教育等 | (一工事・二工事・三工事) |
| エ 現場備品整備 | (一工事・二工事・三工事) |
| (13) 現場作業環境の整備 | (一工事) |
| (14) 環境及び地元対策 | (一工事・二工事) |
| (15) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法 | (一工事・二工事・三工事) |